

平成25年3月29日  
号外第2号  
毎週火・金曜日発行

# 秋田県公報



## 目次

### 規 則

- 秋田県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（26・障害福祉課）……………1
- 秋田県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（27・障害福祉課）……………13
- 秋田県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（28・障害福祉課）……………20
- 秋田県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（29・障害福祉課）…58
- 秋田県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（30・障害福祉課）……70
- 秋田県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（31・障害福祉課）……………83

## 規 則

秋田県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

秋田県知事 佐竹敬久

### 秋田県規則第二十六号

秋田県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

#### 目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 児童発達支援
  - 第一節 人員、設備及び運営に関する基準（第三条―第四十条）
  - 第二節 基準該当通所支援に関する基準（第四十一条―第四十五条）
- 第三章 医療型児童発達支援（第四十六条―第五十一条）
- 第四章 放課後等デイサービス
  - 第一節 人員、設備及び運営に関する基準（第五十二条―第五十五条）
  - 第二節 基準該当通所支援に関する基準（第五十六条―第五十八条）
- 第五章 保育所等訪問支援（第五十九条―第六十二条）
- 第六章 多機能型事業所に関する特例（第六十三条）

#### 附則

##### 第一章 総則

（趣旨）

**第一条** この規則は、秋田県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年秋田県条例第六十四号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

**第二条** この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 通所給付決定 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第二十一条の五の五第一項に規定する通所給付決定をいう。
- 二 通所受給者証 法第二十一条の五の七第九項に規定する通所受給者証をいう。
- 三 支給量 法第二十一条の五の七第七項に規定する支給量をいう。
- 四 通所給付決定の有効期間 法第二十一条の五の七第八項に規定する通所給付決定の有効期間をいう。

##### 第二章 児童発達支援

###### 第一節 人員、設備及び運営に関する基準

（従業者）

**第三条** 条例第五条第一項の規定による従業者の配置は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるところによらなければならない。

- 一 指導員又は保育士 条例第四条に規定する指定児童発達支援（以下単に「指定児童発達支援」という。）の単位（指定児童発達支援であつて、その提供が同時に一又は複数の障害児に対し一体的に行われるものをいう。以下この節において同じ。）ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる指導員又は保育士の合計数が、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める数となるように置くこと。
    - (一) 障害児の数が十人以下の場合 二人以上
    - (二) 障害児の数が十人を超える場合 二人に、障害児の数が十人を超えて五人又は五人に満たない端数を増すごとに一人を加えて得た数以上
  - 二 児童発達支援管理責任者（秋田県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年秋田県条例第七十三号）第三十五条第一項の児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。） 一人以上置くこと。
- 2 前項第一号の規定にかかわらず、条例第五条第二項の規定により同項に規定する機能訓練担当職員（以下単に「機能訓練担当職員」という。）を置く同条第一項に規定する指定児童発達支援事業所（以下単に「指定児童発達支援事業所」という。）（児童発達支援センターであるものを除く。）において、当該機能訓練担当職員が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員の員数を同号の合計数に含めることができる。
- 3 条例第五条第三項の規定による従業者の配置は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるところによらなければならない。
- 一 嘱託医 一人以上置くこと。
  - 二 看護師 一人以上置くこと。
  - 三 児童指導員又は保育士 一人以上置くこと。
  - 四 機能訓練担当職員 一人以上置くこと。
  - 五 児童発達支援管理責任者 一人以上置くこと。
- 4 第一項第一号の指導員又は保育士のうち一人以上は、常勤でなければならない。
- 5 第一項第二号の児童発達支援管理責任者のうち一人以上は、専任かつ常勤でなければならない。
- 第四条** 条例第六条第一項の規定による従業者の配置は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるところによらなければならない。
- 一 嘱託医 一人以上置くこと。
  - 二 児童指導員及び保育士 次に掲げる基準を満たすこと。
    - (一) 児童指導員及び保育士の総数が、指定児童発達支援の単位ごとに、おおむね障害児の数を四で除して得た数以上となるように置くこと。
    - (二) 児童指導員は、一人以上置くこと。
    - (三) 保育士は、一人以上置くこと。
  - 三 栄養士 一人以上置くこと。
  - 四 調理員 一人以上置くこと。
  - 五 児童発達支援管理責任者 一人以上置くこと。
- 2 前項第二号(一)の規定にかかわらず、条例第六条第二項の規定により機能訓練担当職員を置く指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。）においては、当該機能訓練担当職員の員数を同号(一)の総数に含めることができる。
- 3 条例第六条第三項の規定による従業者の配置は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるところによらなければならない。この場合において、当該従業者については、第一項第二号(一)の規定にかかわらず、その員数を同号(一)の総数に含めることができる。
- 一 言語聴覚士 指定児童発達支援の単位ごとに四人以上置くこと。
  - 二 機能訓練担当職員 機能訓練を行うために必要な数置くこと。
- 4 条例第六条第四項の規定による従業者の配置は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるところによらなければならない。この場合において、当該従業者については、第一項第二号(一)の規定にかかわらず、その員数を同号(一)の総数に含めることができる。
- 一 看護師 一人以上置くこと。
  - 二 機能訓練担当職員 一人以上置くこと。
- 5 条例第六条第一項第二号から第六号までに掲げる従業者、同条第二項の機能訓練担当職員並びに同条第三項各号及び第四項各号に掲げる従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合には、同条第一項第四号の栄養士及び同項第五号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。
- （従たる事業所を設置する場合の従業者の配置の基準）

**第五条** 条例第八条第一項の規定により主たる事業所と一体的に管理運営を行う事業所（以下「従たる事業所」という。）を設置する指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）においては、主たる事業所及び従たる事業所の従業者（児童発達支援管理責任者を除く。）のうちそれぞれ一人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は当該従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。

（設備及び備品）

**第六条** 条例第九条第一項の規則で定める設備及び備品は、便所その他指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品とする。

2 条例第九条第一項の規定による設備及び備品の設置は、指導訓練室に訓練に必要な機械器具等を備えることにより行わなければならない。

**第七条** 条例第十条第一項の規則で定める設備及び備品は、便所その他指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品とする。

2 条例第十条第一項の規定による設備及び備品の設置は、次の各号に掲げる設備及び備品の区分に応じ、当該各号に定めるところによらなければならない。ただし、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。）又は主として重症心身障害児（法第七条第二項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては、この限りでない。

一 指導訓練室 次に掲げる基準を満たすこと。

(一) 定員は、おおむね十人とする。

(二) 障害児一人当たりの床面積は、二・四七平方メートル以上とすること。

二 遊戯室 障害児一人当たりの床面積は、一・六五平方メートル以上とすること。

（契約支給量等の記載等）

**第八条** 条例第五条第一項に規定する指定児童発達支援事業者（以下単に「指定児童発達支援事業者」という。）は、指定児童発達支援を提供するときは、当該指定児童発達支援の内容、通所給付決定保護者に提供することを契約した指定児童発達支援の量（以下「契約支給量」という。）その他の必要な事項（以下「通所受給者証記載事項」という。）を通所給付決定保護者の通所受給者証に記載しなければならない。

2 契約支給量の総量は、当該通所給付決定保護者の支給量を超えてはならない。

3 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の利用に係る契約をしたときは、市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対し、遅滞なく、通所受給者証記載事項その他の必要な事項を報告しなければならない。

4 前三項の規定は、通所受給者証記載事項に変更があつた場合について準用する。

（連絡調整に対する協力）

**第九条** 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の利用について市町村又は障害児相談支援事業を行う者が行う連絡調整にできる限り協力しなければならない。

（サービス提供困難時の対応）

**第十条** 指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、指定児童発達支援の利用の申込みを行った通所給付決定保護者（以下「利用申込者」という。）に係る障害児に対し自ら適切な指定児童発達支援を提供することが困難であると認めた場合は、速やかに、適当な他の指定児童発達支援事業者等の紹介その他の必要な措置を講じなければならない。

（受給資格の確認）

**第十一条** 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供を求められた場合は、通所給付決定保護者の提示する通所受給者証によつて、通所給付決定の有無、通所給付決定をされた指定通所支援の種類、通所給付決定の有効期間、支給量その他必要な事項を確認するものとする。

（障害児通所給付費の支給の申請に係る援助）

**第十二条** 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援に係る通所給付決定を受けていない者から利用の申込みがあつた場合は、その者の意向を踏まえ、速やかに障害児通所給付費の支給の申請が行われるように必要な援助を行わなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援に係る通所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、通所給付決定の有効期間の終了に伴う障害児通所給付費の支給の申請について必要な援助を行わなければならない。

（心身の状況等の把握）

**第十三条** 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たつては、障害児の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況その他の状況の把握に努めなければならない。

（指定障害児通所支援事業者等との連携等）

**第十四条** 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たつては、県、市町村、他の指定障害児通所支援事業者等、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「障害者総合支援法」という。）第五条第一項に規定する障害福祉サービス（以下単に「障害福祉サービス」という。）

を提供する者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供の終了に際しては、障害児又はその家族に対し適切な援助を行うとともに、県、市町村、他の指定障害児通所支援事業者等、障害福祉サービスを提供する者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(指定児童発達支援の提供の記録)

**第十五条** 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供した際は、当該指定児童発達支援を提供した日、その内容その他必要な事項を、当該指定児童発達支援の提供の都度記録しなければならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、前項の規定による記録に際しては、指定児童発達支援を提供したことについて通所給付決定保護者の確認を受けなければならない。

(通所給付決定保護者に金銭の支払を求めることができる場合等)

**第十六条** 条例第十四条第一項及び第二項並びに次条第一項に定める場合のほか、指定児童発達支援事業者が指定児童発達支援を提供する障害児に係る通所給付決定保護者に対し金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接当該障害児の便益を向上させるものであって、当該通所給付決定保護者に支払を求めることが適当であるものである場合に限るものとする。

- 2 指定児童発達支援事業者は、前項の規定により金銭の支払を求める場合は、当該金銭の使途及び額並びに当該通所給付決定保護者に金銭の支払を求める理由について、書面によって明らかにするとともに、当該通所給付決定保護者に説明を行い、その同意を得なければならない。

(通所利用者負担額等の受領等)

**第十七条** 指定児童発達支援事業者は、条例第十四条第一項及び第二項に定める場合のほか、通所給付決定保護者から指定児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち次に掲げる費用(第一号に掲げる費用にあつては、児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所に係るものに限る。)の額の支払を受けることができる。

一 食事の提供に要する費用

二 日用品費

三 前二号に掲げるもののほか、指定児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの

- 2 前項第一号に掲げる費用については、厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

3 指定児童発達支援事業者は、条例第十四条第一項若しくは第二項又は第一項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に交付しなければならない。

- 4 指定児童発達支援事業者は、第一項の費用に係るサービスの提供に当たっては、当該サービスの内容及び費用について、あらかじめ、通所給付決定保護者に説明を行い、その同意を得なければならない。

(通所利用者負担額に係る管理)

**第十八条** 指定児童発達支援事業者は、通所給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定児童発達支援事業者が提供する指定児童発達支援及び他の指定障害児通所支援事業者等が提供する指定通所支援を受けた場合において、当該障害児に係る通所給付決定保護者から依頼があつたときは、当該指定児童発達支援及び当該他の指定通所支援に係る通所利用者負担額の合計額(以下「通所利用者負担額合計額」という。)を算定しなければならない。この場合において、当該指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援及び当該他の指定通所支援の状況を確認の上、当該通所利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該通所給付決定保護者及び当該他の指定通所支援を提供した指定障害児通所支援事業者等に通知しなければならない。

(障害児通所給付費の額に係る通知等)

**第十九条** 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定児童発達支援に係る障害児通所給付費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費の額を通知しなければならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、条例第十四条第二項の規定により法定代理受領を行わない指定児童発達支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該指定児童発達支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を交付しなければならない。

(指定児童発達支援の提供の方針)

**第二十条** 指定児童発達支援事業所の従業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、通所給付決定保護者及び障害児に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

(児童発達支援計画の作成等)

**第二十一条** 指定児童発達支援事業所の管理者は、児童発達支援管理責任者に児童発達支援計画(指定児童発達支援に係る条例第三条第一項に規定する通所支援計画をいう。以下同じ。)の作成に関する業務を担当させるものとする。

- 2 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有

する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、障害児の発達を支援する上での適切な支援の内容を検討しなければならない。

- 3 児童発達支援管理責任者は、アセスメントを行うに当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に面接しなければならない。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を当該通所給付決定保護者及び障害児に対し十分に説明し、その理解を得なければならない。
- 4 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援の内容の検討を行った結果に基づき、通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援の目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、指定児童発達支援の具体的な内容、指定児童発達支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した児童発達支援計画の原案を作成しなければならない。この場合において、児童発達支援管理責任者は、障害児の家族に対する援助及び当該指定児童発達支援事業所において提供する指定児童発達支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて当該児童発達支援計画の原案に位置付けるように努めなければならない。
- 5 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、障害児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、児童発達支援計画の原案について意見を求めるものとする。
- 6 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に対し、当該児童発達支援計画の原案について説明し、文書によりその同意を得なければならない。
- 7 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画を作成した際には、当該児童発達支援計画を通所給付決定保護者に交付しなければならない。
- 8 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成後、当該児童発達支援計画の実施状況の把握（障害児についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも六月に一回以上、当該児童発達支援計画の見直しを行い、必要に応じて、当該児童発達支援計画の変更を行うものとする。
- 9 児童発達支援管理責任者は、モニタリングを行うに当たっては、通所給付決定保護者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところによらなければならない。
  - 一 定期的に通所給付決定保護者及び障害児に面接すること。
  - 二 定期的にモニタリングの結果を記録すること。
- 10 第二項から第七項までの規定は、第八項の児童発達支援計画の変更について準用する。

（児童発達支援管理責任者の業務）

**第二十二條** 条例第十六条第三号の規則で定める業務は、次条の規定による相談及び援助に関する業務とする。

（相談及び援助）

**第二十三條** 指定児童発達支援事業者は、常に障害児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、当該障害児又はその家族からの相談に適切に応ずるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

（指導及び訓練）

**第二十四條** 指定児童発達支援事業者は、障害児の適性に応じ、当該障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるように、適切に指導及び訓練を行わなければならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、障害児が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めることができるように、あらゆる機会を通じて支援を行わなければならない。
- 3 指定児童発達支援事業者は、常時一人以上の従業者を指導及び訓練に従事させなければならない。
- 4 指定児童発達支援事業者は、障害児に対し、当該障害児に係る通所給付決定保護者の負担により、当該指定児童発達支援事業所の従業者以外の者による指導及び訓練を受けさせてはならない。

（食事）

**第二十五條** 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。）において障害児に食事を提供するに当たっては、食品の種類及び調理方法について栄養並びに障害児の身体的状況及び嗜好を考慮した食事とするとともに、できる限り変化に富み、障害児の健全な発育に必要な栄養量を含有する献立によらなければならない。

- 2 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行われなければならない。
- 3 指定児童発達支援事業所においては、障害児の食育の推進に努めなければならない。

（社会生活上の便宜の供与等）

**第二十六條** 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所に教養娯楽設備等を備えるほか、適宜障害児のためのレクリエーション行事を行わなければならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、常に障害児の家族との連携を図るよう努めなければならない。

（健康診断等）

**第二十七條** 指定児童発達支援事業者（児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所において指定児童発達支

援の事業を行う者に限る。以下この条において同じ。)は、常に障害児の健康の状況に注意するとともに、障害児に対し、通所開始時の健康診断、少なくとも一年に二回の定期的健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法(昭和三十三年法律第五十六号)第十一条及び第十三条に規定する健康診断に準じて行わなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、前項の規定にかかわらず、障害児に対し、次の表の上欄に掲げる健康診断が行われた場合であつて、当該健康診断がそれぞれ同表の下欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当するものであると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、指定児童発達支援事業者は、それぞれ同表の上欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における通所開始前の健康診断	通所開始時の健康診断
障害児が通学する学校における健康診断	定期的健康診断又は臨時の健康診断

3 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものに限る。)の従業員の健康管理について綿密な注意を払わなければならない。

(通所給付決定保護者に関する市町村への通知)

**第二十八条** 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によつて障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(管理者の責務)

**第二十九条** 指定児童発達支援事業所の管理者は、当該指定児童発達支援事業所の従業員に条例第十一条から第十八条まで、第二十条から第二十四条まで及び第二十六条から第二十八条までの規定並びに第八条から前条まで及び次条から第四十条までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(勤務体制の確保等)

**第三十条** 指定児童発達支援事業者は、障害児に対し適切な指定児童発達支援を提供することができるように、指定児童発達支援事業所ごとに、従業員の勤務体制を定めておかななければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の従業員によつて指定児童発達支援を提供しなければならない。ただし、障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定児童発達支援事業者は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(衛生管理等)

**第三十一条** 指定児童発達支援事業者は、障害児の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(協力医療機関)

**第三十二条** 指定児童発達支援事業者は、障害児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかななければならない。

(掲示)

**第三十三条** 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所の見やすい場所に、条例第二十条各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程の概要、従業員の勤務体制、前条の協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(情報の提供等)

**第三十四条** 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を利用しようとする障害児がこれを適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定児童発達支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うように努めなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援事業者について広告をする場合には、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

**第三十五条** 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業を行う者若しくは障害者総合支援法第五条第十七項に規定する一般相談支援事業若しくは同項に規定する特定相談支援事業を行う者(以下「障害児相談支援事業者等」という。)、障害福祉サービスを提供する者等又はその従業員に対し、障害児又はその家族に当該指定児童発達支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスを提供する者等又はその従業者から、障害児又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を受受してはならない。  
(苦情への対応)
- 第三十六条** 指定児童発達支援事業者は、その提供した指定児童発達支援に関する障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、当該苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定児童発達支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容その他必要な事項を記録しなければならない。  
(地域との連携等)
- 第三十七条** 指定児童発達支援事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又は民間の団体との連携及び協力その他の地域との交流に努めなければならない。
- 2 指定児童発達支援事業者（児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所において指定児童発達支援の事業を行うものに限る。）は、通常の事業の実施地域における障害児の福祉に関し、その家庭からの相談に応じ、必要な援助を行うように努めなければならない。  
(事故発生時の対応)
- 第三十八条** 指定児童発達支援事業者は、条例第二十七条第一項の事故の状況及び同項の規定により講じた措置について記録しなければならない。
- 2 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに、その損害の賠償をしなければならない。  
(会計の区分)
- 第三十九条** 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定児童発達支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。  
(記録の整備)
- 第四十条** 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定児童発達支援を提供した日から五年間保存しなければならない。
- 一 児童発達支援計画
  - 二 条例第二十三条第二項の規定による身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為の態様及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項の記録
  - 三 第十五条第一項の規定による指定児童発達支援の提供の記録
  - 四 第二十八条の規定による通所給付決定保護者に関する市町村への通知に係る記録
  - 五 第三十六条第二項の規定による苦情の内容その他必要な事項の記録
  - 六 第三十八条第一項の規定による事故の状況及び当該事故に際して講じた措置についての記録
- 第二節 基準該当通所支援に関する基準**  
(従業者)
- 第四十一条** 条例第二十九条第一項の規定による従業者の配置は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるところによらなければならない。
- 一 指導員又は保育士 条例第二十九条第一項に規定する基準該当児童発達支援（以下単に「基準該当児童発達支援」という。）の単位（基準該当児童発達支援であつて、その提供が同時に一又は複数の障害児に対し一体的に行われるものをいう。）ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当児童発達支援の提供に当たる指導員又は保育士の合計数が、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める数となるように置くこと。
    - (一) 障害児の数が十人以下の場合 二人以上
    - (二) 障害児の数が十人を超える場合 二人に、障害児の数が十人を超えて五人又は五人に満たない端数を増すごとに一人を加えて得た数以上
  - 二 児童発達支援管理責任者 一人以上置くこと。
- (設備及び備品)
- 第四十二条** 条例第三十条第一項の規則で定める設備及び備品は、便所その他基準該当児童発達支援の提供に必要な設備及び備品とする。
- 2 条例第三十条第一項の規定による設備及び備品の設置は、指導訓練を行う場所に訓練に必要な機械器具等を備えることにより行わなければならない。  
(準用)
- 第四十三条** 第八条から第十六条まで、第十七条第一項、第三項及び第四項、第十九条第二項、第二十条から第二十四条まで、第二十六条、第二十八条から第三十六条まで、第三十七条第一項並びに第三十八条から第四十条までの規定は、基準該当児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第十二条（見出しを含む。）中「障害児通

所給付費」とあるのは「特例障害児通所給付費」と、第十六条第一項中「第十四条第一項及び第二項並びに次条第一項」とあるのは「第三十二条において準用する条例第十四条第二項の規定及び第四十三条において準用する次条第一項の規定」と、第十七条第一項中「第十四条第一項及び第二項」とあり、及び同条第三項中「第十四条第一項若しくは第二項」とあるのは「第三十二条において準用する条例第十四条第二項」と、第十九条第二項中「条例」とあるのは「条例第三十二条において準用する条例」と、第二十一条の見出し、同条第一項、第二項、第四項から第八項まで及び第十項中「児童発達支援計画」とあるのは「基準該当児童発達支援計画」と、第二十二条中「条例」とあるのは「条例第三十二条において準用する条例」と、「次条」とあるのは「第四十三条において準用する次条」と、第二十八条中「障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費」とあるのは「特例障害児通所給付費」と、第二十九条中「第十一条から第十八条まで、第二十条から第二十四条まで及び第二十六条から第二十八条までの規定並びに第八条から前条まで及び次条」とあるのは「第三十一条並びに第三十二条において準用する条例第十二条、第十三条、第十四条第二項及び第三項、第十五条から第十八条まで、第二十条から第二十四条まで並びに第二十六条から第二十八条までの規定並びに第四十三条において準用する第八条から第十六条まで、第十七条第一項、第三項及び第四項、第十九条第二項、第二十条から第二十四条まで、第二十六条、前条、次条から第三十六条まで、第三十七条第一項並びに第三十八条」と、第三十三条中「条例」とあるのは「条例第三十二条において準用する条例」と、「前条」とあるのは「第四十三条において準用する前条」と、第三十八条第一項中「条例」とあるのは「条例第三十二条において準用する条例」と、第四十条第一号中「児童発達支援計画」とあるのは「基準該当児童発達支援計画」と、同条第二号中「条例」とあるのは「条例第三十二条において準用する条例」と、同条第三号中「第十五条第一項」とあるのは「第四十三条において準用する第十五条第一項」と、同条第四号中「第二十八条」とあるのは「第四十三条において準用する第二十八条」と、同条第五号中「第三十六條第二項」とあるのは「第四十三条において準用する第三十六條第二項」と、同条第六号中「第三十八條第一項」とあるのは「第四十三条において準用する第三十八條第一項」と読み替えるものとする。

(指定生活介護事業所に関する特例)

**第四十四条** 条例第三十三条の規則で定める要件は、次のとおりとする。

- 一 指定生活介護事業所（秋田県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年秋田県条例第六十六号）第四十三条第一項に規定する指定生活介護事業所をいう。以下同じ。）の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所において提供する指定生活介護（同条例第四十二条に規定する指定生活介護をいう。以下同じ。）の利用者の数を指定生活介護の利用者の数及び条例第三十三条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定生活介護を受ける障害児の数を合計した数であるとした場合における当該指定生活介護事業所として必要とされる数以上であること。
- 二 条例第三十三条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定生活介護を受ける障害児に対し適切なサービスを提供するため、法第七条第一項に規定する障害児入所施設（以下単に「障害児入所施設」という。）その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(指定通所介護事業所に関する特例)

**第四十五条** 条例第三十四条の規則で定める要件は、次のとおりとする。

- 一 指定通所介護事業所（秋田県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年秋田県条例第五十六号）第六十八条第一項に規定する指定通所介護事業所及び同条例第七十九条第一項に規定する指定療養通所介護事業所をいう。以下同じ。）の食堂及び機能訓練室（同条例の規定により指定通所介護事業所に設けなければならないこととされる設備である食堂及び機能訓練室をいう。）の面積を、指定通所介護（同条例第六十七条に規定する指定通所介護及び同条例第七十八条第一項に規定する指定療養通所介護をいう。以下同じ。）の利用者の数及び条例第三十四条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護を受ける障害児の数を合計した数で除して得た面積が二平方メートル以上であること。
- 二 指定通所介護事業所の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所において提供する指定通所介護の利用者の数を指定通所介護の利用者の数及び条例第三十四条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護を受ける障害児の数を合計した数であるとした場合における当該指定通所介護事業所として必要とされる数以上であること。
- 三 条例第三十四条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護を受ける障害児に対し適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

### 第三章 医療型児童発達支援

(従業者)

**第四十六条** 条例第三十六条第一項の規定による従業者の配置は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるところによらなければならない。

- 一 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）に規定する診療所として必要とされる従業者 同法の規定により診療所として必要とされる数置くこと。

- 二 児童指導員 一人以上置くこと。
- 三 保育士 一人以上置くこと。
- 四 看護師 一人以上置くこと。
- 五 理学療法士又は作業療法士 一人以上置くこと。
- 六 児童発達支援管理責任者 一人以上置くこと。

2 条例第三十六条第一項各号に掲げる従業者及び同条第二項の機能訓練担当職員は、専ら同条第一項に規定する指定医療型児童発達支援事業所（以下単に「指定医療型児童発達支援事業所」という。）の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合には、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

（設備）

**第四十七条** 条例第三十七条第一項第三号の規則で定める設備は、浴室及び便所の手すりその他の身体の機能の不自由を助ける設備とする。

2 指定医療型児童発達支援事業所においては、その階段の傾斜を緩やかにしなければならない。

（通所利用者負担額等の受領等）

**第四十八条** 条例第三十六条第一項に規定する指定医療型児童発達支援事業者（以下単に「指定医療型児童発達支援事業者」という。）は、条例第三十九条第一項及び第二項に定める場合のほか、通所給付決定保護者から条例第三十五条に規定する指定医療型児童発達支援（以下単に「指定医療型児童発達支援」という。）において提供される便宜に要する費用のうち次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

- 一 食事の提供に要する費用
- 二 日用品費

三 前二号に掲げるもののほか、指定医療型児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの

2 前項一号に掲げる費用については、厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

3 指定医療型児童発達支援事業者は、条例第三十九条第一項若しくは第二項又は第一項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に交付しなければならない。

4 指定医療型児童発達支援事業者は、第一項の費用に係るサービスの提供に当たっては、当該サービスの内容及び費用について、あらかじめ、通所給付決定保護者に説明を行い、その同意を得なければならない。

（障害児通所給付費等の額に係る通知等）

**第四十九条** 指定医療型児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定医療型児童発達支援に係る障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の額を通知しなければならない。

2 指定医療型児童発達支援事業者は、条例第三十九条第二項の規定により法定代理受領を行わない指定医療型児童発達支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該指定医療型児童発達支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を交付しなければならない。

（通所給付決定保護者に関する市町村への通知）

**第五十条** 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によつて障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

（準用）

**第五十一条** 第八条から第十六条まで、第十八条、第二十条から第二十七条まで、第二十九条から第三十一条まで、第三十二条、第三十四条第一項、第三十五条から第三十八条まで及び第四十条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第十六条第一項中「第十四条第一項及び第二項並びに次条第一項」とあるのは「第三十九条第一項及び第二項の規定並びに第四十八条第一項の規定」と、第二十一条の見出し、同条第一項、第二項、第四項から第八項まで及び第十項中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、第十二条中「条例」とあるのは「条例第四十一条において準用する条例」と、「次条」とあるのは「第五十一条において準用する次条」と、第二十九条中「第十一条から第十八条まで、第二十条から第二十四条まで及び第二十六条から第二十八条までの規定並びに第八条から前条まで及び次条から第四十条まで」とあるのは「第三十八条から第四十条まで並びに第四十一条において準用する条例第十二条、第十三条、第十五条から第十八条まで、第二十一条から第二十四条まで及び第二十六条から第二十八条までの規定並びに第四十八条から第五十条まで並びに第五十一条において準用する第八条から第十六条まで、第十八条、第二十条から第二十七条まで、次条、第三十一条、第三十二条、第三十四条第一項、第三十五条から第三十八条まで及び第四十条」と、第三十二条中「第二十条各号」とあるのは「第四十条各号」と、「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第三十八条第一項中「条例」とあるのは「条例第四十一条において準用する条例」と、第四十条第一号中「児童発達支援計画」と

あるのは「医療型児童発達支援計画」と、同条第二号中「条例」とあるのは「条例第四十一条において準用する条例」と、同条第三号中「第十五条第一項」とあるのは「第五十一条において準用する第十五条第一項」と、同条第四号中「第二十八条」とあるのは「第五十条」と、同条第五号中「第三十六条第二項」とあるのは「第五十一条において準用する第三十六条第二項」と、同条第六号中「第三十八条第一項」とあるのは「第五十一条において準用する第三十八条第一項」と読み替えるものとする。

#### 第四章 放課後等デイサービス

##### 第一節 人員、設備及び運営に関する基準

(従業者)

**第五十二条** 条例第四十三条第一項の規定による従業者の配置は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるところによらなければならない。

一 指導員又は保育士 条例第四十二条に規定する指定放課後等デイサービス（以下単に「指定放課後等デイサービス」という。）の単位（指定放課後等デイサービスであつて、その提供が同時に一又は複数の障害児に対し一体的に行われるものをいう。以下この節において同じ。）ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる指導員又は保育士の合計数が、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める数となるように置くこと。

(一) 障害児の数が十人以下の場合 二人以上

(二) 障害児の数が十人を超える場合 二人に、障害児の数が十人を超えて五人又は五人に満たない端数を増すごとに一人を加えて得た数以上

二 児童発達支援管理責任者 一人以上置くこと。

2 前項第一号の規定にかかわらず、条例第四十三条第二項の規定により機能訓練担当職員を置く同条第一項に規定する指定放課後等デイサービス事業所において、当該機能訓練担当職員が指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員の員数を同号の合計数に含めることができる。

3 第一項第一号の指導員又は保育士のうち一人以上は、常勤でなければならない。

4 第一項第二号の児童発達支援管理責任者のうち一人以上は、専任かつ常勤でなければならない。

(設備及び備品)

**第五十三条** 条例第四十四条第一項の規則で定める設備及び備品は、便所その他指定放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品とする。

2 条例第四十四条第一項の規定による設備及び備品の設置は、指導訓練室に訓練に必要な機械器具等を備えることにより行わなければならない。

(通所利用者負担額等の受領等)

**第五十四条** 条例第四十三条第一項に規定する指定放課後等デイサービス事業者（以下単に「指定放課後等デイサービス事業者」という。）は、条例第四十六条第一項及び第二項に定める場合のほか、通所給付決定保護者から、指定放課後等デイサービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、当該通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるものの額の支払を受けることができる。

2 指定放課後等デイサービス事業者は、条例第四十六条第一項若しくは第二項又は前項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に交付しなければならない。

3 指定放課後等デイサービス事業者は、第一項の費用に係るサービスの提供に当たっては、当該サービスの内容及び費用について、あらかじめ、通所給付決定保護者に説明を行い、その同意を得なければならない。

(準用)

**第五十五条** 第五条、第八条から第十六条まで、第十八条から第二十四条まで、第二十六条、第二十八条から第三十六条まで、第三十七条第一項及び第三十八条から第四十条までの規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第五条中「条例」とあるのは「条例第四十七条において準用する条例」と、第十六条第一項中「第十四条第一項及び第二項並びに次条第一項」とあるのは「第四十六条第一項及び第二項の規定並びに第五十四条第一項の規定」と、第十九条第二項中「第十四条第二項」とあるのは「第四十六条第二項」と、第二十一条の見出し、同条第一項、第二項、第四項から第八項まで及び第十項中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と、第二十二条中「条例」とあるのは「条例第四十七条において準用する条例」と、「次条」とあるのは「第五十五条において準用する次条」と、第二十九条中「第十一条から第十八条まで、第二十から第二十四条まで及び第二十六条から第二十八条までの規定並びに第八条から前条まで及び次条」とあるのは「第四十五条及び第四十六条並びに第四十七条において準用する条例第十二条、第十三条、第十五条から第十八条まで、第二十一条から第二十四条まで、第二十六条から第二十八条まで及び第四十条の規定並びに第五十四条並びに第五十五条において準用する第八条から第十六条まで、第十八条から第二十四条まで、第二十六条、前条、次条から第三十六条まで、第三十七条第一項及び第三十八条」と、第三十三条中「第二十各号」とあるのは「第四十七条において準用する条例第

四十条各号」と、「前条」とあるのは「第五十五条において準用する前条」と、第三十八条第一項中「条例」とあるのは「条例第四十七条において準用する条例」と、第四十条第一号中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と、同条第二号中「条例」とあるのは「条例第四十七条において準用する条例」と、同条第三号中「第十五条第一項」とあるのは「第五十五条において準用する第十五条第一項」と、同条第四号中「第二十八条」とあるのは「第五十五条において準用する第二十八条」と、同条第五号中「第三十六条第二項」とあるのは「第五十五条において準用する第三十六条第二項」と、同条第六号中「第三十八条第一項」とあるのは「第五十五条において準用する第三十八条第一項」と読み替えるものとする。

## 第二節 基準該当通所支援に関する基準

(従業者)

**第五十六条** 条例第四十八条第一項の規定による従業者の配置は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるところによらなければならない。

一 指導員又は保育士 条例第四十八条第一項に規定する基準該当放課後等デイサービス(以下単に「基準該当放課後等デイサービス」という。)の単位(基準該当放課後等デイサービスであつて、その提供が同時に一又は複数の障害児に対し一体的に行われるものをいう。)ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当放課後等デイサービスの提供に当たる指導員又は保育士の合計数が、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める数となるように置くこと。

(一) 障害児の数が十人以下の場合 二人以上

(二) 障害児の数が十人を超える場合 二人に、障害児の数が十人を超えて五人又は五人に満たない端数を増すことに一人を加えて得た数以上

二 児童発達支援管理責任者 一人以上置くこと。

(設備及び備品)

**第五十七条** 条例第四十九条第一項の規則で定める設備及び備品は、便所その他基準該当放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品とする。

2 条例第四十九条第一項の規定による設備及び備品の設置は、指導訓練を行う場所に訓練に必要な機械器具等を備えることにより行われなければならない。

(準用)

**第五十八条** 第八条から第十六条まで、第十九条第二項、第二十条から第二十四条まで、第二十六条、第二十八条から第三十六条まで、第三十七条第一項、第三十八条から第四十条まで、第四十四条、第四十五条及び第五十四条の規定は、基準該当放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第十二条(見出しを含む。)中「障害児通所給付費」とあるのは「特例障害児通所給付費」と、第十六条第一項中「第十四条第一項及び第二項並びに次条第一項」とあるのは「第五十条において準用する条例第四十六条第二項の規定及び第五十八条において準用する第五十四条第一項の規定」と、第十九条第二項中「第十四条第二項」とあるのは「第五十条において準用する条例第四十六条第二項」と、第二十一条の見出し、同条第一項、第二項、第四項から第八項まで及び第十項中「児童発達支援計画」とあるのは「基準該当放課後等デイサービス計画」と、第二十二条中「条例」とあるのは「条例第五十条において準用する条例」と、「次条」とあるのは「第五十八条において準用する次条」と、第二十八条中「障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費」とあるのは「特例障害児通所給付費」と、第二十九条中「第十一条から第十八条まで、第二十条から第二十四条まで及び第二十六条から第二十八条までの規定並びに第八条から前条まで及び次条から第四十条まで」とあるのは「第五十条において準用する条例第十二条、第十三条、第十五条から第十八条まで、第二十一条から第二十四条まで、第二十六条から第二十八条まで、第四十条、第四十五条並びに第四十六条第二項及び第三項の規定並びに第五十八条において準用する第八条から第十六条まで、第十九条第二項、第二十条から第二十四条まで、第二十六条、前条、次条から第三十六条まで、第三十七条第一項、第三十八条から第四十条まで及び第五十四条」と、第三十三条中「第二十条各号」とあるのは「第五十条において準用する条例第四十条各号」と、「前条」とあるのは「第五十八条において準用する前条」と、第三十八条第一項中「条例」とあるのは「条例第五十条において準用する条例」と、第四十条第一号中「児童発達支援計画」とあるのは「基準該当放課後等デイサービス計画」と、同条第二号中「条例」とあるのは「条例第五十条において準用する条例」と、同条第三号中「第十五条第一項」とあるのは「第五十八条において準用する第十五条第一項」と、同条第四号中「第二十八条」とあるのは「第五十八条において準用する第二十八条」と、同条第五号中「第三十六条第二項」とあるのは「第五十八条において準用する第三十六条第二項」と、同条第六号中「第三十八条第一項」とあるのは「第五十八条において準用する第三十八条第一項」と、第四十四条中「第三十三条」とあるのは「第五十条において準用する条例第三十三条」と、第四十五条中「第三十四条」とあるのは「第五十条において準用する条例第三十四条」と、第五十四条第一項中「第四十六条第一項及び第二項」とあり、及び同条第二項中「第四十六条第一項若しくは第二項」とあるのは「第五十条において準用する条例第四十六条第二項」と読み替えるものとする。

## 第五章 保育所等訪問支援

(従業者)

**第五十九条** 条例第五十二条第一項の規定による従業者の配置は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるところによらなければならない。

- 一 訪問支援員 事業の規模に応じ訪問支援を行うために必要な数置くこと。
  - 二 児童発達支援管理責任者 一人以上置くこと。
- 2 前項第二号の児童発達支援管理責任者のうち一人以上は、専ら条例第五十二条第一項に規定する指定保育所等訪問支援事業所の職務に従事する者でなければならない。

(身分を証する書類の携行)

**第六十条** 条例第五十二条第一項に規定する指定保育所等訪問支援事業者（以下単に「指定保育所等訪問支援事業者」という。）は、従業者に対し、当該従業者の身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び障害児、通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族又は訪問する施設から求められたときはこれを提示すべき旨を指導しなければならない。

(通所利用者負担額等の受領等)

**第六十一条** 指定保育所等訪問支援事業者は、条例第五十四条第一項及び第二項に定める場合のほか、通所給付決定保護者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において条例第五十一条に規定する指定保育所等訪問支援（以下単に「指定保育所等訪問支援」という。）を提供する場合は、当該通所給付決定保護者から当該指定保育所等訪問支援の提供に要した交通費の額の支払を受けることができる。

- 2 指定保育所等訪問支援事業者は、条例第五十四条第一項若しくは第二項又は前項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に交付しなければならない。
- 3 指定保育所等訪問支援事業者は、第一項の費用の額について、あらかじめ、通所給付決定保護者に説明を行い、その同意を得なければならない。

(準用)

**第六十二条** 第八条から第十六条まで、第十八条から第二十四条まで、第二十六条、第二十八条から第三十一条まで、第三十三条から第三十六条まで、第三十七条第一項及び第三十八条から第四十条までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第十六条第一項中「第十四条第一項及び第二項並びに次条第一項」とあるのは「第五十四条第一項及び第二項の規定並びに第六十一条第一項の規定」と、第十九条第二項中「第十四条第二項」とあるのは「第五十四条第二項」と、第二十一条の見出し、同条第一項、第二項、第四項から第八項まで及び第十項中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第二十二条中「条例」とあるのは「条例第五十六条において準用する条例」と、「次条」とあるのは「第六十二条において準用する次条」と、第二十九条中「第十一条から第十八条まで、第二十条から第二十四条まで及び第二十六条から第二十八条までの規定並びに第八条から前条まで及び次条」とあるのは「第五十四条及び第五十五条並びに第五十六条において準用する条例第十二条、第十三条、第十五条から第十八条まで、第二十三条、第二十四条及び第二十六条から第二十八条までの規定並びに第六十条及び第六十一条並びに第六十二条において準用する第八条から第十六条まで、第十八条から第二十四条まで、第二十六条、前条、次条、第三十一条、第三十三条から第三十六条まで、第三十七条第一項及び第三十八条」と、第三十三条中「第二十号各号」とあるのは「第五十五号各号」と、「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第三十八条第一項中「条例」とあるのは「条例第五十六条において準用する条例」と、第四十条第一号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、同条第二号中「条例」とあるのは「条例第五十六条において準用する条例」と、同条第三号中「第十五条第一項」とあるのは「第六十二条において準用する第十五条第一項」と、同条第四号中「第二十八条」とあるのは「第六十二条において準用する第二十八条」と、同条第五号中「第三十六条第二項」とあるのは「第六十二条において準用する第三十六条第二項」と、同条第六号中「第三十八条第一項」とあるのは「第六十二条において準用する第三十八条第一項」と読み替えるものとする。

## 第六章 多機能型事業所に関する特例

(従業者に関する特例)

**第六十三条** 多機能型事業所（条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。）に係る事業を行う者に対する第三条第一項及び第二項、第四条、第四十六条、第五十二条第一項及び第二項並びに第五十九条第一項の規定の適用については、第三条第一項第一号中「条例第四条に規定する指定児童発達支援（以下単に「指定児童発達支援」という。）」とあるのは「指定通所支援」と、「指定児童発達支援で」とあるのは「指定通所支援で」と、「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、同条第二項中「同条第一項に規定する指定児童発達支援事業所（以下単に「指定児童発達支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、第四条第一項第二号(一)中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第二項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第三項第一号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第五項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児

「児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、第四十六条第二項中「同条第一項に規定する指定医療型児童発達支援事業所（以下単に「指定医療型児童発達支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、第五十二条第一項第一号中「条例第四十二条に規定する指定放課後等サービス（以下単に「指定放課後等サービス」という。）」とあるのは「指定通所支援」と、「指定放課後等サービスで」とあるのは「指定通所支援で」と、「指定放課後等サービスの」とあるのは「指定通所支援の」と、同条第二項中「同条第一項に規定する指定放課後等サービス事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定放課後等サービスの」とあるのは「指定通所支援の」とする。

- 2 利用定員の合計が二十人未満である多機能型事業所（条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。）は、第三条第四項及び第五十二条第三項の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置かなければならない従業者（嘱託医及び児童発達支援管理責任者を除く。）のうち一人以上の者を常勤とすれば足りる。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号）附則第五条に規定する旧指定児童サービス事業所に係る事業を行う者であつて、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号。以下「整備法」という。）附則第二十二條第一項の規定により整備法第五条の規定による改正後の児童福祉法（以下「新児童福祉法」という。）第二十一條の五の三第一項の指定を受けたものとみなされたものについては、平成二十七年三月三十一日までの間は、第三条第一項第二号、第二項及び第五項並びに第五十二条第一項第二号、第二項及び第四項の規定は適用せず、第三条第一項第一号(一)及び(二)、第二十一條並びに第五十二条第一項第一号(一)及び(二)の規定の適用については、第三条第一項第一号(一)及び(二)中「十人」とあるのは「十五人」と、第二十一條第一項中「指定児童発達支援事業所の管理者は、児童発達支援管理責任者に」とあるのは「指定児童発達支援事業所の管理者は、」と、「担当させる」とあるのは「行う」と、同条第二項から第九項までの規定中「児童発達支援管理責任者」とあるのは「指定児童発達支援事業所の管理者」と、第五十二条第一項第一号(一)及び(二)中「十人」とあるのは「十五人」とする。

- 3 整備法附則第二十二條第二項の規定により新児童福祉法第二十一條の五の三第一項の指定を受けたものとみなされた者に対する第四條第一項第二号(一)の規定の適用については、当分の間、同号(一)中「指定児童発達支援の単位ごとにおおむね障害児の数を四で除して得た数」とあるのは、「おおむね障害児である乳児又は幼児の数を四で除して得た数及び障害児である少年の数を七・五で除して得た数を合計した数」とする。

秋田県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

秋田県知事 佐竹 敬久

### 秋田県規則第二十七号

秋田県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

#### 目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）  
第二章 指定福祉型障害児入所施設（第三条―第三十九条）  
第三章 指定医療型障害児入所施設（第四十条―第四十五条）

#### 附 則

##### 第一章 総 則

##### (趣旨)

- 第一条** この規則は、秋田県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年秋田県条例第六十五号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

##### (定義)

- 第二条** この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 入所受給者証 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第二十四条の三第六項に規定する入所受給者証をいう。  
二 入所給付決定 法第二十四条の三第四項に規定する入所給付決定をいう。  
三 給付決定期間 法第二十四条の三第六項に規定する給付決定期間をいう。

##### 第二章 指定福祉型障害児入所施設

(従業者)

**第三条** 条例第四条第一項の規定による従業者の配置は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるところによらなければならない。

一 嘱託医 一人以上置くこと。

二 看護師 次に掲げる基準を満たすこと。

(一) 主として自閉症を主たる症状とする知的障害のある児童(以下「自閉症児」という。)を人所させる指定福祉型障害児入所施設にあつては、おおむね障害児の数を二十で除して得た数以上置くこと。

(二) 主として肢体不自由(法第六条の二第三項に規定する肢体不自由をいう。以下同じ。)のある児童を人所させる指定福祉型障害児入所施設にあつては、一人以上置くこと。

三 児童指導員及び保育士 次に掲げる基準を満たすこと。

(一) 児童指導員及び保育士の総数が、次に掲げる指定福祉型障害児入所施設の区分に応じ、それぞれ次に定める数となるように置くこと。

(1) 主として知的障害のある児童を人所させる指定福祉型障害児入所施設 おおむね障害児の数を四・三で除して得た数以上(三十人以下の障害児を人所させる指定福祉型障害児入所施設にあつては、当該得た数に一を加えて得た数以上)

(2) 主として盲児(強度の弱視児を含む。以下同じ。)又はろうあ児(強度の難聴児を含む。以下同じ。)を人所させる指定福祉型障害児入所施設 おおむね障害児である乳児又は幼児の数を四で除して得た数及び障害児である少年の数を五で除して得た数の合計数以上(三十五人以下の障害児を人所させる指定福祉型障害児入所施設にあつては、当該合計数に一を加えて得た数以上)

(3) 主として肢体不自由のある児童を人所させる指定福祉型障害児入所施設 おおむね障害児の数を三・五で除して得た数以上

(二) 児童指導員は、一人以上置くこと。

(三) 保育士は、一人以上置くこと。

四 栄養士 一人以上置くこと。

五 調理員 一人以上置くこと。

六 児童発達支援管理責任者(秋田県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年秋田県条例第七十三号)第三十五条第一項の児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。) 一人以上置くこと。

2 条例第四条第一項第二号から第七号までに掲げる従業者及び同条第二項に規定する従業者は、専ら当該指定福祉型障害児入所施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合には、同条第一項第五号の栄養士及び同項第六号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

(設備)

**第四条** 条例第五条第一項の規則で定める設備は、便所とする。

2 条例第五条第一項の規定による居室の設置は、次に定めるところによらなければならない。

一 一の居室の定員は、四人以下(乳児又は幼児のみの居室にあつては、六人以下)とすること。

二 障害児一人当たりの床面積は、四・九五平方メートル以上(乳児又は幼児のみの居室にあつては、三・三平方メートル以上)とすること。

三 障害児の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にすること。

3 条例第五条第二項第一号の規則で定める設備は、障害児の年齢、適性等に応じた職業指導に必要な設備(以下単に「職業指導に必要な設備」という。)とする。

4 条例第五条第二項第二号の規則で定める設備は、主として盲児を人所させる指定福祉型障害児入所施設にあつては職業指導に必要な設備、音楽に関する設備並びに浴室及び便所の手すり、特殊表示その他の身体の機能の不自由を助ける設備とし、主としてろうあ児を人所させる指定福祉型障害児入所施設にあつては職業指導に必要な設備及び映像に関する設備とする。

5 条例第五条第二項第三号の規則で定める設備は、浴室及び便所の手すりその他の身体の機能の不自由を助ける設備とする。

6 主として盲児又は肢体不自由のある児童を人所させる指定福祉型障害児入所施設は、その階段の傾斜を緩やかにしなければならない。

(サービス提供困難時の対応)

**第五条** 指定福祉型障害児入所施設は、指定入所支援の利用の申込みを行つた入所給付決定保護者(以下「利用申込者」という。)に係る障害児が入院治療を必要とする場合その他利用申込者に係る障害児に対し自ら適切な便宜を供与することが困難である場合は、速やかに、適切な病院又は診療所の紹介その他の必要な措置を講じなければならない。

(受給資格の確認)

**第六条** 指定福祉型障害児入所施設は、指定入所支援の提供を求められた場合は、入所給付決定保護者の提示する入所受給者証によって、入所給付決定の有無、給付決定期間その他必要な事項を確認するものとする。

(障害児入所給付費の支給の申請に係る援助)

**第七条** 指定福祉型障害児入所施設は、入所給付決定を受けていない者から利用の申込みがあつた場合は、その者の意向を踏まえ、速やかに障害児入所給付費の支給の申請が行われるように必要な援助を行わなければならない。

**2** 指定福祉型障害児入所施設は、入所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、給付決定期間の終了に伴う障害児入所給付費の支給の申請について必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

**第八条** 指定福祉型障害児入所施設は、指定入所支援の提供に当たっては、障害児の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況その他の状況の把握に努めなければならない。

(居住地の変更が見込まれる者への対応)

**第九条** 指定福祉型障害児入所施設は、入所給付決定保護者の居住地の変更が見込まれる場合においては、速やかに、その旨を当該入所給付決定保護者の居住地の都道府県に連絡しなければならない。

(入退所の記録の記載等)

**第十条** 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の入所又は退所に際しては、当該指定福祉型障害児入所施設の名称、入所又は退所の年月日その他の必要な事項をその入所給付決定保護者の入所受給者証に記載するとともに、遅滞なく、その記載した事項を都道府県に報告しなければならない。

**2** 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の数の変動が見込まれる場合においては、速やかに、その旨を都道府県に報告しなければならない。

(指定入所支援の提供の記録)

**第十一条** 指定福祉型障害児入所施設は、指定入所支援を提供した際は、当該指定入所支援を提供した日、その内容その他必要な事項を記録しなければならない。

**2** 指定福祉型障害児入所施設は、前項の規定による記録に際しては、指定入所支援を提供したことについて入所給付決定保護者の確認を受けなければならない。

(入所給付決定保護者に金銭の支払を求めることができる場合等)

**第十二条** 条例第八条第一項及び第二項並びに次条第一項に定める場合のほか、指定福祉型障害児入所施設が指定入所支援を提供する障害児に係る入所給付決定保護者に対し金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接当該障害児の便益を向上させるものであって、当該入所給付決定保護者に支払を求めることが適当であるものである場合に限るものとする。

**2** 指定福祉型障害児入所施設は、前項の規定により金銭の支払を求める場合は、当該金銭の使途及び額並びに当該入所給付決定保護者に金銭の支払を求める理由について、書面によって明らかにするとともに、当該入所給付決定保護者に説明を行い、その同意を得なければならない。

(入所利用者負担額等の受領等)

**第十三条** 指定福祉型障害児入所施設は、条例第八条第一項及び第二項に定める場合のほか、入所給付決定保護者から指定入所支援において提供される便宜に要する費用のうち次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

一 食事の提供に要する費用及び光熱水費(法第二十四条の七第一項の規定により特定入所障害児食費等給付費が入所給付決定保護者に支給された場合は、児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)第二十七条の六第一項に規定する食費等の基準費用額(法第二十四条の七第二項において適用する法第二十四条の三第八項の規定により特定入所障害児食費等給付費が入所給付決定保護者に代わり当該指定福祉型障害児入所施設に支払われた場合は、同令第二十七条の六第一項に規定する食費等の負担限度額)を限度とする。)

二 日用品費

三 前二号に掲げるもののほか、指定入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、入所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの

**2** 前項第一号に掲げる費用については、厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

**3** 指定福祉型障害児入所施設は、条例第八条第一項若しくは第二項又は第一項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った入所給付決定保護者に交付しなければならない。

**4** 指定福祉型障害児入所施設は、第一項の費用に係るサービスの提供に当たっては、当該サービスの内容及び費用について、あらかじめ、入所給付決定保護者に説明を行い、その同意を得なければならない。

(入所利用者負担額に係る管理)

**第十四条** 指定福祉型障害児入所施設は、入所給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定福祉型障害児入所施設が提供する指定入所支援及び他の指定障害児入所施設等が提供する指定入所支援を受けたときは、これらの指定入所支援に係る入所利用者負担額の合計額(以下「入所利用者負担額合計額」という。)を算定しなければならない。この場

合において、当該指定福祉障害児入所施設は、これらの指定入所支援の状況を確認の上、当該入所利用者負担額合計額を都道府県に報告するとともに、当該障害児に係る入所給付決定保護者及び当該他の指定障害児入所施設等に通知しなければならない。

(障害児入所給付費の額に係る通知等)

**第十五条** 指定福祉障害児入所施設は、法定代理受領により指定入所支援に係る障害児入所給付費の支給を受けた場合は、入所給付決定保護者に対し、当該入所給付決定保護者に係る障害児入所給付費の額を通知しなければならない。

**2** 指定福祉障害児入所施設は、条例第八条第二項の規定により法定代理受領を行わない指定入所支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、入所給付決定保護者に対し、当該指定入所支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を交付しなければならない。

(指定入所支援の提供の方針)

**第十六条** 指定福祉障害児入所施設の従業者は、指定入所支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入所給付決定保護者及び障害児に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

(入所支援計画の作成等)

**第十七条** 指定福祉障害児入所施設の管理者は、児童発達支援管理責任者に条例第三条第一項に規定する入所支援計画(以下単に「入所支援計画」という。)の作成に関する業務を担当させるものとする。

**2** 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて入所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握(以下「アセスメント」という。)を行い、障害児の発達を支援する上での適切な支援の内容を検討しなければならない。

**3** 児童発達支援管理責任者は、アセスメントを行うに当たっては、入所給付決定保護者及び障害児に面接しなければならない。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を当該入所給付決定保護者及び障害児に対し十分に説明し、その理解を得なければならない。

**4** 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援の内容の検討を行った結果に基づき、入所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援の目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、指定入所支援の具体的な内容、指定入所支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した入所支援計画の原案を作成しなければならない。

**5** 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、障害児に対する指定入所支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、入所支援計画の原案について意見を求めるものとする。

**6** 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、入所給付決定保護者及び障害児に対し、当該入所支援計画の原案について説明し、文書によりその同意を得なければならない。

**7** 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画を作成した際には、当該入所支援計画を入所給付決定保護者に交付しなければならない。

**8** 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成後、当該入所支援計画の実施状況の把握(障害児についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。)を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも六月に一回以上、当該入所支援計画の見直しを行い、必要に応じて、当該入所支援計画の変更を行うものとする。

**9** 児童発達支援管理責任者は、モニタリングを行うに当たっては、入所給付決定保護者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところによらなければならない。

一 定期的に入所給付決定保護者及び障害児に面接すること。

二 定期的にモニタリングの結果を記録すること。

**10** 第二項から第七項までの規定は、第八項の入所支援計画の変更について準用する。

(児童発達支援管理責任者の業務)

**第十八条** 条例第十条第三号の規則で定める業務は、次条の規定による検討及び援助並びに第二十条の規定による相談及び援助に関する業務とする。

(検討及び援助)

**第十九条** 指定福祉障害児入所施設は、障害児について、その心身の状況等に照らし、法第二十一条の五の三第一項に規定する指定通所支援、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号。以下「障害者総合支援法」という。)第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスを利用することにより、当該障害児が居宅において日常生活を営むことができるように定期的に検討するとともに、居宅において日常生活を営むことができると認められる障害児に対し、当該障害児及び当該障害児に係る入所給付決定保護者の希望等を勘案し、必要な援助を行わなければならない。

(相談及び援助)

**第二十条** 指定福祉型障害児入所施設は、常に障害児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、当該障害児又はその家族からの相談に適切に応ずるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(指導及び訓練)

**第二十一条** 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の適性に応じ、当該障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるように、適切に指導及び訓練を行わなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、障害児が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めることができるように、あらゆる機会を通じて生活指導を行わなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、常時一人以上の従業者を指導及び訓練に従事させなければならない。

4 指定福祉型障害児入所施設は、障害児に対し、当該障害児に係る入所給付決定保護者の負担により、当該指定福祉型障害児入所施設の従業者以外の者による指導及び訓練を受けさせてはならない。

(食事)

**第二十二条** 指定福祉型障害児入所施設は、障害児に食事を提供するに当たっては、食品の種類及び調理方法について栄養並びに障害児の身体的状況及び嗜好を考慮した食事とするとともに、できる限り変化に富み、障害児の健全な発育に必要な栄養量を含有する献立によらなければならない。

2 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行われなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の食育の推進に努めなければならない。

(社会生活上の便宜の供与等)

**第二十三条** 指定福祉型障害児入所施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜障害児のためのレクリエーション行事を行わなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、障害児が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、当該障害児又はその家族が行うことが困難である場合は、入所給付決定保護者の同意を得て、当該障害児又はその家族に代わって行わなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、常に障害児の家族との連携を図るとともに、当該障害児とその家族との交流等の機会を確保するように努めなければならない。

(健康診断等)

**第二十四条** 指定福祉型障害児入所施設は、常に障害児の健康の状況に注意するとともに、障害児に対し、入所時の健康診断、少なくとも一年に二回の定期的健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法(昭和三十二年法律第五十六号)第十一条及び第十三条に規定する健康診断に準じて行わなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、前項の規定にかかわらず、障害児に対し、次の表の上欄に掲げる健康診断が行われた場合であつて、当該健康診断がそれぞれ同表の下欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当するものであると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、指定福祉型障害児入所施設は、それぞれ同表の上欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における入所前の健康診断	入所時の健康診断
障害児が通学する学校における健康診断	定期的健康診断又は臨時の健康診断

3 指定福祉型障害児入所施設は、その従業者の健康診断を行うに当たっては、障害児の食事を調理する者について、特に綿密な注意を払わなければならない。

(障害児の入院期間中の取扱い)

**第二十五条** 指定福祉型障害児入所施設は、障害児について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であつて、入院後おおむね三月以内に退院することが見込まれるときは、当該障害児及び当該障害児に係る入所給付決定保護者の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該指定福祉型障害児入所施設に円滑に入所することができるようにしなければならない。

(給付金として支給を受けた金銭の管理)

**第二十六条** 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設の設置者が障害児に係る厚生労働大臣が定める給付金(以下単に「給付金」という。)の支給を受けたときは、当該給付金として支給を受けた金銭を次に掲げるるところにより管理しなければならない。

- 一 当該障害児に係る当該金銭及びこれに準ずるもの(これらの運用により生じた収益を含む。以下「障害児に係る金銭」という。)をその他の財産と区分すること。
- 二 障害児に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。
- 三 障害児に係る金銭の収支の状況を明らかにする記録を整備すること。
- 四 当該障害児が退所した場合は、速やかに、障害児に係る金銭を当該障害児に取得させること。

(入所給付決定保護者に関する都道府県への通知)

**第二十七条** 指定福祉型障害児入所施設は、指定入所支援を受けている障害児に係る入所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児入所給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を都道府県に通知しなければならない。

(管理者)

**第二十八条** 指定福祉型障害児入所施設の管理者は、当該指定福祉型障害児入所施設の従業者に条例第六条から第十二条まで及び第十四条から第二十二条までの規定並びに第五条から前条まで及び次条から第三十九条までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(勤務体制の確保等)

**第二十九条** 指定福祉型障害児入所施設は、障害児に対し適切な指定入所支援を提供することができるように、従業者の勤務体制を定めておかなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設の従業者によって指定入所支援を提供しなければならない。ただし、障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(衛生管理等)

**第三十条** 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品、衛生材料及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるように努めなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の希望等を勧奨し、適切な方法により、障害児を入浴させ、又は清しきしなければならない。

(協力医療機関等)

**第三十一条** 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくように努めなければならない。

(掲示)

**第三十二条** 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設の見やすい場所に、条例第十四条各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程の概要、従業者の勤務体制、前条第一項の協力医療機関及び同条第二項の協力歯科医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(情報の提供等)

**第三十三条** 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設に入所しようとする障害児が適切かつ円滑に入所することができるように、当該指定福祉型障害児入所施設が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うように努めなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設について広告をする場合には、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

**第三十四条** 指定福祉型障害児入所施設は、障害児相談支援事業を行う者若しくは障害者総合支援法第五条第十七項に規定する一般相談支援事業若しくは同項に規定する特定相談支援事業を行う者(以下「障害児相談支援事業者等」という。)、同条第一項に規定する障害福祉サービス(以下単に「障害福祉サービス」という。)を提供する者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に当該指定福祉型障害児入所施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスを提供する者等又はその従業者から、障害児又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を受取してはならない。

(苦情への対応)

**第三十五条** 指定福祉型障害児入所施設は、その提供した指定入所支援に関する障害児又は入所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、当該苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(地域との連携等)

**第三十六条** 指定福祉型障害児入所施設は、その運営に当たっては、地域住民又は民間の団体との連携及び協力その他の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生時の対応)

**第三十七条** 指定福祉型障害児入所施設は、条例第二十一条第一項の事故の状況及び同項の規定により講じた措置について記録しなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、障害児に対する指定入所支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに、その損害の賠償をしなければならない。

(会計の区分)

**第三十八条** 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備)

**第三十九条** 指定福祉型障害児入所施設は、障害児に対する指定入所支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定入所支援を提供した日から五年間保存しなければならない。

一 入所支援計画

一 条例第十七条第二項の規定による身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為の態様及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項の記録

二 第十一条第一項の規定による指定入所支援の提供の記録

四 第二十七条の規定による入所給付決定保護者に関する都道府県への通知に係る記録

五 第三十五条第二項の規定による苦情の内容その他必要な事項の記録

六 第三十七条第一項の規定による事故の状況及び当該事故に際して講じた措置についての記録

### 第三章 指定医療型障害児入所施設

(従業者)

**第四十条** 条例第二十三条第一項の規定による従業者の配置は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるところによらなければならない。

一 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)に規定する病院として必要とされる従業者 同法の規定により病院として必要とされる数置くこと。

二 児童指導員及び保育士 次に掲げる基準を満たすこと。

(一) 児童指導員及び保育士の総数が、次に掲げる指定医療型障害児入所施設の区分に応じ、それぞれ次に定める数となるように置くこと。

(1) 主として自閉症児を入所させる指定医療型障害児入所施設 おおむね障害児の数を六・七で除して得た数以上

(2) 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定医療型障害児入所施設 おおむね障害児である乳児又は幼児の数を十で除して得た数及び障害児である少年の数を二十で除して得た数の合計数以上

(二) 児童指導員は、一人以上置くこと。

(三) 保育士は、一人以上置くこと。

三 心理指導を担当する職員 一人以上置くこと。

四 理学療法士又は作業療法士 一人以上置くこと。

五 児童発達支援管理責任者 一人以上置くこと。

2 条例第二十三条第一項各号に掲げる従業者は、専ら当該指定医療型障害児入所施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合には、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

(設備)

**第四十一条** 条例第二十四条第二項第二号の規則で定める設備は、ギプス室、特殊手工芸等の作業を指導するために必要な設備、義肢装具を製作する設備並びに浴室及び便所の手すりその他の身体の機能の不自由を助ける設備とする。

2 条例第二十四条第二項及び前項の規定にかかわらず、主として肢体不自由のある児童を入所させる指定医療型障害児入所施設にあつては、義肢装具を製作する設備について、他に適当な設備がある場合は、これを置かないことができる。

3 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定医療型障害児入所施設は、その階段の傾斜を緩やかにしなければならない。

(入所利用者負担額等の受領等)

**第四十二条** 指定医療型障害児入所施設は、条例第二十五条第一項及び第二項に定める場合のほか、入所給付決定保護者から指定入所支援において提供される便宜に要する費用のうち次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

一 日用品費

一 前号に掲げるもののほか、指定入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、入所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの

- 2 指定医療型障害児入所施設は、条例第二十五条第一項若しくは第二項又は前項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った入所給付決定保護者に交付しなければならない。
- 3 指定医療型障害児入所施設は、第一項の費用に係るサービスの提供に当たっては、当該サービスの内容及び費用について、あらかじめ、入所給付決定保護者に説明を行い、その同意を得なければならない。

(障害児入所給付費等の額に係る通知等)

**第四十三条** 指定医療型障害児入所施設は、法定代理受領により指定入所支援に係る障害児入所給付費又は障害児入所医療費の支給を受けた場合は、入所給付決定保護者に対し、当該入所給付決定保護者に係る障害児入所給付費又は障害児入所医療費の額を通知しなければならない。

- 2 指定医療型障害児入所施設は、条例第二十五条第二項の規定により法定代理受領を行わない指定入所支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、入所給付決定保護者に対し、当該指定入所支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を交付しなければならない。

(協力歯科医療機関)

**第四十四条** 指定医療型障害児入所施設(主として自閉症児を受け入れるものを除く。)は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくように努めなければならない。

(準用)

**第四十五条** 第五条から第十二条まで、第十四条、第十六条から第三十条まで、第三十二条、第三十三条第一項、第三十四条から第三十七条まで及び第三十九条の規定は、指定医療型障害児入所施設について準用する。この場合において、第十二条第一項中「第八条第一項及び第二項並びに次条第一項」とあるのは「第二十五条第一項及び第二項の規定並びに第四十二条第一項の規定」と、第十八条中「条例」とあるのは「条例第二十六条において準用する条例」と、「次条」とあるのは「第四十五条において準用する次条」と、「第二十条」とあるのは「第四十五条において準用する第二十条」と、第二十七条中「障害児入所給付費」とあるのは「障害児入所給付費又は障害児入所医療費」と、第二十八条中「第六条から第十二条まで及び第十四条から第二十二條までの規定並びに第五条から前条まで及び次条から第三十九条まで」とあるのは「第二十五条並びに第二十六条において準用する条例第六条、第七条、第九条から第十二条まで及び第十四条から第二十二條までの規定並びに第四十二条から第四十四条まで並びに第四十五条において準用する第五条から第十二条まで、第十四条、第十六条から前条まで、次条、第三十条、第三十二条、第三十三条第一項、第三十四条から第三十七條まで及び第三十九条」と、第三十二条中「条例」とあるのは「条例第二十六条において準用する条例」と、「前条第一項の協力医療機関及び同条第二項」とあるのは「第四十四条」と、第三十七条第一項中「条例」とあるのは「条例第二十六条において準用する条例」と、第三十九条第二号中「条例」とあるのは「条例第二十六条において準用する条例」と、同条第三号中「第十一条第一項」とあるのは「第四十五条において準用する第十一条第一項」と、同条第四号中「第二十七条」とあるのは「第四十五条において準用する第二十七条」と、同条第五号中「第三十五条第二項」とあるのは「第四十五条において準用する第三十五条第二項」と、同条第六号中「第三十七條第一項」とあるのは「第四十五条において準用する第三十七條第一項」と読み替えるものとする。

## 附 則

- 1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。
- 2 平成二十三年六月十七日において現に存した障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成二十二年法律第七十一号。以下「整備法」という。)第五条の規定による改正前の法第二十四条の二第一項に規定する指定知的障害児施設等(以下「旧指定知的障害児施設等」という。)(同項の知的障害児施設であるものに限る。)であつて、整備法附則第二十七条の規定により整備法第五条の規定による改正後の法第二十四条の二第一項の指定を受けたものとみなされたもの(同日以後に増築され、又は改築された等建物の構造を変更したものを除く。))について第四条第二項の規定を適用する場合においては、当分の間、同項第一号中「四人以下(乳児又は幼児のみの居室にあつては、六人以下)」とあるのは「十五人以下」と、同項第二号中「四・九五平方メートル以上(乳児又は幼児のみの居室にあつては、三・三平方メートル以上)」とあるのは「三・三平方メートル以上」とする。

秋田県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

秋田県知事 佐竹 敬 久

## 秋田県規則第二十八号

秋田県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

### 目 次

第一章 総則(第一条―第二条)

第二章 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護

第一節 人員、設備及び運営に関する基準(第三条―第三十一条)

第二節 基準該当障害福祉サービスに関する基準 (第三十二条―第三十四条)

第三章 療養介護 (第三十五条―第五十四条)

第四章 生活介護

第一節 人員、設備及び運営に関する基準 (第五十五条―第六十八条)

第二節 基準該当障害福祉サービスに関する基準 (第六十九条―第七十一条)

第五章 短期入所

第一節 人員、設備及び運営に関する基準 (第七十二条―第七十九条)

第二節 基準該当障害福祉サービスに関する基準 (第八十条・第八十一条)

第六章 重度障害者等包括支援 (第八十二条―第八十五条)

第七章 共同生活介護 (第八十六条―第九十九条)

第八章 自立訓練(機能訓練)

第一節 人員、設備及び運営に関する基準 (第百条―第百四条)

第二節 基準該当障害福祉サービスに関する基準 (第百五条・第百六条)

第九章 自立訓練(生活訓練)

第一節 人員、設備及び運営に関する基準 (第百七条―第百十二条)

第二節 基準該当障害福祉サービスに関する基準 (第百十三条・第百十四条)

第十章 就労移行支援 (第百十五条―第百二十三条)

第十一章 就労継続支援A型 (第百二十四条―第百三十二条)

第十二章 就労継続支援B型

第一節 人員、設備及び運営に関する基準 (第百三十三条・第百三十四条)

第二節 基準該当障害福祉サービスに関する基準 (第百三十五条・第百三十六条)

第十三章 共同生活援助 (第百三十七条―第百四十条)

第十四章 多機能型に関する特例 (第百四十一条)

第十五章 一体型指定共同生活介護事業所等に関する特例 (第百四十二条)

第十六章 離島その他の地域における基準該当障害福祉サービスに関する基準 (第百四十三条・第百四十四条)

附則

## 第一章 総則

(趣旨)

**第一条** この規則は、秋田県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成十四年秋田県条例第六十六号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第二条** この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 指定障害福祉サービス等 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。)第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス等をいう。
- 二 常勤換算方法 事業所の従業者の勤務延べ時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。
- 三 支給量 法第二十二條第七項に規定する支給量をいう。
- 四 受給者証 法第二十二條第八項に規定する受給者証をいう。
- 五 支給決定の有効期間 法第二十二條に規定する支給決定の有効期間をいう。
- 六 指定障害福祉サービス事業者等 法第二十九條第二項に規定する指定障害福祉サービス事業者等をいう。
- 七 指定障害福祉サービス等費用基準額 指定障害福祉サービス等につき法第二十九條第三項第一号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用(法第二十九條第一項に規定する特定費用を除く。)の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額)をいう。

## 第二章 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護

### 第一節 人員、設備及び運営に関する基準

(従業者)

**第三条** 条例第五条第一項の規定による従業者の配置は、その員数が、常勤換算方法で、二・五人以上となるように行わなければならない。

**2** 条例第五条第二項の規定によりサービス提供責任者を配置する場合においては、その員数は、事業の規模(同条第一項に規定する指定居宅介護事業者(以下単に「指定居宅介護事業者」という。)が重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、条例第四条第一項に規定する指定居宅介護(以下単に「指定居宅介護」という。)の事業と重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定障害福祉サービス

の事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所において一体的に運営している指定居宅介護及び重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業の規模) に応じ常勤換算方法によることができる。

3 条例第五条第二項及び前項の事業の規模は、前三月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

(契約支給量等の記載等)

**第四条** 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供するときは、当該指定居宅介護の内容、支給決定障害者等に提供することを契約した指定居宅介護の量(以下「契約支給量」という。)その他の必要な事項(以下この章において「受給者証記載事項」という。)を支給決定障害者等の受給者証に記載しなければならない。

2 前項の契約支給量の総量は、当該支給決定障害者等の支給量を超えてはならない。

3 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の利用に係る契約をしたときは、市町村(特別区を含む。以下同じ。)に対し、遅滞なく、受給者証記載事項その他の必要な事項を報告しなければならない。

4 前三項の規定は、受給者証記載事項に変更があつた場合について準用する。

(連絡調整に対する協力)

**第五条** 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業(以下「一般相談支援事業等」という。)を行う者が行う連絡調整にできる限り協力しなければならない。

(サービス提供困難時の対応)

**第六条** 指定居宅介護事業者は、条例第五条第一項に規定する指定居宅介護事業所(以下単に「指定居宅介護事業所」という。)の通常の事業の実施地域等を勘案し、指定居宅介護の利用の申込みを行った者に対し自ら適切な指定居宅介護を提供することが困難であると認めた場合は、速やかに、適当な他の指定居宅介護事業者等の紹介その他の必要な措置を講じなければならない。

(受給資格の確認)

**第七条** 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供を求められた場合は、支給決定障害者等の提示する受給者証によつて、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量その他必要な事項を確認するものとする。

(介護給付費の支給の申請に係る援助)

**第八条** 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護に係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあつた場合は、その者の意向を踏まえ、速やかに介護給付費の支給の申請が行われるように必要な援助を行わなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護に係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費の支給の申請について必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

**第九条** 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況その他の状況の把握に努めなければならない。

(指定障害福祉サービス事業者等との連携等)

**第十条** 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対し適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(身分を証する書類の携行)

**第十一条** 指定居宅介護事業者は、従業者に対し、当該従業者の身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときはこれを提示すべき旨を指導しなければならない。

(指定居宅介護の提供の記録)

**第十二条** 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供した際は、当該指定居宅介護を提供した日、その内容その他必要な事項を、当該指定居宅介護の提供の都度記録しなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、前項の規定による記録に際しては、指定居宅介護を提供したことについて支給決定障害者等の確認を受けなければならない。

(支給決定障害者等に金銭の支払を求めることができる場合等)

**第十三条** 条例第十条第一項及び第二項並びに次条第一項に定める場合のほか、指定居宅介護事業者が指定居宅介護の提供に係る支給決定障害者等に対し金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであつて、当該支給決定障害者等に支払を求めることが適当であるものである場合に限るものとする。

2 指定居宅介護事業者は、前項の規定により金銭の支払を求める場合は、当該金銭の使途及び額並びに当該支給決定障害者等に金銭の支払を求める理由について、書面によつて明らかにするとともに、当該支給決定障害者等に説明を行い、その同意を得なければならない。

(利用者負担額等の受領等)

**第十四条** 指定居宅介護事業者は、条例第十条第一項及び第二項に定める場合のほか、支給決定障害者等の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において指定居宅介護を提供する場合は、当該支給決定障害者等から当該指定居宅介護の提供に要した交通費の額の支払を受けることができる。

2 指定居宅介護事業者は、条例第十条第一項若しくは第二項又は前項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者等に交付しなければならない。

3 指定居宅介護事業者は、第一項の費用に係るサービスの提供に当たっては、当該サービスの内容及び費用について、あらかじめ、支給決定障害者等に説明を行い、その同意を得なければならない。

(利用者負担額に係る管理)

**第十五条** 指定居宅介護事業者は、利用者が同一の月に当該指定居宅介護事業者が提供する指定居宅介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けた場合において、支給決定障害者等から依頼があつたときは、当該指定居宅介護及び当該他の指定障害福祉サービス等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定居宅介護及び当該他の指定障害福祉サービス等につき法第二十九条第三項(法第三十一条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)

の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額(以下「利用者負担額合計額」という。)を算定しなければならない。この場合において、当該指定居宅介護事業者は、当該利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者等及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

(介護給付費の額に係る通知等)

**第十六条** 指定居宅介護事業者は、法定代理受領により市町村から指定居宅介護に係る介護給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る介護給付費の額を通知しなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、条例第十条第二項の規定により法定代理受領を行わない指定居宅介護に係る費用の額の支払を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該指定居宅介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を交付しなければならない。

(指定居宅介護の具体的な提供の方針)

**第十七条** 指定居宅介護事業所の従業者が提供する指定居宅介護の方針は、次に掲げるところによらなければならない。

一 指定居宅介護の提供に当たっては、次条第一項に規定する居宅介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行うこと。

二 指定居宅介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。

三 指定居宅介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスを提供すること。

四 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行うこと。

(居宅介護計画の作成等)

**第十八条** サービス提供責任者(条例第五条第二項のサービス提供責任者をいう。以下この節において同じ。)は、居宅介護計画(利用者又は障害児の保護者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえ、具体的なサービスの内容等を記載した利用者の支援に関する計画をいう。以下同じ。)を作成しなければならない。

2 サービス提供責任者は、居宅介護計画を作成した際には、利用者及びその同居の家族に対し、その内容を説明するとともに、当該居宅介護計画を交付しなければならない。

3 サービス提供責任者は、居宅介護計画の作成後においても、当該居宅介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて、当該居宅介護計画の変更を行うものとする。

4 第一項及び第二項の規定は、前項の居宅介護計画の変更について準用する。

(支給決定障害者等に関する市町村への通知)

**第十九条** 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に係る支給決定障害者等が偽りその他不正な行為によって介護給付費若しくは特例介護給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(管理者及びサービス提供責任者の責務)

**第二十条** 指定居宅介護事業所の管理者は、当該指定居宅介護事業所の従業者に条例第八条から第十二条まで及び第十五条から第十八条までの規定並びに第四条から前条まで、次項及び次条から第二十条までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

2 サービス提供責任者は、居宅介護計画に関する業務のほか、指定居宅介護事業所に対する指定居宅介護の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行うものとする。

(介護等の総合的な提供)

**第二十一条** 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事を常に総合的に提供するものとし、特定の援助に偏ることがあってはならない。

(勤務体制の確保等)

**第二十二条** 指定居宅介護事業者は、利用者に対し適切な指定居宅介護を提供することができるように、指定居宅介護事業所ごとに、従業員の勤務体制を定めておかなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、当該指定居宅介護事業所の従業員によって指定居宅介護を提供しなければならない。

3 指定居宅介護事業者は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(衛生管理等)

**第二十三条** 指定居宅介護事業者は、従業員の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行わなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の設備及び備品について衛生的な管理に努めなければならない。

(掲示)

**第二十四条** 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の見やすい場所に、条例第十五条各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程の概要、従業員の勤務体制その他の指定居宅介護の利用の申込みを行った者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(情報の提供等)

**第二十五条** 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を利用しようとする者がこれを適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定居宅介護事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うように努めなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業者について広告をする場合には、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

**第二十六条** 指定居宅介護事業者は、一般相談支援事業等を行う者、他の障害福祉サービス事業を行う者等又はその従業員に対し、利用者又はその家族に当該指定居宅介護事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 指定居宅介護事業者は、一般相談支援事業等を行う者、他の障害福祉サービス事業を行う者等又はその従業員から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

(苦情への対応)

**第二十七条** 指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、当該苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(事故発生時の対応)

**第二十八条** 指定居宅介護事業者は、条例第十七条第一項の事故の状況及び同項の規定により講じた措置について記録しなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに、その損害の賠償をしなければならない。

(会計の区分)

**第二十九条** 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備)

**第三十条** 指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供に関する記録を整備し、当該指定居宅介護を提供した日から五年間保存しなければならない。

(準用)

**第三十一条** 第三条から前条までの規定は、重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第三条第一項中「条例」とあるのは「条例第十九条第一項において準用する条例」と、同条第二項中「第五条第二項」とあるのは「第十九条第一項において準用する条例第五条第二項」と、同条第三項中「条例」とあるのは「条例第十九条第一項において準用する条例」と、第四条第一項中「支給決定障害者等」とあるのは「条例第二条第八号に規定する支給決定障害者（以下単に「支給決定障害者」という。）」と、同条第二項、第七条及び第十二条第二項中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第十三条の見出し中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、同条第一項中「条例」とあるのは「条例第十九条第一項において準用する条例」と、「並びに次条第一項」とあるのは「の規定並びに第三十一条第一項において準用する次条第一項の規定」と、同項及び同条第二項中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第十四条第一項及び第二項中「条例」

とあるのは「条例第十九条第一項において準用する条例」と、「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、同条第三項及び第十五条中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第十六条第一項中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、同条第二項中「条例」とあるのは「条例第十九条第一項において準用する条例」と、「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第十七条第一号中「次条第一項」とあるのは「第三十一条第一項において準用する次条第一項」と、「居宅介護計画」とあるのは「重度訪問介護計画」と、第十八条の見出し中「居宅介護計画」とあるのは「重度訪問介護計画」と、同条第一項中「条例」とあるのは「条例第十九条第一項において準用する条例」と、同項から同条第四項までの規定中「居宅介護計画」とあるのは「重度訪問介護計画」と、第十九条（見出しを含む。）中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第二十条第一項中「条例」とあるのは「条例第十九条第一項において準用する条例」と、「第四条」とあるのは「第三十一条第一項において準用する第四条」と、同条第二項中「居宅介護計画」とあるのは「重度訪問介護計画」と、第二十一条中「食事等の介護」とあるのは「食事等の介護、外出時における移動中の介護」と、第二十四条及び第二十八条第一項中「条例」とあるのは「条例第十九条第一項において準用する条例」と読み替えるものとする。

2 第三条から第二十条まで及び第二十二條から前条までの規定は、同行援護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第三条第一項中「条例」とあるのは「条例第十九条第二項において準用する条例」と、同条第二項中「第五条第二項」とあるのは「第十九条第二項において準用する条例第五条第二項」と、同条第三項中「条例」とあるのは「条例第十九条第二項において準用する条例」と、第十三条第一項中「条例」とあるのは「条例第十九条第二項において準用する条例」と、「並びに次条第一項」とあるのは「の規定並びに第三十一条第二項において準用する次条第一項の規定」と、第十四条第一項及び第二項並びに第十六条第二項中「条例」とあるのは「条例第十九条第二項において準用する条例」と、第十七条第一号中「次条第一項」とあるのは「第三十一条第二項において準用する次条第一項」と、「居宅介護計画」とあるのは「同行援護計画」と、第十八条の見出し中「居宅介護計画」とあるのは「同行援護計画」と、同条第一項中「条例」とあるのは「条例第十九条第二項において準用する条例」と、同項から同条第四項までの規定中「居宅介護計画」とあるのは「同行援護計画」と、第二十条第一項中「条例」とあるのは「条例第十九条第二項において準用する条例」と、「第四条」とあるのは「第三十一条第二項において準用する第四条」と、「次条」とあるのは「第二十二條」と、同条第二項中「居宅介護計画」とあるのは「同行援護計画」と、第二十四条及び第二十八条第一項中「条例」とあるのは「条例第十九条第二項において準用する条例」と読み替えるものとする。

3 第三条から第二十条まで及び第二十二條から前条までの規定は、行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第三条第一項中「条例」とあるのは「条例第十九条第二項において準用する条例」と、同条第二項中「第五条第二項」とあるのは「第十九条第二項において準用する条例第五条第二項」と、同条第三項中「条例」とあるのは「条例第十九条第二項において準用する条例」と、第十三条第一項中「条例」とあるのは「条例第十九条第二項において準用する条例」と、「並びに次条第一項」とあるのは「の規定並びに第三十一条第三項において準用する次条第一項の規定」と、第十四条第一項及び第二項並びに第十六条第二項中「条例」とあるのは「条例第十九条第二項において準用する条例」と、第十七条第一号中「次条第一項」とあるのは「第三十一条第三項において準用する次条第一項」と、「居宅介護計画」とあるのは「行動援護計画」と、第十八条の見出し中「居宅介護計画」とあるのは「行動援護計画」と、同条第一項中「条例」とあるのは「条例第十九条第二項において準用する条例」と、同項から同条第四項までの規定中「居宅介護計画」とあるのは「行動援護計画」と、第二十条第一項中「条例」とあるのは「条例第十九条第二項において準用する条例」と、「第四条」とあるのは「第三十一条第三項において準用する第四条」と、「次条」とあるのは「第二十二條」と、同条第二項中「居宅介護計画」とあるのは「行動援護計画」と、第二十四条及び第二十八条第一項中「条例」とあるのは「条例第十九条第二項において準用する条例」と読み替えるものとする。

**第二節 基準該当障害福祉サービスに関する基準**

(従業者)

**第三十二条** 条例第二十条第一項の規定による同項に規定する従業者（以下この節において単に「従業者」という。）

の配置は、その員数が三人以上となるように行わなければならない。

2 離島その他の地域であつて厚生労働大臣が定めるものにおいて条例第二十条第一項に規定する基準該当居宅介護（以下単に「基準該当居宅介護」という。）を提供する同項に規定する基準該当居宅介護事業者（以下単に「基準該当居宅介護事業者」という。）にあつては、前項の規定にかかわらず、従業者の配置は、その員数が一人以上となるように行わなければならない。

(同居の家族に対する基準該当居宅介護の提供の制限)

**第三十三条** 条例第二十三条第一項ただし書の規則で定める場合は、次のいずれにも該当する場合とする。

一 基準該当居宅介護に係る利用者が、離島、山間のへき地その他の地域であつて、指定居宅介護のみによつては必要な居宅介護の見込量を確保することが困難であると市町村が認めるものに住所を有する場合

- 一 基準該当居宅介護が条例第二十条第二項のサービス提供責任者の行う具体的な指示に基づいて提供される場合  
 二 基準該当居宅介護の提供に当たる従業者の当該基準該当居宅介護に従事する時間の合計が、当該従業者が居宅介護に従事する時間の合計のおおむね二分の一を超えない場合

2 基準該当居宅介護事業者は、条例第二十三条第一項ただし書の規定に基づき従業者に当該従業者の同居の家族である利用者に対する基準該当居宅介護の提供をさせる場合において、当該利用者の意向及び当該利用者に係る次条第一項において準用する第十八条の規定により作成する基準該当居宅介護計画の実施状況等からみて、当該基準該当居宅介護が適切に提供されていないと認めるときは、当該従業者に対し適切な指導その他の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

**第三十四条** 第四条から第十四条まで、第十六条第二項、第十七条から第二十条まで及び第二十二條から第三十条までの規定は、基準該当居宅介護の事業について準用する。この場合において、第八条(見出しを含む。)中「介護給付費」とあるのは「特例介護給付費」と、第十三条第一項中「第十条第一項及び第二項並びに次条第一項」とあるのは「第二十四条第一項において準用する条例第十条第二項の規定及び第三十四条第一項において準用する次条第一項の規定」と、第十四条第一項中「第十条第一項及び第二項」とあり、及び同条第二項中「第十条第一項若しくは第二項」とあるのは「第二十四条第一項において準用する条例第十条第二項」と、第十六条第二項中「条例」とあるのは「条例第二十四条第一項において準用する条例」と、第十七条第一号中「次条第一項」とあるのは「第三十四条第一項において準用する次条第一項」と、「居宅介護計画」とあるのは「基準該当居宅介護計画」と、第十八条の見出し中「居宅介護計画」とあるのは「基準該当居宅介護計画」と、同条第一項中「第五条第二項」とあるのは「第二十条第二項」と、同項から同条第四項までの規定中「居宅介護計画」とあるのは「基準該当居宅介護計画」と、第十九条中「介護給付費若しくは特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費」と、第二十条第一項中「第八条から第十三条まで及び第十五条から第十八条までの規定並びに第四条から前条まで、次項及び次条」とあるのは「第二十三条並びに第二十四条第一項において準用する条例第八条、第九条、第十条第二項及び第三項、第十一条、第十三条並びに第十五条から第十八条までの規定並びに第三十三条並びに第三十四条第一項において準用する第四条から第十四条まで、第十六条第二項、第十七条から前条まで、次項及び第二十二條」と、同条第二項中「居宅介護計画」とあるのは「基準該当居宅介護計画」と、第二十四条及び第二十八条第一項中「条例」とあるのは「条例第二十四条第一項において準用する条例」と読み替えるものとする。

2 第四条から第十四条まで、第十六条第二項、第十七条から第二十条まで、第二十二條から第三十条まで、第三十二條及び前条の規定は、重度訪問介護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第四条第一項及び第二項並びに第七条中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第八条(見出しを含む。)中「介護給付費」とあるのは「特例介護給付費」と、第十二条第二項中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第十三条の見出し中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、同条第一項中「第十条第一項及び第二項並びに次条第一項」とあるのは「第二十四条第二項において準用する条例第十条第二項の規定及び第三十四条第二項において準用する次条第一項の規定」と、同項及び同条第二項中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第十四条第一項中「第十条第一項及び第二項」とあるのは「第二十四条第二項において準用する条例第十条第二項」と、「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、同条第二項中「第十条第一項若しくは第二項」とあるのは「第二十四条第二項において準用する条例第十条第二項」と、同項及び同条第三項中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第十六条第二項中「条例」とあるのは「条例第二十四条第二項において準用する条例」と、「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第十七条第一号中「次条第一項」とあるのは「第三十四条第二項において準用する次条第一項」と、「居宅介護計画」とあるのは「基準該当重度訪問介護計画」と、第十八条の見出し中「居宅介護計画」とあるのは「基準該当重度訪問介護計画」と、同条第一項中「第五条第二項」とあるのは「第二十条第二項」と、同項から同条第四項までの規定中「居宅介護計画」とあるのは「基準該当重度訪問介護計画」と、第十九条(見出しを含む。)中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、同条中「介護給付費若しくは特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費」と、第二十条第一項中「第八条から第十三条まで及び第十五条から第十八条までの規定並びに第四条から前条まで、次項及び次条から第三十条まで」とあるのは「第二十四条第二項において準用する条例第八条、第九条、第十条第二項及び第三項、第十一条、第十三条、第十五条から第十八条まで並びに第二十三条の規定並びに第三十四条第二項において準用する第四条から第十四条まで、第十六条第二項、第十七条から前条まで、次項、第二十二條から第三十条まで及び第三十三條」と、同条第二項中「居宅介護計画」とあるのは「基準該当重度訪問介護計画」と、第二十四条、第二十八条第一項及び第三十二條第一項中「条例」とあるのは「条例第二十四条第二項において準用する条例」と、前条中「条例」とあるのは「条例第二十四条第二項において準用する条例」と、同条第二項中「次条第一項」とあるのは「次条第二項」と、「基準該当居宅介護計画」とあるのは「基準該当重度訪問介護計画」と読み替えるものとする。

3 第四条から第十四条まで、第十六条第二項、第十七条から第二十条まで、第二十二條から第三十条まで、第三十二條及び前条の規定は、同行援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第八

条(見出しを含む。)中「介護給付費」とあるのは「特例介護給付費」と、第十三条第一項中「第十条第二項及び第二項並びに次条第二項」とあるのは「第二十四条第三項において準用する条例第十条第二項の規定及び第二十四条第三項において準用する次条第二項の規定」と、第十四条第一項中「第十条第一項及び第二項」とあり、及び同条第二項中「第十条第一項若しくは第二項」とあるのは「第二十四条第三項において準用する条例第十条第二項」と、第十六条第二項中「条例」とあるのは「条例第二十四条第三項において準用する条例」と、第十七条第一号中「次条第一項」とあるのは「第三十四条第三項において準用する次条第一項」と、「居宅介護計画」とあるのは「基準該当同行援護計画」と、第十八条の見出し中「居宅介護計画」とあるのは「基準該当同行援護計画」と、同条第一項中「第五条第二項」とあるのは「第二十条第二項」と、同項から同条第四項までの規定中「居宅介護計画」とあるのは「基準該当同行援護計画」と、第十九条中「介護給付費若しくは特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費」と、第二十条第一項中「第八条から第十三条まで及び第十五条から第十八条までの規定並びに第四条から前条まで、次項及び次条から第三十条まで」とあるのは「第二十四条第三項において準用する条例第八条、第九条、第十条第二項及び第三項、第十一条、第十三条、第十五条から第十八条まで並びに第二十三条の規定並びに第三十四条第三項において準用する第四条から第十四条まで、第十六条第二項、第十七条から前条まで、次項、第二十二條から第三十条まで及び第三十三條」と、同条第二項中「居宅介護計画」とあるのは「基準該当同行援護計画」と、第二十四条、第二十八条第一項及び第三十二条第一項中「条例」とあるのは「条例第二十四条第三項において準用する条例」と、前条中「条例」とあるのは「条例第二十四条第三項において準用する条例」と、同条第二項中「次条第一項」とあるのは「次条第三項」と、「基準該当居宅介護計画」とあるのは「基準該当同行援護計画」と読み替えるものとする。

4 第四条から第十四条まで、第十六条第二項、第十七条から第二十條まで、第二十二條から第三十条まで、第三十二條及び前条の規定は、行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第八条(見出しを含む。)中「介護給付費」とあるのは「特例介護給付費」と、第十三条第一項中「第十条第二項及び第二項並びに次条第一項」とあるのは「第二十四条第四項において準用する条例第十条第二項の規定及び第二十四条第四項において準用する次条第一項の規定」と、第十四条第一項中「第十条第一項及び第二項」とあり、及び同条第二項中「第十条第一項若しくは第二項」とあるのは「第二十四条第四項において準用する条例第十条第二項」と、第十六条第二項中「条例」とあるのは「条例第二十四条第四項において準用する条例」と、第十七条第一号中「次条第一項」とあるのは「第三十四条第四項において準用する次条第一項」と、「居宅介護計画」とあるのは「基準該当行動援護計画」と、第十八条の見出し中「居宅介護計画」とあるのは「基準該当行動援護計画」と、同条第一項中「第五条第二項」とあるのは「第二十条第二項」と、同項から同条第四項までの規定中「居宅介護計画」とあるのは「基準該当行動援護計画」と、第十九条中「介護給付費若しくは特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費」と、第二十条第一項中「第八条から第十三条まで及び第十五条から第十八条までの規定並びに第四条から前条まで、次項及び次条から第三十条まで」とあるのは「第二十三條並びに第二十四条第四項において準用する条例第八条、第九条、第十条第二項及び第三項、第十一条、第十三条、第十五条から第十八条まで並びに第二十三條の規定並びに第三十四条第四項において準用する第四条から第十四条まで、第十六条第二項、第十七条から前条まで、次項、第二十二條から第三十条まで及び第三十三條」と、同条第二項中「居宅介護計画」とあるのは「基準該当行動援護計画」と、第二十四條、第二十八條第一項及び第三十二條第一項中「条例」とあるのは「条例第二十四条第四項において準用する条例」と、前条中「条例」とあるのは「条例第二十四条第四項において準用する条例」と、同条第二項中「次条第一項」とあるのは「次条第四項」と、「基準該当居宅介護計画」とあるのは「基準該当行動援護計画」と読み替えるものとする。

第三章 療養介護

(従業者)

第三十五条 条例第二十六条第一項の規定による従業者の配置は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるところによらなければならない。

- 一 医師 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第六十五条第四項第一号の厚生労働大臣の定める基準により算定した数以上置くこと。
- 二 看護師、准看護師又は看護補助者(次号において「看護職員」という。) 条例第二十五条に規定する指定療養介護(以下単に「指定療養介護」という。)の単位(指定療養介護であつて、その提供が同時に一又は複数の利用者に対し一体的に行われるものをいう。以下この章において同じ。)ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を二で除して得た数以上置くこと。
- 三 生活支援員 指定療養介護の単位ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を四で除して得た数以上置くこと。ただし、看護職員が、常勤換算方法で、利用者の数を二で除して得た数以上置かれている指定療養介護の単位については、置かれている看護職員の数から利用者の数を二で除して得た数を控除して得た数を生活支援員の員数に含めることができる。
- 四 サービス管理責任者(条例第二十六条第一項第四号に規定するサービス管理責任者をいう。以下同じ。) 同項に規定する指定療養介護事業所(以下単に「指定療養介護事業所」という。)ごとに、次に掲げる場合の区分に応

じ、それぞれ次に定める数置くこと。

(一) 利用者の数が六十人以下の場合 一人以上

(二) 利用者の数が六十人を超える場合 一人に、利用者の数が六十人を超えて四十人又は四十人に満たない端数を増すごとに一人を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 第一項第三号及び第四号に掲げる従業者は、専ら当該指定療養介護事業所の職務に従事する者又は指定療養介護の単位ごとに専ら当該指定療養介護の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合には、この限りでない。

4 第一項第三号の生活支援員のうち一人以上は、常勤でなければならない。

5 第一項第四号のサービス管理責任者のうち一人以上は、常勤でなければならない。

(入退所の記録の記載等)

**第三十六条** 条例第二十六条第一項に規定する指定療養介護事業者（以下単に「指定療養介護事業者」という。）は、利用者の入所又は退所に際しては、入所又は退所の年月日その他の必要な事項（以下この章において「受給者証記載事項」という。）を支給決定障害者の受給者証に記載しなければならない。

2 指定療養介護事業者は、指定療養介護の利用に係る契約をしたときは、市町村に対し、遅滞なく、受給者証記載事項その他の必要な事項を報告しなければならない。

3 前二項の規定は、受給者証記載事項に変更があった場合について準用する。

(指定療養介護の提供の記録)

**第三十七条** 指定療養介護事業者は、指定療養介護を提供した際は、当該指定療養介護を提供した日、その内容その他必要な事項を記録しなければならない。

2 指定療養介護事業者は、前項の規定による記録に際しては、指定療養介護を提供したことについて支給決定障害者の確認を受けなければならない。

(利用者負担額等の受領等)

**第三十八条** 指定療養介護事業者は、条例第二十九条第一項及び第二項に定める場合のほか、支給決定障害者から指定療養介護において提供される便宜に要する費用のうち次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

一 日用品費

二 前号に掲げるもののほか、指定療養介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

2 指定療養介護事業者は、条例第二十九条第一項若しくは第二項又は前項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に交付しなければならない。

3 指定療養介護事業者は、第一項の費用に係るサービスの提供に当たっては、当該サービスの内容及び費用について、あらかじめ、支給決定障害者に説明を行い、その同意を得なければならない。

(利用者負担額に係る管理)

**第三十九条** 指定療養介護事業者は、支給決定障害者が同一の月に当該指定療養介護事業者が提供する指定療養介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定療養介護及び当該他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額及び指定療養介護医療（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号。以下「政令」という。）第四十二条の二の規定により読み替えられた法第五十八条第三項第一号に規定する指定療養介護医療をいう。以下同じ。）につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第七十条第二項において準用する法第五十八条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定めるところにより算定した額から当該指定療養介護医療につき支払すべき療養介護医療費を控除して得た額の合計額（以下「利用者負担額等合計額」という。）を算定しなければならない。この場合において、当該指定療養介護事業者は、当該利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

(介護給付費等の額に係る通知等)

**第四十条** 指定療養介護事業者は、法定代理受領により市町村から指定療養介護に係る介護給付費又は療養介護医療費の支給を受けた場合は、支給決定障害者に対し、当該支給決定障害者に係る介護給付費又は療養介護医療費の額を通知しなければならない。

2 指定療養介護事業者は、条例第二十九条第二項の規定により法定代理受領を行わない指定療養介護に係る費用の額の支払を受けた場合は、支給決定障害者に対し、当該指定療養介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を交付しなければならない。

(指定療養介護の提供の方針)

**第四十一条** 指定療養介護事業所の従業者は、指定療養介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

## (療養介護計画の作成等)

**第四十二条** 指定療養介護事業所の管理者は、サービス管理責任者に療養介護計画(指定療養介護に係る条例第三十二条第一項に規定する個別支援計画(以下単に「個別支援計画」という。)をいう。以下同じ。)の作成に関する業務を担当させるものとする。

- 2 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活及び課題等の把握(以下「アセスメント」という。)を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援の内容を検討しなければならない。
- 3 サービス管理責任者は、アセスメントを行うに当たっては、利用者に面接しなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を当該利用者に対し十分に説明し、その理解を得なければならない。
- 4 サービス管理責任者は、アセスメント及び支援の内容の検討を行った結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定療養介護の目標及びその達成時期、指定療養介護を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した療養介護計画の原案を作成しなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、当該指定療養介護事業所において提供する指定療養介護以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービスとの連携も含めて療養介護計画の原案に位置付けるように努めなければならない。
- 5 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に当たっては、利用者に対する指定療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。
- 6 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に当たっては、利用者又はその家族に対し、療養介護計画の原案の内容について説明し、文書により当該利用者の同意を得なければならない。
- 7 サービス管理責任者は、療養介護計画を作成した際には、当該療養介護計画を利用者に交付しなければならない。
- 8 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成後、当該療養介護計画の実施状況の把握(利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。)を行うとともに、少なくとも六月に一回以上、当該療養介護計画の見直しを行い、必要に応じて、当該療養介護計画の変更を行うものとする。
- 9 サービス管理責任者は、モニタリングを行うに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところによらなければならない。
  - 一 定期的に利用者面接すること。
  - 二 定期的にモニタリングの結果を記録すること。
- 10 第二項から第七項までの規定は、第八項の療養介護計画の変更について準用する。

## (サービス管理責任者の業務)

**第四十三条** 条例第三十一条第三号の規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。

- 一 指定療養介護の利用の申込みを行った者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定療養介護事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況その他の状況を把握すること。
- 二 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、当該利用者が自立した日常生活を営むことができるように定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し必要な支援を行うこと。

## (相談及び援助)

**第四十四条** 指定療養介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、当該利用者又はその家族からの相談に適切に応ずるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

## (看護及び医学的管理の下における介護)

**第四十五条** 指定療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

- 2 指定療養介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。
- 3 指定療養介護事業者は、条例第三十三条第一項及び前二項に定めるもののほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の支援を適切に行わなければならない。
- 4 指定療養介護事業者は、利用者に対し、当該利用者の負担により、当該指定療養介護事業所の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

## (その他のサービスの提供)

**第四十六条** 指定療養介護事業者は、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うように努めなければならない。

- 2 指定療養介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、当該利用者とその家族との交流等の機会を確保するように努めなければならない。

## (支給決定障害者に関する市町村への通知)

**第四十七条** 指定療養介護事業者は、指定療養介護の提供に係る支給決定障害者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

- 一 正当な理由なしに指定療養介護の利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたと思われるとき。
- 二 偽りその他不正な行為によつて介護給付費若しくは特例介護給付費又は療養介護医療費を受け、又は受けようとしたとき。

(管理者の責務)

**第四十八条** 指定療養介護事業所の管理者は、当該指定療養介護事業所の従業者に条例第二十九条から第三十四条まで及び第三十六条から第四十条まで並びに第四十一条において準用する条例第八条、第九条、第十六条及び第十七条の規定並びに第三十六条から前条まで及び次条から第五十三条まで並びに第五十四条において準用する第五条、第七条から第十条まで、第十三条、第二十五条第一項及び第二十六条から第二十八条までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(勤務体制の確保等)

**第四十九条** 指定療養介護事業者は、利用者に対し適切な指定療養介護を提供することができるように、指定療養介護事業所ごとに、従業者の勤務体制を定めておかななければならない。

- 2 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所ごとに、当該指定療養介護事業所の従業者によつて指定療養介護を提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 指定療養介護事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(衛生管理等)

**第五十条** 指定療養介護事業者は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

- 2 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(掲示)

**第五十一条** 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所の見やすい場所に、条例第三十六条各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程の概要、従業者の勤務体制その他の指定療養介護の利用の申込みを行った者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(地域との連携等)

**第五十二条** 指定療養介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又は民間の団体との連携及び協力その他の地域との交流に努めなければならない。

(記録の整備)

**第五十三条** 指定療養介護事業者は、利用者に対する指定療養介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定療養介護を提供した日から五年間保存しなければならない。

- 一 療養介護計画
- 二 条例第三十九条第二項の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項の記録
- 三 第三十七条第一項の規定による指定療養介護の提供の記録
- 四 第四十七条の規定による支給決定障害者に関する市町村への通知に係る記録
- 五 次条において準用する第二十七条第二項の規定による苦情の内容その他必要な事項の記録
- 六 次条において準用する第二十八条第一項の規定による事故の状況及び当該事故に際して講じた措置についての記録

(準用)

**第五十四条** 第五条、第七条から第十条まで、第十三条、第二十五条第一項及び第二十六条から第二十八条までの規定は、指定療養介護の事業について準用する。この場合において、第七条中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第十三条の見出し中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、同条第一項中「第十条第一項及び第二項並びに次条第一項」とあるのは「第二十九条第一項及び第二項の規定並びに第三十八条第一項の規定」と、同項及び同条第二項中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第二十八条第一項中「条例」とあるのは「条例第四十一条において準用する条例」と読み替えるものとする。

#### 第四章 生活介護

##### 第一節 人員、設備及び運営に関する基準

(従業者)

**第五十五条** 条例第四十三条第一項の規定による従業者の配置は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるところによらなければならない。

- 一 医師 利用者に対し日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数置くこと。
- 二 保健師又は看護師若しくは准看護師（以下「看護職員」という。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 次に掲げる基準を満たすこと。
- (一) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数が、条例第四十二条に規定する指定生活介護（以下単に「指定生活介護」という。）の単位（指定生活介護であつて、その提供が同時に一又は複数の利用者に対し一体的に行われるものをいう。以下同じ。）ごとに、常勤換算方法で、次に掲げる利用者の平均障害程度区分（厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害程度区分の平均値をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ次に定める数となるように置くこと。
- (1) 平均障害程度区分が四未満 利用者の数を六で除して得た数以上
- (2) 平均障害程度区分が四以上五未満 利用者の数を五で除して得た数以上
- (3) 平均障害程度区分が五以上 利用者の数を三で除して得た数以上
- (二) 看護職員は、指定生活介護の単位ごとに、一人以上置くこと。
- (三) 理学療法士又は作業療法士は、指定生活介護の単位ごとに、利用者に対し日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行うために必要な数置くこと。
- (四) 生活支援員は、指定生活介護の単位ごとに、一人以上置くこと。
- 三 サービス管理責任者 条例第四十三条第一項に規定する指定生活介護事業所（以下単に「指定生活介護事業所」という。）ごとに、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める数置くこと。
- (一) 利用者の数が六十人以下の場合 一人以上
- (二) 利用者の数が六十人を超える場合 一人に、利用者の数が六十人を超えて四十人又は四十人に満たない端数を増すごとに一人を加えて得た数以上
- 2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 3 条例第四十三条第一項に規定する指定生活介護事業者（以下単に「指定生活介護事業者」という。）は、第一項第一号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な指定生活介護事業所には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。
- 4 第一項各号に掲げる従業者及び前項の機能訓練指導員は、専ら当該指定生活介護事業所の職務に従事する者又は指定生活介護の単位ごとに専ら当該指定生活介護の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合には、この限りでない。
- 5 第一項第二号の生活支援員のうち一人以上は、常勤でなければならない。
- 6 第一項第三号のサービス管理責任者のうち一人以上は、常勤でなければならない。  
(従たる事業所を設置する場合の従業者の配置の基準)
- 第五十六条** 条例第四十四条第一項の規定により主たる事業所と一体的に管理運営を行う事業所（以下「従たる事業所」という。）を設置する指定生活介護事業所においては、主たる事業所及び従たる事業所の従業者（サービス管理責任者を除く。）のうちそれぞれ一人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は当該従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。  
(設備)
- 第五十七条** 条例第四十五条第一項の規則で定める設備は、洗面所、便所その他指定生活介護の事業の運営上必要な設備とする。
- 2 条例第四十五条第一項の規定による設備の設置は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるところによらなければならない。
- 一 訓練作業室 次に掲げる基準を満たすこと。
- (一) 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。
- (二) 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。
- 二 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。
- 三 洗面所 利用者の特性に応じたものであること。
- 四 便所 利用者の特性に応じたものであること。  
(利用者負担額等の受領等)
- 第五十八条** 指定生活介護事業者は、条例第四十六条第一項及び第二項に定める場合のほか、支給決定障害者から指定生活介護において提供される便宜に要する費用のうち次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。
- 一 食事の提供に要する費用
- 二 創作的活動に係る材料費
- 三 日用品費
- 四 前三号に掲げるもののほか、指定生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通

常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

- 2 前項第一号に掲げる費用については、厚生労働大臣が定めるところによるものとする。
- 3 指定生活介護事業者は、条例第四十六条第一項若しくは第二項又は第一項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に交付しなければならない。
- 4 指定生活介護事業者は、第一項の費用に係るサービスの提供に当たっては、当該サービスの内容及び費用について、あらかじめ、支給決定障害者に説明を行い、その同意を得なければならない。

(介護)

**第五十九条** 指定生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

- 2 指定生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。
- 3 指定生活介護事業者は、条例第四十七条第一項及び前二項に定めるもののほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上必要な支援を適切に行わなければならない。
- 4 指定生活介護事業者は、常時一人以上の従業者を介護に従事させなければならない。
- 5 指定生活介護事業者は、利用者に対し、当該利用者の負担により、当該指定生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

(生産活動の機会の提供)

**第六十条** 指定生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動の能率の向上が図られるように、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。

- 2 指定生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、防塵設備又は消火設備の設置その他生産活動を安全に行うために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(工賃の支払)

**第六十一条** 指定生活介護事業者は、生産活動に従事している者に、生産活動に係る事業の収入から当該事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

(食事)

**第六十二条** 指定生活介護事業者は、あらかじめ、利用者に対し食事の提供の有無を説明し、提供を行う場合には、その内容及び費用に関して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

- 2 指定生活介護事業者は、食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し適切な時間に提供を行うとともに、当該利用者の年齢及び障害の特性に応じた適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため必要な栄養管理を行わなければならない。
- 3 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行われなければならない。
- 4 指定生活介護事業者は、食事の提供を行う場合であつて指定生活介護事業所に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるように努めなければならない。

(健康管理)

**第六十三条** 指定生活介護事業者は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じなければならない。

(支給決定障害者に関する市町村への通知)

**第六十四条** 指定生活介護事業者は、指定生活介護の提供に係る支給決定障害者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

- 一 正当な理由なしに指定生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたとき認められるとき。
- 二 偽りその他不正な行為によつて介護給付費又は特例介護給付費を受け、又は受けようとしたとき。

(衛生管理等)

**第六十五条** 指定生活介護事業者は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。

- 2 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(協力医療機関)

**第六十六条** 指定生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかななければならない。

(掲示)

**第六十七条** 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所の見やすい場所に、条例第四十九条各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程の概要、従業者の勤務体制、前条の協力医療機関その他の指定生活介護の利用の申込みを行った者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(運用)

**第六十八条** 第四条から第十条まで、第十二条、第十三条、第十五条、第十六条、第二十五条から第二十九条まで、第四十一条から第四十四条まで、第四十八条、第四十九条、第五十二条及び第五十三条の規定は、指定生活介護の事業について準用する。この場合において、第四条第一項及び第二項、第七条並びに第十二条第二項中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第十三条の見出し中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、同条第一項中「第十条第一項及び第二項並びに次条第一項」とあるのは「第四十六条第一項及び第二項の規定並びに第五十八条第一項の規定」と、同項及び同条第二項並びに第十五条中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第十六条第一項中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、同条第二項中「第十条第二項」とあるのは「第四十六条第二項」と、「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第二十八条第一項中「条例」とあるのは「条例第五十条において準用する条例」と、第四十二条の見出し、同条第一項、第二項、第四項から第八項まで及び第十項中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第四十三条中「条例」とあるのは「条例第五十条において準用する条例」と、第四十八条中「第二十九条から第三十四条まで及び第三十六条から第四十条まで並びに第四十一条において準用する条例第八条、第九条、第十六条及び第十七条の規定並びに第三十六条から前条まで及び次条から第五十三条まで並びに第五十四条において準用する第五条、第七条から第十条まで、第十三条、第二十五条第一項及び第二十六条から第二十八条まで」とあるのは「第四十六条から第四十九条まで並びに第五十条において準用する条例第八条、第九条、第十三条、第十六条、第十七条、第三十条、第三十一条及び第三十七条から第四十条までの規定並びに第五十八条から第六十七条まで並びに第六十八条において準用する第四条から第十条まで、第十二条、第十三条、第十五条、第十六条、第二十五条から第二十九条まで、第四十一条から第四十四条まで、次条、第五十二条及び第五十三条」と、第五十三条第一号中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、同条第二号中「条例」とあるのは「条例第五十条において準用する条例」と、同条第三号中「第三十七条第一項」とあるのは「第六十八条において準用する第十二条第一項」と、同条第四号中「第四十七条」とあるのは「第六十四条」と、同条第五号及び第六号中「次条」とあるのは「第六十八条」と読み替えるものとする。

**第二節 基準該当障害福祉サービスに関する基準**

(基準該当生活介護の基準)

**第六十九条** 条例第五十一条第二号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 指定通所介護事業所（秋田県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年秋田県条例第五十六号）第六十八条第一項に規定する指定通所介護事業所及び同条例第七十九条第一項に規定する指定療養通所介護事業所をいう。以下同じ。）の食堂及び機能訓練室（同条例の規定により指定通所介護事業所に設けなければならないこととされる設備である食堂及び機能訓練室をいう。以下同じ。）の面積を、指定通所介護（同条例第六十七条に規定する指定通所介護及び同条例第七十八条第一項に規定する指定療養通所介護をいう。以下同じ。）の利用者の数及び条例第五十一条に規定する基準該当生活介護（以下単に「基準該当生活介護」という。）を受け利用者の数を合計した数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。
- 二 指定通所介護事業所の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所において提供する指定通所介護の利用者の数を指定通所介護の利用者及び基準該当生活介護を受け利用者の数を合計した数であるとした場合における当該指定通所介護事業所として必要とされる数以上であること。
- 三 基準該当生活介護を受け利用者にに対し適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例)

**第七十条** 条例第五十二条の規則で定める要件は、次のとおりとする。

- 一 指定小規模多機能型居宅介護（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスに該当する同法第八条第十八項に規定する小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。）を行う事業所（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所」という。）の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者（指定小規模多機能型居宅介護を利用するために指定小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた者をいう。以下同じ。）の数及び条例第五十二条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス（登録者を当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に通わせて行い同項に規定する小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。）を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた障害者の数を合計した数の上限をいう。以下同じ。）を二十五人以下とすること。
- 二 指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用者の数及び条例第五十二条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービスを受け利用者の数を合計した数の一日当たりの上限をいう。第八十条第二項第一号において同じ。）を登録定員の二分の一から十五人までの範囲内とすること。
- 三 指定小規模多機能型居宅介護事業所の居間及び食堂（介護保険法第七十八条の四第二項の規定に基づき当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の所在地の市町村が定める条例の規定により指定小規模多機能型居宅介護事業所に

設けなければならないこととされる設備である居間及び食堂をいう。)は、その機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。

四 指定小規模多機能型居宅介護事業所の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所において提供する通いサービスの利用者の数を通いサービスの利用者の数及び条例第五十二条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービスを受ける障害者の数を合計した数であるとした場合における介護保険法第七十八条の四第一項の規定に基づき当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の所在地の市町村が定める条例に規定する基準(指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに置かなければならない指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者に係る部分に限る。)を満たしていること。

五 条例第五十二条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービスを受ける障害者に対し適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

**第七十一条** 第五十八条の規定は、基準該当生活介護の事業について準用する。この場合において、同条第一項中「第四十六条第一項及び第二項」とあり、及び同条第三項中「第四十六条第一項若しくは第二項」とあるのは、「第五十二条において準用する条例第四十六条第二項」と読み替えるものとする。

## 第五章 短期入所

### 第一節 人員、設備及び運営に関する基準

(従業者)

**第七十二条** 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成十八年厚生労働省令第十九号。以下「省令」という。)第五条に規定する施設が条例第五十五条第一項に規定する併設事業所(以下単に「併設事業所」という。)を設置する場合における当該施設及び併設事業所に置かなければならない従業者の総数は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

一 省令第五条に規定する施設(入所によるものに限り、次号に掲げるものを除く。以下「入所施設等」という。)である当該施設が条例第五十五条第一項に規定する指定短期入所事業所(以下単に「指定短期入所事業所」という。)として併設事業所を設置する場合 当該施設の利用者の数及び併設事業所の利用者の数を合計した数を当該施設の利用者の数とみなした場合において、当該施設として必要とされる数以上

二 条例第七十四条第一項に規定する指定共同生活介護事業者(以下単に「指定共同生活介護事業者」という。)、条例第九十二条第一項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業者(以下単に「指定自立訓練(生活訓練)事業者」という。)(省令第二十五条第六号に規定する宿泊型自立訓練(以下単に「宿泊型自立訓練」という。))の事業を行う者に限る。又は条例第一百六条第一項に規定する指定共同生活援助事業者(以下単に「指定共同生活援助事業者」という。)(以下「指定共同生活介護事業者等」と総称する。)である当該施設が指定短期入所事業所として併設事業所を設置する場合 次に掲げる指定短期入所(条例第五十四条に規定する指定短期入所をいう。以下同じ。)を提供する時間帯の区分に応じ、それぞれ次に定める数

(一) 指定短期入所と同時に条例第七十三条に規定する指定共同生活介護(以下単に「指定共同生活介護」という。)、条例第九十一条に規定する指定自立訓練(生活訓練)(以下単に「指定自立訓練(生活訓練)」という。)(宿泊型自立訓練に係るものに限る。)又は条例第一百五十五条に規定する指定共同生活援助(以下単に「指定共同生活援助」という。)(以下「指定共同生活介護等」と総称する。)を提供する時間帯 当該指定共同生活介護事業者等が設置する当該指定に係る指定共同生活介護事業所(条例第七十四条第一項に規定する指定共同生活介護事業所をいう。以下同じ。)、指定自立訓練(生活訓練)事業所(条例第九十二条第一項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業所をいう。以下同じ。)(宿泊型自立訓練に係るものに限る。)又は指定共同生活援助事業所(条例第一百六条第一項に規定する指定共同生活援助事業所をいう。以下同じ。)(以下「指定共同生活介護事業者等」と総称する。)の利用者の数及び併設事業所の利用者の数を合計した数を当該指定共同生活介護事業者等の利用者の数とみなした場合において、当該指定共同生活介護事業者等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上

(二) 指定短期入所を提供する時間帯(一)に掲げるものを除く。) 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める数

(1) 当該日の指定短期入所の利用者の数が六人以下の場合 一人以上

(2) 当該日の指定短期入所の利用者の数が六人を超える場合 一人に、当該日の指定短期入所の利用者の数が六人を超えて六人又六人に満たない端数を増すことに一人を加えて得た数以上

2 条例第五十五条第二項に規定する空床利用型事業所(以下単に「空床利用型事業所」という。)に置かなければならない従業者の員数は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

一 入所施設等である当該施設が指定短期入所事業所として空床利用型事業所を設置する場合 当該施設の利用者の数及び空床利用型事業所の利用者の数を合計した数を当該施設の利用者の数とみなした場合において、当該施設として必要とされる数以上

- 一 指定共同生活介護事業者等である当該施設が指定短期入所事業所として空床利用型事業所を設置する場合 次に掲げる指定短期入所を提供する時間帯の区分に応じ、それぞれ次に定める数
- (一) 指定短期入所と同時に指定共同生活介護等を提供する時間帯 指定共同生活介護事業所等の利用者の数及び空床利用型事業所の利用者の数を合計した数を当該指定共同生活介護事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定共同生活介護事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上
- (二) 指定短期入所を提供する時間帯 (一)に掲げるものを除く。) 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める数
- (1) 当該日の指定短期入所の利用者の数が六人以下の場合 一人以上
- (2) 当該日の指定短期入所の利用者の数が六人を超える場合 一人に、当該日の指定短期入所の利用者の数が六人を超えて六人又は六人に満たない端数を増すごとに一人を加えて得た数以上
- 3 条例第五十五条第三項の規定による生活支援員の配置は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところによらなければならない。

一 指定生活介護事業所、指定共同生活介護事業所、条例第八十五条第一項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業所(以下単に「指定自立訓練(機能訓練)事業所」という。)、指定自立訓練(生活訓練)事業所、条例第一百条第一項に規定する指定就労移行支援事業所(以下単に「指定就労移行支援事業所」という。)、条例第一百四十一条に規定する指定就労継続支援A型事業所(以下単に「指定就労継続支援A型事業所」という。)、条例第一百九条第一項に規定する指定就労継続支援B型事業所(以下単に「指定就労継続支援B型事業所」という。)若しくは指定共同生活援助事業所又は児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十一条の五の三第一項に規定する指定通所支援(以下単に「指定通所支援」という。)の事業を行う者が当該事業を行う事業所(以下「指定生活介護事業所等」と総称する。)において指定短期入所の事業を行う場合 次に掲げる指定短期入所の事業を行う時間帯の区分に応じ、それぞれ次に定める数置くこと。

- (一) 指定生活介護、指定共同生活介護、条例第八十四条に規定する指定自立訓練(機能訓練)(以下単に「指定自立訓練(機能訓練)」という。)、指定自立訓練(生活訓練)、条例第九十九条に規定する指定就労移行支援(以下単に「指定就労移行支援」という。)、条例第一百三三条に規定する指定就労継続支援A型(以下単に「指定就労継続支援A型」という。)、条例第一百条に規定する指定就労継続支援B型(以下単に「指定就労継続支援B型」という。)若しくは指定共同生活援助又は指定通所支援のサービスを提供する時間帯 当該指定生活介護事業所等の利用者の数及び条例第五十五条第三項に規定する単独型事業所(以下単に「単独型事業所」という。)の利用者の数を合計した数を当該指定生活介護事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定生活介護事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上
- (二) 指定生活介護事業所等が指定短期入所の事業を行う時間帯であつて、(一)に掲げる時間帯以外の時間帯 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める数
- (1) 当該日の利用者の数が六人以下の場合 一人以上
- (2) 当該日の利用者の数が六人を超える場合 一人に、当該日の利用者の数が六人を超えて六人又は六人に満たない端数を増すごとに一人を加えて得た数以上

二 指定生活介護事業所等以外の単独型事業所において指定短期入所の事業を行う場合 前号(一)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同号(一)又は(2)に定める数置くこと。

(設備及び備品)

**第七十三条** 条例第五十六条第四項の規則で定める設備は、洗面所、便所その他単独型事業所における指定短期入所の事業の運営上必要な設備とする。

2 条例第五十六条第四項の規定による設備の設置は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるところによらなければならない。

- 一 居室 次に掲げる基準を満たすこと。
- (一) 一の居室の定員は、四人以下とすること。
- (二) 地階に設けないこと。
- (三) 利用者一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、八平方メートル以上とすること。
- (四) 寝台又はこれに代わる設備を設けること。
- (五) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。
- 二 食堂 次に掲げる基準を満たすこと。
- (一) 食事の提供に支障がない広さを有すること。
- (二) 必要な備品を備えること。
- 三 浴室 利用者の特性に応じたものであること。
- 四 洗面所 次に掲げる基準を満たすこと。
- (一) 居室のある階ごとに設けること。

- (二) 利用者の特性に応じたものであること。
- 五 便所 次に掲げる基準を満たすこと。
- (一) 居室のある階ごとに設けること。
  - (二) 利用者の特性に応じたものであること。

(対象者等)

**第七十四条** 条例第五十七条第一項に規定する指定短期入所事業者（以下単に「指定短期入所事業者」という。）は、介護を行う者の疾病その他の理由により居宅において介護を受けることが一時的に困難となった利用者を対象に指定短期入所を提供するものとする。

2 指定短期入所事業者は、他の指定障害福祉サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定短期入所の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用することができるように必要な援助に努めなければならない。

(入退所の記録の記載等)

**第七十五条** 指定短期入所事業者は、利用者の入所又は退所に際しては、指定短期入所事業所の名称、入所又は退所の年月日その他の必要な事項を支給決定障害者等の受給者証に記載しなければならない。

2 指定短期入所事業者は、自らの指定短期入所の提供により支給決定障害者等に係る指定短期入所の量の総量が支給量に達した場合は、当該支給決定障害者等の受給者証の指定短期入所の提供に係る部分の写しを市町村に提出しなければならない。

(利用者負担額等の受領等)

**第七十六条** 指定短期入所事業者は、条例第五十七条第一項及び第二項に定める場合のほか、支給決定障害者等から指定短期入所において提供される便宜に要する費用のうち次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

- 一 食事の提供に要する費用
  - 二 光熱水費
  - 三 日用品費
  - 四 前三号に掲げるもののほか、指定短期入所において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者等に負担させることが適当と認められるもの
- 2 前項第一号及び第二号に掲げる費用については、厚生労働大臣が定めるところによるものとする。
- 3 指定短期入所事業者は、条例第五十七条第一項若しくは第二項又は第一項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者等に交付しなければならない。
- 4 指定短期入所事業者は、第一項の費用に係るサービスの提供に当たっては、当該サービスの内容及び費用について、あらかじめ、支給決定障害者等に説明を行い、その同意を得なければならない。

(指定短期入所の提供の方針)

**第七十七条** 指定短期入所事業所の従業者は、指定短期入所の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその介護を行う者に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

(指定短期入所の提供)

**第七十八条** 指定短期入所事業者は、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきしなければならない。

- 2 指定短期入所事業者は、利用者に対し、支給決定障害者等の負担により、当該指定短期入所事業所の従業者以外の者による保護を受けさせてはならない。
- 3 指定短期入所事業者は、支給決定障害者等の依頼を受けた場合には、利用者に対し食事の提供を行わなければならない。
- 4 指定短期入所事業者は、食事の提供に当たっては、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に提供を行わなければならない。

(準用)

**第七十九条** 第五条から第十条まで、第十二条、第十三条、第十五条、第十六条、第十九条、第二十五条から第三十条まで、第四十四条、第四十八条、第四十九条、第五十二条、第六十二条及び第六十五条から第六十七条までの規定は、指定短期入所の事業について準用する。この場合において、第十三条第一項中「第十条第一項及び第二項並びに次条第一項」とあるのは「第五十七条第一項及び第二項の規定並びに第七十六条第一項の規定」と、第十六条第二項中「第十条第二項」とあるのは「第五十七条第二項」と、第二十八条第一項中「条例」とあるのは「条例第六十二条において準用する条例」と、第四十八条中「第二十九条から第三十四条まで及び第三十六条から第四十条まで並びに第四十一条において準用する条例第八条、第九条、第十六条及び第十七条の規定並びに第三十六条から前条まで及び次条から第五十三条まで並びに第五十四条において準用する第五条、第七条から第十条まで、第十三条、第二十五条第一項及び第二十六条から第二十八条まで」とあるのは「第五十七条から第六十一条まで並びに第六十二条において準用する条例第八条、第九条、第十三条、第十六条から第十八条まで、第三十八条及び第三十九条の規定並びに第七十四条から第七十八条まで並びに第七十九条において準用する第五条から第十条まで、第十二条、第十三条、第十五

条、第十六条、第十九条、第二十五条から第三十条まで、第四十四条、次条、第五十二条、第六十三条及び第六十五条から第六十七条まで」と、第六十七条中「第四十九条各号」とあるのは「第六十条各号」と、「前条」とあるのは「第七十九条において準用する前条」と読み替えるものとする。

**第二節 基準該当障害福祉サービスに関する基準**

(基準該当短期入所の基準)

**第八十条** 条例第六十三条第一号の規則で定める指定小規模多機能型居宅介護は、宿泊サービス(登録者を指定小規模多機能型居宅介護事業所に宿泊させて行う指定小規模多機能型居宅介護(本体事業所(次に掲げる事業若しくは施設の運営その他の保健医療又は福祉に関する事業について三年以上の経験を有する指定小規模多機能型居宅介護の事業を行う者又は指定複合型サービス(介護保険法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスに該当する同法第八条第二十二項に規定する複合型サービスをいう。以下同じ。))の事業を行う者(以下「指定複合型サービス事業者」という。))により設置される当該指定小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定複合型サービス事業者が指定複合型サービスの事業を行う事業所であつて、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に対し指定小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うものをいう。以下同じ。)である指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所(当該本体事業所との密接な連携の下に運営される指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。)の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定小規模多機能型居宅介護を含む。)をいう。以下同じ。)とする。

- 一 介護保険法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスの事業
- 二 介護保険法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスの事業
- 三 介護保険法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援の事業
- 四 介護保険法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスの事業
- 五 介護保険法第五十四条の二第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービスの事業
- 六 介護保険法第五十八条第一項に規定する指定介護予防支援の事業
- 七 介護保険法第八条第二十四項に規定する介護保険施設の運営
- 八 健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法第四十八条第一項第三号に規定する指定介護療養型医療施設の運営

2 条例第六十三条第二号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 指定小規模多機能型居宅介護事業所の宿泊サービスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の宿泊サービスの利用者の数及び条例第六十三条に規定する基準該当短期入所(以下単に「基準該当短期入所」という。)を受ける利用者の数を合計した数の一日当たりの上限をいう。次号において同じ。)を通いサービスの利用定員の三分の一から九人までの範囲内とすること。
- 一 指定小規模多機能型居宅介護事業所に個室(介護保険法第七十八条の四第二項の規定に基づき当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の所在地の市町村が定める条例の規定により指定小規模多機能型居宅介護事業所に設けなければならないこととされる設備である宿泊室(当該条例で定める個室に係る基準を満たすものに限る。)をいう。以下同じ。)以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じて得た数で除して得た面積が、おおむね七・四三平方メートル以上であること。
- 二 基準該当短期入所の提供を受ける利用者に対し適切なサービスを提供するため、指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

**第八十一条** 第七十六条の規定は、基準該当短期入所の事業について準用する。この場合において、同条第二項中「第五十七条第一項及び第二項」とあり、及び同条第三項中「第五十七条第一項若しくは第二項」とあるのは、「第六十四条において準用する条例第五十七条第二項」と読み替えるものとする。

**第六章 重度障害者等包括支援**

(従業者)

**第八十二条** 条例第六十六条第二項の規定による同項に規定するサービス提供責任者(以下単に「サービス提供責任者」という。)の配置は、その員数が一人以上となるように行わなければならない。

2 前項のサービス提供責任者のうち一人以上は、専任かつ常勤でなければならない。

(指定重度障害者等包括支援の提供の方針)

**第八十三条** 条例第六十六条第二項に規定する指定重度障害者等包括支援事業所(以下単に「指定重度障害者等包括支援事業所」という。)の従業者は、条例第六十五条に規定する指定重度障害者等包括支援(以下単に「指定重度障害者等包括支援」という。)の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

(サービス利用計画の作成等)

**第八十四条** サービス提供責任者は、サービス利用計画(条例第七十条第一項に規定するサービス利用計画をいう。以下同じ。)を作成しなければならない。

- 2 サービス提供責任者は、サービス利用計画の作成に当たっては、サービス提供責任者がサービス利用計画の作成のためにサービス利用計画の原案に位置付けた障害福祉サービスの担当者(以下単に「担当者」という。)を招集して行う会議の開催、担当者に対する照会等により、担当者から専門的な見地からの意見を求めるものとする。
- 3 サービス提供責任者は、サービス利用計画を作成した際には、利用者及びその同居の家族に対し、その内容を説明するとともに、当該サービス利用計画を交付しなければならない。
- 4 サービス提供責任者は、サービス利用計画の作成後においても、当該サービス利用計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて、当該サービス利用計画の変更を行うものとする。
- 5 第一項から第三項までの規定は、前項のサービス利用計画の変更について準用する。

(準用)

**第八十五条** 第四条から第十四条まで、第十六条、第十九条、第二十三条から第三十条まで及び第四十八条の規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。この場合において、第十三条第一項中「条例」とあるのは「条例第七十二条において準用する条例」と、「並びに次条第一項」とあるのは「の規定並びに第八十五条において準用する次条第一項の規定」と、第十四条第一項及び第二項並びに第十六条第二項中「条例」とあるのは「条例第七十二条において準用する条例」と、第二十四条中「第十五条各号」とあるのは「第七十一条各号」と、第二十八条第一項中「条例」とあるのは「条例第七十二条において準用する条例」と、第四十八条中「第二十九条から第三十四条まで及び第三十六条から第四十条まで並びに第四十一条において準用する条例第八条、第九条、第十六条及び第十七条の規定並びに第三十六条から前条まで及び次条から第五十三条まで並びに第五十四条において準用する第五条、第七条から第十条まで、第十三条、第二十五条第一項及び第二十六条から第二十八条まで」とあるのは「第六十七条から第七十一条まで並びに第七十二条において準用する条例第八条から第十条まで、第十三条及び第十六条から第十八条までの規定並びに第八十三条及び第八十四条並びに第八十五条において準用する第四条から第十四条まで、第十六条、第十九条及び第二十三条から第三十条まで」と読み替えるものとする。

## 第七章 共同生活介護

(従業者)

**第八十六条** 条例第七十四条第一項の規定による従業者の配置は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるところによらなければならない。

- 一 世話人 指定共同生活介護事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を六で除して得た数以上置くこと。
- 二 生活支援員 指定共同生活介護事業所ごとに、常勤換算方法で、次の(一)から(四)までに掲げる数を合計した数以上置くこと。
  - (一) 障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成十八年厚生労働省令第四十号。以下「区分省令」という。)第二条第三号に規定する区分三に該当する利用者の数を九で除して得た数
  - (二) 区分省令第二条第四号に規定する区分四に該当する利用者の数を六で除して得た数
  - (三) 区分省令第二条第五号に規定する区分五に該当する利用者の数を四で除して得た数
  - (四) 区分省令第二条第六号に規定する区分六に該当する利用者の数を二・五で除して得た数
- 三 サービス管理責任者 指定共同生活介護事業所ごとに、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める数置くこと。
  - (一) 利用者の数が三十人以下の場合 一人以上
  - (二) 利用者の数が三十人を超える場合 一人に、利用者の数が三十人を超えて三十人又は三十人に満たない端数を増すごとに一人を加えて得た数以上
- 2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 3 第一項各号に掲げる従業者は、専ら当該指定共同生活介護事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合には、この限りでない。

(設備)

**第八十七条** 指定共同生活介護事業所の共同生活住居(法第三十四条第一項に規定する共同生活住居をいう。以下同じ。)の入居定員の合計は、四人以上とする。

- 2 共同生活住居は、その入居定員を二人以上十人以下とする。ただし、既存の建物を共同生活住居とする指定共同生活介護事業所にあつては、当該共同生活住居の入居定員を二人以上二十人以下(知事が特に必要があると認める場合にあつては、二人以上三十人以下)とすることができる。
- 3 条例第六十一条第二号に規定するユニットは、その入居定員を二人以上十人以下とする。
- 4 条例第七十六条第五項の規定による居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備の設置は、次に定めるところによらなければならない。

一 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、利用者に対するサービスの提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。

二 一の居室の面積は、収納設備等を除き、七・四三平方メートル以上とすること。

(入退居)

**第八十八条** 指定共同生活介護は、共同生活住居への入居を必要とする利用者(入院治療を要する者を除く。)に提供するものとする。

2 指定共同生活介護事業者は、指定共同生活介護の利用の申込みを行った者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めなければならない。

3 指定共同生活介護事業者は、利用者の退居に際しては、利用者の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境及び援助の継続性に配慮し、退居に必要かつ適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(入退居の記録の記載等)

**第八十九条** 指定共同生活介護事業者は、利用者の入居又は退居に際しては、当該指定共同生活介護事業者の名称、入居又は退居の年月日その他の必要な事項(以下この章において「受給者証記載事項」という。)を支給決定障害者の受給者証に記載しなければならない。

2 指定共同生活介護事業者は、市町村に対し、遅滞なく、受給者証記載事項その他の必要な事項を報告しなければならない。

(利用者負担額等の受領等)

**第九十条** 指定共同生活介護事業者は、条例第七十七条第一項及び第二項に定める場合のほか、支給決定障害者から指定共同生活介護において提供される便宜に要する費用のうち次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

一 食材料費

一 家賃(法第三十四条第一項の規定により特定障害者特別給付費が利用者を支給された場合(同条第二項において準用する法第二十九条第四項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に代わり当該指定共同生活介護事業者を支払われた場合に限る。)は、当該利用者に係る家賃の月額から法第三十四条第二項において準用する法第二十九条第五項の規定により当該利用者に支給があったものとみなされた特定障害者特別給付費の額を控除した額を限度とする。)

二 光熱水費

四 日用品費

五 前各号に掲げるものほか、指定共同生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者に負担とせることが適当と認められるもの

2 指定共同生活介護事業者は、条例第七十七条第一項若しくは第二項又は前項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に交付しなければならない。

3 指定共同生活介護事業者は、第一項の費用に係るサービスの提供に当たっては、当該サービスの内容及び費用について、あらかじめ、支給決定障害者に説明を行い、その同意を得なければならない。

(利用者負担額に係る管理)

**第九十一条** 指定共同生活介護事業者は、支給決定障害者(入居前の体験的な指定共同生活介護を受けている者を除く。以下この項において同じ。)が同一の月に当該指定共同生活介護事業者が提供する指定共同生活介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定共同生活介護及び当該他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定共同生活介護事業者は、当該利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

2 指定共同生活介護事業者は、支給決定障害者(入居前の体験的な指定共同生活介護を受けている者に限る。以下この項において同じ。)が同一の月に当該指定共同生活介護事業者が提供する指定共同生活介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けた場合において、当該支給決定障害者から依頼があつたときは、当該指定共同生活介護及び当該他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定共同生活介護事業者は、当該利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

(指定共同生活介護の提供の方針)

**第九十二条** 指定共同生活介護事業所の従業者は、指定共同生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

(サービス管理責任者の業務)

**第九十三条** 条例第七十九条第三号の規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。

一 指定共同生活介護の利用の申込みを行った者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対す

る照会等により、その者の身体及び精神の状況、当該指定共同生活介護事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況その他の状況を把握すること。

- 一 利用者の身体及び精神の状況、その置かれている環境等に照らし、当該利用者が自立した日常生活を営むことができるように定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し必要な支援を行うこと。
- 二 利用者が自立した社会生活を営むことができるように指定生活介護事業所等との連絡調整を行うこと。

(介護及び家事)

**第九十四条** 指定共同生活介護事業者は、利用者に対し、当該利用者の負担により、当該指定共同生活介護事業所の従業者以外の者による介護又は家事を受けさせてはならない。

(社会生活上の便宜の供与等)

**第九十五条** 指定共同生活介護事業者は、利用者について、指定生活介護事業所等との連絡調整、余暇活動の支援等に努めなければならない。

- 2 指定共同生活介護事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、当該利用者又はその家族が行うことが困難である場合は、当該利用者の同意を得て、当該利用者又はその家族に代わって行わなければならない。
- 3 指定共同生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、当該利用者とその家族との交流等の機会を確保するように努めなければならない。

(勤務体制の確保等)

**第九十六条** 指定共同生活介護事業者は、利用者に対し適切な指定共同生活介護を提供することができるように、指定共同生活介護事業所ごとに、従業者の勤務体制を定めておかなければならない。

- 2 前項の従業者の勤務体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるように、継続性を重視した指定共同生活介護の提供に配慮しなければならない。
- 3 指定共同生活介護事業者は、指定共同生活介護事業所ごとに、当該指定共同生活介護事業所の従業者によつて指定共同生活介護を提供しなければならない。ただし、当該指定共同生活介護事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りでない。
- 4 指定共同生活介護事業者は、前項ただし書の規定により指定共同生活介護に係る生活支援員の業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあつては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。
- 5 指定共同生活介護事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(支援体制の確保)

**第九十七条** 指定共同生活介護事業者は、利用者の身体及び精神の状況に応じた必要な支援を行うことができるように、他の障害福祉サービス事業を行う者その他の関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保しなければならない。

(協力医療機関等)

**第九十八条** 指定共同生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。

- 2 指定共同生活介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくように努めなければならない。

(準用)

**第九十九条** 第五条、第七条から第十条まで、第十三条、第十六条、第二十五条から第二十九条まで、第三十七条、第四十二条、第四十四条、第四十八条、第五十二条、第五十三条、第六十四条、第六十五条及び第六十七条の規定は、指定共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第七条中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第十三条の見出し中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、同条第二項中「第十条第一項及び第二項並びに次条第一項」とあるのは「第七十七条第一項及び第二項の規定並びに第九十条第一項の規定」と、同項及び同条第二項中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第十六条第一項中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、同条第二項中「第十条第二項」とあるのは「第七十七条第二項」と、「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第二十八条第一項中「条例」とあるのは「条例第八十三条において準用する条例」と、第四十二条の見出し、同条第一項、第二項、第四項から第八項まで及び第十項中「療養介護計画」とあるのは「共同生活介護計画」と、第四十八条中「第二十九条から第三十四条まで及び第三十六条から第四十条まで並びに第四十一条において準用する条例第八条、第九条、第十六条及び第十七条の規定並びに第三十六条から前条まで及び次条から第五十三条まで並びに第五十四条において準用する第五条、第七条から第十条まで、第十三条、第二十五条第一項及び第二十六条から第二十八条まで」とあるのは「第七十七条から第八十二条まで並びに第八十三条において準用する条例第八条、第九条、第十三条、第十六条、第十七条及び第三十八条から第四十条までの規定並びに第八十八条から第九十八条まで並びに第九十九条において準用する第五条、第七条から第十条ま

で、第十三条、第十六条、第二十五条から第二十九条まで、第三十七条、第四十二条、第四十四条、第五十二条、第五十三条、第六十四条、第六十五条及び第六十七条」と、第五十三条第一号中「療養介護計画」とあるのは「共同生活介護計画」と、同条第二号中「条例」とあるのは「条例第八十三条において準用する条例」と、同条第三号中「第三十七条第一項」とあるのは「第九十九条において準用する第三十七条第一項」と、同条第四号中「第四十七条」とあるのは「第九十九条において準用する第六十四条」と、同条第五号及び第六号中「次条」とあるのは「第九十九条」と、第六十七条中「第四十九条各号」とあるのは「第八十一条各号」と、「前条の協力医療機関」とあるのは「第九十八条第一項の協力医療機関及び同条第二項の協力歯科医療機関」と読み替えるものとする。

**第八章 自立訓練（機能訓練）**

**第一節 人員、設備及び運営に関する基準**

（従業者）

**第百条** 条例第八十五条第一項の規定による従業者の配置は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるところによらなければならない。

- 一 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 次に掲げる基準を満たすこと。
  - (一) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数が、指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を六で除して得た数以上となるように置くこと。
  - (二) 看護職員は、指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、一人以上置くこと。
  - (三) 理学療法士又は作業療法士は、指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、一人以上置くこと。
  - (四) 生活支援員は、指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、一人以上置くこと。
- 二 サービス管理責任者 指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める数置くこと。
  - (一) 利用者の数が六十人以下の場合 一人以上
  - (二) 利用者の数が六十人を超える場合 一人に、利用者の数が六十人を超えて四十人又は四十人に満たない端数を増すごとに一人を加えて得た数以上
- 2 条例第八十五条第一項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者（以下単に「指定自立訓練（機能訓練）事業者」という。）は、指定自立訓練（機能訓練）事業所における指定自立訓練（機能訓練）に併せて、利用者の居宅を訪問して行う指定自立訓練（機能訓練）（以下「訪問による指定自立訓練（機能訓練）」という。）を提供する場合には、前項に定めるところによるほか、指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、当該訪問による指定自立訓練（機能訓練）の提供に当たる生活支援員を一人以上置かなければならない。
- 3 第一項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 4 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、第一項第一号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な指定自立訓練（機能訓練）事業所には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。
- 5 第一項各号に掲げる従業者、第二項に規定する生活支援員及び前項の機能訓練指導員は、専ら当該指定自立訓練（機能訓練）事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合には、この限りでない。
- 6 第一項第一号の看護職員のうち一人以上は、常勤でなければならない。
- 7 第一項第一号の生活支援員のうち一人以上は、常勤でなければならない。
- 8 第一項第二号のサービス管理責任者のうち一人以上は、常勤でなければならない。

（利用者負担額等の受領等）

**第百一条** 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、条例第八十六条第一項及び第二項に定める場合のほか、支給決定障害者から指定自立訓練（機能訓練）において提供される便宜に要する費用のうち次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

- 一 食事の提供に要する費用
- 二 日用品費
- 三 前二号に掲げるもののほか、指定自立訓練（機能訓練）において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの
- 2 前項第一号に掲げる費用については、厚生労働大臣が定めるところによるものとする。
- 3 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、条例第八十六条第一項若しくは第二項又は第一項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に交付しなければならない。
- 4 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、第一項の費用に係るサービスの提供に当たっては、当該サービスの内容及び費用について、あらかじめ、支給決定障害者に説明を行い、その同意を得なければならない。

（訓練）

**第百二条** 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、常時一人以上の従業者を訓練に従事させなければならない。

2 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者に対し、当該利用者の負担により、当該指定自立訓練（機能訓練）事業所の従業者以外の者による訓練を受けさせてはならない。

（地域生活への移行のための支援）

**第百三条** 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、指定就労移行支援の事業を行う者（以下「指定就労移行支援事業者」という。）その他の障害福祉サービス事業を行う者等と連携し、必要な調整を行わなければならない。

2 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者が地域において安心した日常生活又は社会生活を営むことができるように、当該利用者が住宅等における生活に移行した後も、一定期間、定期的な連絡、相談等を行わなければならない。

（準用）

**第百四条** 第四条から第十三条まで、第十五条、第十六条、第二十五条から第二十九条まで、第四十一条から第四十四条まで、第四十八条、第四十九条、第五十二条、第五十三条、第五十六条、第五十七条及び第六十二条から第六十七条までの規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第四条第一項及び第二項並びに第七条中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第八条（見出しを含む。）中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、第十二条第二項中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第十三条の見出し中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、同条第一項中「第十条第一項及び第二項並びに次条第一項」とあるのは「第八十六条第一項及び第二項の規定並びに第一百一条第一項の規定」と、同項及び同条第二項並びに第十五条中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第十六条の見出し中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、同条第一項中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、同条第二項中「第十条第二項」とあるのは「第八十六条第二項」と、「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第二十八条第一項中「条例」とあるのは「条例第八十八条において準用する条例」と、第四十二条の見出し、同条第一項、第二項及び第四項から第七項までの規定中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同条第八項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、「六月」とあるのは「三月」と、同条第十項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、第四十三条中「条例」とあるのは「条例第八十八条において準用する条例」と、第四十八条中「第二十九条から第三十四条まで及び第三十六条から第四十条まで並びに第四十一条において準用する条例第八条、第九条、第十六条及び第十七条の規定並びに第三十六条から前条まで及び次条から第五十三条まで並びに第五十四条において準用する第五条、第七条から第十条まで、第十三条、第二十五条第一項及び第二十六条から第二十八条まで」とあるのは「第八十六条及び第八十七条並びに第八十八条において準用する条例第八条、第九条、第十三条、第十六条、第十七条、第三十条、第三十一条、第三十七条から第四十条まで及び第四十九条の規定並びに第一百一条から第一百三条まで並びに第百四条において準用する第四条から第十三条まで、第十五条、第十六条、第二十五条から第二十九条まで、第四十一条から第四十四条まで、次条、第五十二条、第五十三条及び第六十二条から第六十七条まで」と、第五十三条第一号中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同条第二号中「条例」とあるのは「条例第八十八条において準用する条例」と、同条第三号中「第三十七条第一項」とあるのは「第百四条において準用する第十二条第一項」と、同条第四号中「第四十七条」とあるのは「第百四条において準用する第六十四条」と、同条第五号及び第六号中「次条」とあるのは「第百四条」と、第五十六条及び第五十七条中「条例」とあるのは「条例第八十八条において準用する条例」と、第六十四条第二号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「訓練等給付費又は特例訓練等給付費」と、第六十七条中「条例」とあるのは「条例第八十八条において準用する条例」と、「前条」とあるのは「第百四条において準用する前条」と読み替えるものとする。

## 第二節 基準該当障害福祉サービスに関する基準

（基準該当自立訓練（機能訓練）の基準）

**第百五条** 条例第八十九条第二号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 指定通所介護事業所の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護の利用者の数及び条例第八十九条に規定する基準該当自立訓練（機能訓練）（以下単に「基準該当自立訓練（機能訓練）」という。）を受ける利用者の数を合計した数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。
- 二 指定通所介護事業所の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所において提供する指定通所介護の利用者の数を指定通所介護の利用者及び基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者の数を合計した数であるとした場合における当該指定通所介護事業所として必要とされる数以上であること。
- 三 基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者に対し適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

**第百六条** 第一百一条の規定は、基準該当自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、同条第一項中「第八十六条第一項及び第二項」とあり、及び同条第三項中「第八十六条第一項若しくは第二項」とあるのは、

「第九十条において運用する条例第八十六条第二項」と読み替えるものとする。

## 第九章 自立訓練（生活訓練）

### 第一節 人員、設備及び運営に関する基準

（従業者）

**第七十七条** 条例第九十二条第一項の規定による従業者の配置は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるところによらなければならない。

一 生活支援員 指定自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、常勤換算方法で、(一)に掲げる利用者の数を六で除して得た数及び(二)に掲げる利用者の数を十で除して得た数を合計した数以上置くこと。

(一) (二)に掲げる利用者以外の利用者

(二) 指定宿泊型自立訓練（指定自立訓練（生活訓練）のうち、宿泊型自立訓練に係るものをいう。以下同じ。）の利用者

二 地域移行支援員 指定自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、一人以上置くこと。

三 サービス管理責任者 指定自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める数置くこと。

(一) 利用者の数が六十人以下の場合 一人以上

(二) 利用者の数が六十人を超える場合 一人に、利用者の数が六十人を超えて四十人又は四十人に満たない端数を増すごとに一人を加えて得た数以上

2 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、健康上の管理等の必要がある利用者がいる指定自立訓練（生活訓練）事業所には、条例第九十二条第一項各号に掲げる従業者のほか、看護職員を置くことができる。この場合において、当該指定自立訓練（生活訓練）事業所における従業者の配置は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるところによらなければならない。

一 生活支援員及び看護職員 次に掲げる基準を満たすこと。

(一) 生活支援員及び看護職員の総数が、指定自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、常勤換算方法で、(1)に掲げる利用者の数を六で除して得た数及び(2)に掲げる利用者の数を十で除して得た数を合計した数以上となるように置くこと。

(1) (2)に掲げる利用者以外の利用者

(2) 指定宿泊型自立訓練の利用者

(二) 生活支援員は、一人以上置くこと。

(三) 看護職員は、一人以上置くこと。

二 地域移行支援員 指定自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、一人以上置くこと。

三 サービス管理責任者 指定自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める数置くこと。

(一) 利用者の数が六十人以下の場合 一人以上

(二) 利用者の数が六十人を超える場合 一人に、利用者の数が六十人を超えて四十人又は四十人に満たない端数を増すごとに一人を加えて得た数以上

3 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、指定自立訓練（生活訓練）事業所における指定自立訓練（生活訓練）に併せて、利用者の居宅を訪問して行う指定自立訓練（生活訓練）（以下「訪問による指定自立訓練（生活訓練）」という。）を提供する場合には、前二項に定めるところによるほか、当該訪問による指定自立訓練（生活訓練）の提供に当たる生活支援員を一人以上置かなければならない。

4 第一項及び第二項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

5 第一項各号及び第二項各号に掲げる従業者は、専ら当該指定自立訓練（生活訓練）事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合には、この限りでない。

6 第一項第一号又は第二項第一号の生活支援員のうち一人以上は、常勤でなければならない。

7 第一項第三号又は第二項第三号のサービス管理責任者のうち一人以上は、常勤でなければならない。ただし、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所であつて、利用者の支援に支障がない場合には、この限りでない。

（設備）

**第八十条** 条例第九十三条第一項の規則で定める設備は、洗面所、便所その他指定自立訓練（生活訓練）の事業の運営上必要な設備とする。

2 条例第九十三条第一項の規定による設備の設置は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるところによらなければならない。

一 訓練作業室 次に掲げる基準を満たすこと。

(一) 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。

(ロ) 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。

- 一 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。
- 二 洗面所 利用者の特性に応じたものであること。
- 三 便所 利用者の特性に応じたものであること。

3 条例第九十三条第二項の規定による居室及び浴室の設置は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるところによらなければならない。

一 居室 次に掲げる基準を満たすこと。

(イ) 一の居室の定員は、一人とすること。

(ロ) 一の居室の面積は、収納設備等を除き、七・四三平方メートル以上とすること。

二 浴室 利用者の特性に応じたものであること。

(指定自立訓練(生活訓練)の提供の記録)

**第九十九条** 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、指定自立訓練(生活訓練)(指定宿泊型自立訓練を除く。以下この項において同じ。)を提供した際は、当該指定自立訓練(生活訓練)を提供した日、その内容その他必要な事項を、当該指定自立訓練(生活訓練)の都度記録しなければならない。

2 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、指定宿泊型自立訓練を提供した際は、当該指定宿泊型自立訓練を提供した日、その内容その他必要な事項を記録しなければならない。

3 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、前二項の規定による記録に際しては、指定自立訓練(生活訓練)を提供したことについて支給決定障害者の確認を受けなければならない。

(利用者負担額等の受領等)

**第一百条** 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、条例第九十四条第一項及び第二項に定める場合のほか、支給決定障害者から指定自立訓練(生活訓練)(指定宿泊型自立訓練を除く。以下この項において同じ。)において提供される便宜に要する費用のうち次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

一 食事の提供に要する費用

二 日用品費

三 前二号に掲げるもののほか、指定自立訓練(生活訓練)において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

2 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、指定宿泊型自立訓練を行う場合には、条例第九十四条第一項及び第二項に定める場合のほか、支給決定障害者から指定宿泊型自立訓練において提供される便宜に要する費用のうち次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

一 食事の提供に要する費用

二 光熱水費

三 居室(国若しくは地方公共団体の負担若しくは補助又はこれらに準ずるものを受けて建築され、買収され、又は改造されたものを除く。)の提供に伴い必要となる費用

四 日用品費

五 前各号に掲げるもののほか、指定宿泊型自立訓練において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

3 第一項第一号及び前項第一号から第三号までに掲げる費用については、厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

4 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、条例第九十四条第一項若しくは第二項又は第一項若しくは第二項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に交付しなければならない。

5 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、第一項及び第二項の費用に係るサービスの提供に当たっては、当該サービス内容及び費用について、あらかじめ、支給決定障害者に説明を行い、その同意を得なければならない。

(記録の整備)

**第一百一条** 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、利用者に対する指定自立訓練(生活訓練)の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定自立訓練(生活訓練)を提供した日から五年間保存しなければならない。

一 条例第九十六条において準用する条例第三十九条第二項の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項の記録

二 第九十九条第一項及び第二項の規定による指定自立訓練(生活訓練)の提供の記録

三 次条において準用する第二十七条第二項の規定による苦情の内容その他必要な事項の記録

四 次条において準用する第二十八条第一項の規定による事故の状況及び当該事故に際して講じた措置についての記録

五 次条において準用する第四十二条第一項の規定により作成する自立訓練(生活訓練)計画

六 次条において準用する第六十四条の規定による支給決定障害者に関する市町村への通知に係る記録

(準用)

**第百十二条** 第四条から第十一条まで、第十三条、第十五条、第十六条、第二十五条から第二十九条まで、第四十一条から第四十四条まで、第四十八条、第四十九条、第五十二条、第五十六条、第六十二条から第六十七条まで、第九十一条第一項、第百二条及び第百三条の規定は、指定自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第四条第一項及び第二項並びに第七条中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第八条（見出しを含む。）中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、第十三条の見出し中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、同条第一項中「第十条第一項及び第二項並びに次条第一項」とあるのは「第九十四条第一項及び第二項の規定並びに第百十条第一項及び第二項の規定」と、同項及び同条第二項中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第十五条中「支給決定障害者等から」とあるのは「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。以下この条において同じ。）から」と、「当該支給決定障害者等」とあるのは「当該支給決定障害者」と、第十六条の見出し中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、同条第一項中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、同条第二項中「第十条第二項」とあるのは「第九十四条第二項」と、「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第二十八条第一項中「条例」とあるのは「条例第九十六条において準用する条例」と、第四十二条の見出し、同条第一項、第二項、第四項から第七項までの規定中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第八項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、「六月」とあるのは「三月」と、同条第十項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、第四十三条中「条例」とあるのは「条例第九十六条において準用する条例」と、第四十八条中「第二十九条から第三十四条まで及び第三十六条から第四十条まで並びに第四十一条において準用する条例第八条、第九条、第十六条及び第十七条の規定並びに第三十六条から前条まで及び次条から第五十三条まで並びに第五十四条において準用する第五条、第七条から第十条まで、第十三条、第二十五条第一項及び第二十六条から第二十八条まで」とあるのは「第九十四条及び第九十五条並びに第九十六条において準用する条例第八条、第九条、第十三条、第十六条、第十七条、第三十条、第三十一条、第三十七条から第三十九条まで、第四十九条及び第八十七条の規定並びに第百九条から第百十一条まで並びに第百十二条において準用する第四条から第十一条まで、第十三条、第十五条、第十六条、第二十五条から第二十九条まで、第四十一条から第四十四条まで、次条、第五十二条、第六十二条から第六十七条まで、第九十一条第一項、第百二条及び第百三条」と、第五十六条中「条例」とあるのは「条例第九十六条において準用する条例」と、第六十四条第二号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「訓練等給付費又は特例訓練等給付費」と、第六十七条中「条例」とあるのは「条例第九十六条において準用する条例」と、「前条」とあるのは「第百十二条において準用する前条」と、第九十一条第一項中「入居前の体験的な指定共同生活介護を受けている者を除く」とあるのは「指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る」と読み替えるものとする。

**第二節 基準該当障害福祉サービスに関する基準**

(基準該当自立訓練（生活訓練）の基準)

**第百十三条** 条例第九十七条第二号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 指定通所介護事業所の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護の利用者の数及び条例第九十七条に規定する基準該当自立訓練（生活訓練）（以下単に「基準該当自立訓練（生活訓練）」という。）を受ける利用者の数を合計した数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。
- 二 指定通所介護事業所の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所において提供する指定通所介護の利用者の数を指定通所介護の利用者及び基準該当自立訓練（生活訓練）を受ける利用者の数を合計した数であるとした場合における当該指定通所介護事業所として必要とされる数以上であること。
- 三 基準該当自立訓練（生活訓練）を受ける利用者に対し適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（生活訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

**第百十四条** 第百一条の規定は、基準該当自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、同条第一項中「第八十六条第一項及び第二項」とあり、及び同条第三項中「第八十六条第一項若しくは第二項」とあるのは、「第九十八条において準用する条例第八十六条第二項」と読み替えるものとする。

**第十章 就労移行支援**

(従業者)

**第百十五条** 条例第百条第一項の規定による従業者の配置は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるところによらなければならない。

- 一 職業指導員及び生活支援員 次に掲げる基準を満たすこと。
  - (一) 職業指導員及び生活支援員の総数が、指定就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を六で除して得た数以上となるように置くこと。

(ロ) 職業指導員は、指定就労移行支援事業所ごとに、一人以上置くこと。

(ハ) 生活支援員は、指定就労移行支援事業所ごとに、一人以上置くこと。

二 就労支援員 指定就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を十五で除して得た数以上置くこと。

三 サービス管理責任者 指定就労移行支援事業所ごとに、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める数置くこと。

(一) 利用者の数が六十人以下の場合 一人以上

(二) 利用者の数が六十人を超える場合 一人に、利用者の数が六十人を超えて四十人又は四十人に満たない端数を増すごとに一人を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 第一項各号に掲げる従業者は、専ら当該指定就労移行支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合には、この限りでない。

4 第一項第一号の職業指導員及び生活支援員のうちいずれか一人以上は、常勤でなければならない。

5 第一項第二号の就労支援員のうち一人以上は、常勤でなければならない。

6 第一項第三号のサービス管理責任者のうち一人以上は、常勤でなければならない。

(認定指定就労移行支援事業所の従業者)

**第百十六条** 条例第百条第一項の規定にかかわらず、指定就労移行支援事業者は、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百七十七号）第二条第一項又は第十八条の二第一項の規定により文部科学大臣が認定した学校又は厚生労働大臣が認定した養成施設（以下「認定学校養成施設」という。）である指定就労移行支援事業所（以下「認定指定就労移行支援事業所」という。）には、次の各号に掲げる従業者を置かなければならない。この場合において、当該認定指定就労移行支援事業所における従業者の配置は、当該各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるところによらなければならない。

一 職業指導員及び生活支援員 次に掲げる基準を満たすこと。

(一) 職業指導員及び生活支援員の総数が、指定就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を十で除して得た数以上となるように置くこと。

(ロ) 職業指導員は、指定就労移行支援事業所ごとに、一人以上置くこと。

(ハ) 生活支援員は、指定就労移行支援事業所ごとに、一人以上置くこと。

二 サービス管理責任者 指定就労移行支援事業所ごとに、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める数置くこと。

(一) 利用者の数が六十人以下の場合 一人以上

(二) 利用者の数が六十人を超える場合 一人に、利用者の数が六十人を超えて四十人又は四十人に満たない端数を増すごとに一人を加えて得た数以上

2 前条第二項から第四項まで及び第六項の規定は、前項各号に掲げる従業者について準用する。

(設備)

**第百十七条** 第五十七条の規定は、指定就労移行支援事業所の設備について準用する。この場合において、同条中「条例」とあるのは、「条例第百一条第一項において準用する条例」と読み替えるものとする。

(認定指定就労移行支援事業所の設備)

**第百十八条** 条例第百一条第一項において準用する条例第四十五条の規定にかかわらず、認定指定就労移行支援事業所には、認定学校養成施設として必要とされる設備を設けなければならない。

(実習の受入先の確保)

**第百十九条** 指定就労移行支援事業者は、利用者が第百二十三条第二項において準用する第四十二条の規定により作成する就労移行支援計画に基づいて実習を行うことができるように、実習の受入先を確保しなければならない。

2 指定就労移行支援事業者は、前項の規定による実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第二十七条第二項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。）、特別支援学校その他の関係機関と連携し、利用者の意向及び適性を踏まえて行うように努めなければならない。

(求職活動の支援等の実施)

**第百二十条** 指定就労移行支援事業者は、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動を支援しなければならない。

2 指定就労移行支援事業者は、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校その他の関係機関と連携し、利用者の意向及び適性に応じた求人の開拓に努めなければならない。

(職場への定着のための支援の実施)

**第百二十一条** 指定就労移行支援事業者は、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センターそ

他の関係機関と連携し、利用者が就職した日から六月以上、職業生活における相談その他の支援を継続しなければならない。

(就職状況の報告)

**第百二十二条** 指定就労移行支援事業者は、毎年度、前年度に就職した利用者の数その他の就職に関する状況を県に報告しなければならない。

(準用)

**第百二十三条** 条例第百二条後段の規則で定める指定就労移行支援事業所は、認定指定就労移行支援事業所とする。

**2** 第四条から第十条まで、第十二条、第十三条、第十五条、第十六条、第二十五条から第二十九条まで、第四十一条から第四十四条まで、第四十八条、第四十九条、第五十二条、第五十三条、第五十六条、第六十条から第六十七条まで、第九十一条第一項、第百一条及び第百二条の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第四条第一項及び第二項並びに第七条中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第八条(見出しを含む。)中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、第十二条第二項中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第十三条の見出し中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、同条第一項中「第十条第一項及び第二項並びに次条第一項」とあるのは「第百二条において準用する条例第八十六条第一項及び第二項の規定並びに第百二十三条第二項において準用する第百一条第一項の規定」と、同項及び同条第二項中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第十五条中「支給決定障害者等から」とあるのは「支給決定障害者(厚生労働大臣が定める者を除く。以下この条において同じ。)」から」と、「当該支給決定障害者等」とあるのは「当該支給決定障害者」と、第十六条の見出し中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、同条第一項中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、同条第二項中「第十条第二項」とあるのは「第百二条において準用する条例第八十六条第二項」と、「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第二十八条第一項中「条例」とあるのは「条例第百二条において準用する条例」と、第四十二条の見出し、同条第一項、第二項、第四項から第七項までの規定中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第八項中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、「六月」とあるのは「三月」と、同条第十項中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第四十二条中「条例」とあるのは「条例第百二条において準用する条例」と、第四十八条中「第二十九条から第三十四条まで及び第三十六条から第四十条まで並びに第四十一条において準用する条例第八条、第九条、第十六条及び第十七条の規定並びに第三十六条から前条まで及び次条から第五十三条まで並びに第五十四条において準用する第五条、第七条から第十条まで、第十三条、第二十五条第一項及び第二十六条から第二十八条まで」とあるのは「第百二条において準用する条例第八条、第九条、第十三条、第十六条、第十七条、第三十条、第三十一条、第三十七条から第四十条まで、第四十八条、第四十九条、第八十六条及び第八十七条の規定並びに第百十九条から第百二十二条まで並びに第百二十三条第二項において準用する第四条から第十条まで、第十二条、第十三条、第十五条、第十六条、第二十五条から第二十九条まで、第四十一条から第四十四条まで、次条、第五十二条、第五十三条、第六十条から第六十七条まで、第九十一条第一項、第百一条及び第百二条」と、第五十三条第一号中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第二号中「条例」とあるのは「条例第百二条において準用する条例」と、同条第三号中「第三十七条第一項」とあるのは「第百二十三条第二項において準用する第十二条第一項」と、同条第四号中「第四十七条」とあるのは「第百二十三条第二項において準用する第六十四条」と、同条第五号及び第六号中「次条」とあるのは「第百二十三条第二項」と、第五十六条中「条例」とあるのは「条例第百二条において準用する条例」と、「指定生活介護事業所」とあるのは「指定就労移行支援事業所(認定指定就労移行支援事業所を除く。)」と、第六十四条第二号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「訓練等給付費又は特例訓練等給付費」と、第六十七条中「条例」とあるのは「条例第百二条において準用する条例」と、「前条」とあるのは「第百二十三条第二項において準用する前条」と、第九十一条第一項中「入居前の体験的な指定共同生活介護を受けている者を除く」とあるのは「厚生労働大臣が定める者に限る」と、第百一条第一項及び第三項中「条例」とあるのは「条例第百二条において準用する条例」と読み替えるものとする。

**第十一章 就労継続支援A型**

(従業者)

**第百二十四条** 条例第百四条第一項の規定による従業者の配置は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるところによらなければならない。

一 職業指導員及び生活支援員 次に掲げる基準を満たすこと。

- (一) 職業指導員及び生活支援員の総数が、指定就労継続支援A型事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を十で除して得た数以上となるように置くこと。
- (二) 職業指導員は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、一人以上置くこと。
- (三) 生活支援員は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、一人以上置くこと。

二 サービス管理責任者 指定就労継続支援A型事業所ごとに、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める数置くこと。

- (イ) 利用者の数が六十人以下の場合 一人以上
- (ロ) 利用者の数が六十人を超える場合 一人に、利用者の数が六十人を超えて四十人又は四十人に満たない端数を増すごとに一人を加えて得た数以上

- 2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 3 第一項各号に掲げる従業者は、専ら当該指定就労継続支援A型事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合には、この限りでない。
- 4 第一項第一号の職業指導員及び生活支援員のうちいずれか一人以上は、常勤でなければならない。
- 5 第一項第二号のサービス管理責任者のうち一人以上は、常勤でなければならない。

(設備)

**第二百二十五条** 条例第百五条第一項の規則で定める設備は、洗面所、便所その他指定就労継続支援A型の事業の運営上必要な設備とする。

2 条例第百五条第一項の規定による設備の設置は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるところによらなければならない。

- 一 訓練作業室 次に掲げる基準を満たすこと。
  - (イ) 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。
  - (ロ) 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。
- 二 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。
- 三 洗面所 利用者の特性に応じたものであること。
- 四 便所 利用者の特性に応じたものであること。

(就労の機会の提供)

**第二百二十六条** 条例第百四条第一項に規定する指定就労継続支援A型事業者（以下単に「指定就労継続支援A型事業者」という。）は、就労の機会の提供に当たっては、作業の能率の向上が図られるように、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。

(賃金及び工賃)

**第二百二十七条** 指定就労継続支援A型事業者は、条例第百七条第一項の規定により雇用契約を締結した利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、賃金の水準を高めるように努めなければならない。

- 2 指定就労継続支援A型事業者は、条例第百七条第二項の規定に基づき雇用契約を締結せずに指定就労継続支援A型の提供を受けている者（以下「雇用契約を締結していない利用者」という。）に、生産活動に係る事業の収入から当該事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。
- 3 指定就労継続支援A型事業者は、前項の規定により雇用契約を締結していない利用者それぞれに対し支払われる一月当たりの工賃の平均額を、三千円を下回るものとしてはならない。
- 4 指定就労継続支援A型事業者は、雇用契約を締結していない利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、第二項の規定により支払われる工賃の水準を高めるように努めなければならない。

(実習の受入先の確保)

**第二百二十八条** 指定就労継続支援A型事業者は、利用者が第百三十二条において準用する第四十二条の規定により作成する就労継続支援A型計画に基づいて実習を行うことができるように、実習の受入先の確保に努めなければならない。

2 指定就労継続支援A型事業者は、前項の規定による実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校その他の関係機関と連携し、利用者の意向及び適性を踏まえて行いよう努めなければならない。

(求職活動の支援等の実施)

**第二百二十九条** 指定就労継続支援A型事業者は、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動の支援に努めなければならない。

2 指定就労継続支援A型事業者は、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校その他の関係機関と連携し、利用者の意向及び適性に応じた求人の開拓に努めなければならない。

(職場への定着のための支援の実施)

**第二百三十条** 指定就労継続支援A型事業者は、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関と連携し、利用者が就職した日から六月以上、職業生活における相談その他の支援の継続に努めなければならない。

(利用者及び従業者以外の者の雇用)

**第二百三十一条** 指定就労継続支援A型事業者は、利用者及び従業者以外の者を指定就労継続支援A型の事業に従事する作業員として雇う場合は、次の各号に掲げる利用定員の区分に応じ、当該各号に定める数を超えて雇用してはならない。

- 一 利用定員が十人以上二十人以下 利用定員に百分の五十を乗じて得た数
- 二 利用定員が二十人以上三十人以下 利用定員に百分の四十を乗じて得た数又は十人のいずれか多い数
- 三 利用定員が三十一人以上 利用定員に百分の三十を乗じて得た数又は十二人のいずれか多い数

(準用)

**第百三十二条** 第四条から第十条まで、第十二条、第十三条、第十五条、第十六条、第二十五条から第二十九条まで、第四十一条から第四十四条まで、第四十八条、第四十九条、第五十二条、第五十三条、第五十六条、第六十二条から第六十七条まで、第百一条及び第百二条の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第四条第一項及び第二項並びに第七条中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第八条(見出しを含む。)中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、第十二条第二項中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第十三条の見出し中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、同条第一項中「第十条第一項及び第二項並びに次条第一項」とあるのは「第百九条において準用する条例第八十六条第一項及び第二項の規定並びに第百三十二条において準用する第百一条第一項の規定」と、同項及び同条第二項並びに第十五条中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第十六条の見出し中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、同条第一項中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、同条第二項中「第十条第二項」とあるのは「第百九条において準用する条例第八十六条第二項」と、「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第二十八条第一項中「条例」とあるのは「条例第百九条において準用する条例」と、第四十二条の見出し、同条第一項、第二項、第四項から第八項まで及び第十項中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第四十三条中「条例」とあるのは「条例第百九条において準用する条例」と、第四十八条中「第二十九条から第三十四条まで及び第三十六条から第四十条まで並びに第四十一条において準用する条例第八条、第九条、第十六条及び第十七条の規定並びに第三十六条から前条まで及び次条から第五十二条まで並びに第五十四条において準用する第五条、第七条から第十条まで、第十三条、第二十五条第一項及び第二十六条から第二十八条まで」とあるのは「第百六条から第百八条まで並びに第百九条において準用する条例第八条、第九条、第十三条、第十六条、第十七条、第三十条、第三十一条、第三十七条から第四十条まで、第四十九条、第八十六条及び第八十七条の規定並びに第百二十六条から第百三十一条まで並びに第百三十二条において準用する第四条から第十条まで、第十二条、第十三条、第十五条、第十六条、第二十五条から第二十九条まで、第四十一条から第四十四条まで、次条、第五十二条、第五十三条、第六十二条から第六十七条まで、第百一条及び第百二条」と、第五十二条第一号中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同条第二号中「条例」とあるのは「条例第百九条において準用する条例」と、同条第三号中「第三十七条第一項」とあるのは「第百三十二条において準用する第十二条第一項」と、同条第四号中「第四十七条」とあるのは「第百三十二条において準用する第六十四条」と、同条第五号及び第六号中「次条」とあるのは「第百三十二条」と、第五十六条中「条例」とあるのは「条例第百九条において準用する条例」と、第六十四条第二号中「介護給付費又は特別介護給付費」とあるのは「訓練等給付費又は特別訓練等給付費」と、第六十七条中「条例」とあるのは「条例第百九条において準用する条例」と、「前条」とあるのは「第百三十二条において準用する前条」と、第百一条第一項及び第三項中「条例」とあるのは「条例第百九条において準用する条例」と読み替えるものとする。

**第十二章 就労継続支援B型**

**第一節 人員、設備及び運営に関する基準**

(工賃の支払等)

**第百三十三条** 指定就労継続支援B型の事業を行う者は、利用者に、生産活動に係る事業の収入から当該事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

- 2 指定就労継続支援B型の事業を行う者は、前項の規定により利用者それぞれに対し支払われる一月当たりの工賃の平均額(以下単に「工賃の平均額」という。)を、三千円を下回るものとしてはならない。
- 3 指定就労継続支援B型の事業を行う者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃の水準を高めるように努めなければならない。
- 4 指定就労継続支援B型の事業を行う者は、年度ごとに、工賃の目標水準を設定するとともに、当該工賃の目標水準及び前年度に利用者に対し支払われた工賃の平均額を利用者に通知し、及び県に報告しなければならない。

(準用)

**第百三十四条** 第四条から第十条まで、第十二条、第十三条、第十五条、第十六条、第二十五条から第二十九条まで、第四十一条から第四十四条まで、第四十八条、第四十九条、第五十二条、第五十三条、第五十六条、第六十条、第六十二条から第六十七条まで、第百一条、第百二条、第百二十四条、第百二十五条及び第百二十八条から第百三十条までの規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第四条第一項及び第二項並びに第七条中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第八条(見出しを含む。)中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、第十二条第二項中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第十三条の見出し中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、同条第一項中「第十条第一項及び第二項並びに次条

第一項」とあるのは「第百十一条において準用する条例第八十六条第一項及び第二項の規定並びに第百三十四条において準用する第百一条第一項の規定」と、同項及び同条第二項並びに第十五条中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第十六条の見出し中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、同条第一項中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、同条第二項中「第十条第二項」とあるのは「第百十一条において準用する条例第八十六条第二項」と、「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第二十八条第一項中「条例」とあるのは「条例第百十一条において準用する条例」と、第四十二条の見出し、同条第一項、第二項、第四項から第八項まで及び第十項中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第四十三条中「条例」とあるのは「条例第百十一条において準用する条例」と、第四十八条中「第二十九条から第三十四条まで及び第三十六条から第四十条まで並びに第四十一条において準用する条例第八条、第九条、第十六条及び第十七条の規定並びに第三十六条から前条まで及び次条から第五十三条まで並びに第五十四条において準用する第五条、第七条から第十条まで、第十二条、第二十五条第一項及び第二十六条から第二十八条まで」とあるのは「第百十一条において準用する条例第八条、第九条、第十三条、第十六条、第十七条、第三十条、第三十一条、第三十七条から第四十条まで、第四十八条、第四十九条、第八十六条及び第八十七条の規定並びに第百三十二条並びに第百三十四条において準用する第四条から第十条まで、第十二条、第十三条、第十五条、第十六条、第二十五条から第二十九条まで、第四十一条から第四十四条まで、次条、第五十二条、第五十三条、第六十条、第六十二条から第六十七条まで、第百一条、第百二条及び第百二十八条から第百三十条まで」と、第五十三条第一号中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同条第二号中「条例」とあるのは「条例第百十一条において準用する条例」と、同条第三号中「第三十七条第一項」とあるのは「第百三十四条において準用する第十二条第一項」と、同条第四号中「第四十七条」とあるのは「第百三十四条において準用する第六十四条」と、同条第五号及び第六号中「次条」とあるのは「第百三十四条」と、第五十六条中「条例」とあるのは「条例第百十一条において準用する条例」と、第六十四条第二号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「訓練等給付費又は特例訓練等給付費」と、第六十七条中「条例」とあるのは「条例第百十一条において準用する条例」と、「前条」とあるのは「第百三十四条において準用する前条」と、第百一条第一項及び第三項、第百二十四条第一項並びに第百二十五条中「条例」とあるのは「条例第百十一条において準用する条例」と、第百二十八条第一項中「第百三十二条」とあるのは「第百三十四条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

**第二節 基準該当障害福祉サービスに関する基準**

(工賃の支払)

**第百三十五条** 条例第百十二条第一項に規定する基準該当就労継続支援B型(以下単に「基準該当就労継続支援B型」という。)の事業を行う者は、利用者、生産活動に係る事業の収入から当該事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

2 基準該当就労継続支援B型の事業を行う者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃の水準を高めるように努めなければならない。

(準用)

**第百三十六条** 第四条、第五条、第七条から第十条まで、第十二条、第十三条、第十六条第二項、第二十五条から第二十九条まで、第四十一条から第四十四条まで、第四十九条、第五十二条、第五十三条、第六十条、第六十二条から第六十七条まで、第百一条、第百二条及び第百二十八条から第百三十条までの規定は、基準該当就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第四条第一項及び第二項並びに第七条中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第八条(見出しを含む。)中「介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第十二条第二項中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第十三条の見出し中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、同条第一項中「第十条第一項及び第二項並びに次条第一項」とあるのは「第百十四条において準用する条例第八十六条第二項の規定及び第百二十六条において準用する第百一条第一項の規定」と、同項及び同条第二項中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第十六条第二項中「第十条第二項」とあるのは「第百十四条において準用する条例第八十六条第二項」と、「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第二十八条第一項中「条例」とあるのは「条例第百十四条において準用する条例」と、第四十二条の見出し、同条第一項、第二項、第四項から第八項まで及び第十項中「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第四十三条中「条例」とあるのは「条例第百十四条において準用する条例」と、第五十三条第一号中「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、同条第二号中「条例」とあるのは「条例第百十四条において準用する条例」と、同条第三号中「第三十七条第一項」とあるのは「第百三十六条において準用する第十二条第一項」と、同条第四号中「第四十七条」とあるのは「第百三十六条において準用する第六十四条」と、同条第五号及び第六号中「次条」とあるのは「第百三十六条」と、第六十四条第二号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第六十七条中「第四十九条各号」とあるのは「第百十三各号」と、「前条」とあるのは「第百三十六条において準用する前条」と、第百一条第一項中「第八十六条第一項及び第二項」とあり、及び第三項中「第八十六条第一項若しくは第二項」とあるのは「条例第百十四条において準用する条例第八十六

条第二項」と、第二百二十八条第一項中「第百三十二条」とあるのは「第百三十六条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

**第十三章 共同生活援助**

(従業者)

**第百三十七条** 条例第一百六条第一項の規定による従業者の配置は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるところによらなければならない。

- 一 世話人 指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を十で除して得た数以上置くこと。
- 二 サービス管理責任者 指定共同生活援助事業所ごとに、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める数置くこと。
  - (一) 利用者の数が三十人以下の場合 一人以上
  - (二) 利用者の数が三十人を超える場合 一人に、利用者の数が三十人を超えて三十人又は三十人に満たない端数を増すごとに一人を加えて得た数以上
- 2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 3 第一項各号に掲げる従業者は、専ら当該指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合には、この限りでない。

(家事)

**第百三十八条** 指定共同生活援助事業者は、利用者に対し、当該利用者の負担により、当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による家事を受けさせてはならない。

(勤務体制の確保等)

**第百三十九条** 指定共同生活援助事業者は、利用者に対し適切な指定共同生活援助を提供することができるように、指定共同生活援助事業所ごとに、従業者の勤務体制を定めておかななければならない。

- 2 前項の従業者の勤務体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるように、継続性を重視した指定共同生活援助の提供に配慮しなければならない。
- 3 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに、当該指定共同生活援助事業所の従業者によって指定共同生活援助を提供しなければならない。
- 4 指定共同生活援助事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(準用)

**第百四十条** 第五条、第七条から第十条まで、第十三条、第十六条、第二十五条から第二十九条まで、第三十七条、第四十二条、第四十四条、第四十八条、第五十二条、第五十三条、第六十四条、第六十五条、第六十七条、第八十七条から第九十三条まで、第九十五条、第九十七条及び第九十八条の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第七条中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第八条(見出しを含む。)中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、第十三条の見出し中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、同条第一項中「第十条第一項及び第二項並びに次条第一項」とあるのは「第百十八条において準用する条例第七十七条第一項及び第二項の規定並びに第百四十条において準用する第九十条第一項の規定」と、同項及び同条第二項中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第十六条の見出し中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、同条第一項中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、同条第二項中「第十条第二項」とあるのは「第百十八条において準用する条例第七十七条第二項」と、「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第二十八条第一項中「条例」とあるのは「条例第百十八条において準用する条例」と、第四十二条の見出し、同条第一項、第二項、第四項から第八項まで及び第十項中「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、第四十八条中「第二十九条から第三十四条まで及び第三十六条から第四十条まで並びに第四十一条において準用する条例第八条、第九条、第十六条及び第十七条の規定並びに第三十六条から前条まで及び次条から第五十三条まで並びに第五十四条において準用する第五条、第七条から第十条まで、第十三条、第二十五条第一項及び第二十六条から第二十八条まで」とあるのは「第百十七条並びに第百十八条において準用する条例第八条、第九条、第十三条、第十六条、第十七条、第三十八条から第四十条まで、第七十七条から第七十九条まで、第八十一条及び第八十二条の規定並びに第百三十八条及び第百三十九条並びに第百四十条において準用する第五条、第七条から第十条まで、第十三条、第十六条、第二十五条から第二十九条まで、第三十七条、第四十二条、第四十四条、第五十二条、第五十三条、第六十四条、第六十五条、第六十七条、第八十八条から第九十三条まで、第九十五条、第九十七条及び第九十八条」と、第五十三条第一号中「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、同条第二号中「条例」とあるのは「条例第百十八条において準用する条例」と、同条第三号中「第三十七条第一項」とあるのは「第百四十条において準用する第三十七条第一項」と、同条第四号中「第四十七条」とあるのは「第百四十条において準用する第六十四条」と、同条第五号及び第六号中「次条」とあるのは「第百四十条」と、第六十四条第二号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「訓練等給付費又は特例訓練等給付費」と、第六十七条中「第四十九条各号」とあるのは「第百十八条において準用する条例第八十一条各号」と

と、「前条の協力医療機関」とあるのは「第百四十条において準用する第九十八条第一項の協力医療機関及び同条第二項の協力歯科医療機関」と、第八十七条第四項並びに第九十条第一項及び第二項中「条例」とあるのは「条例第一百八条において準用する条例」と、第九十二条中「条例」とあるのは「条例第一百八条において準用する条例」と、同条第三号及び第九十五条第一項中「指定生活介護事業所」とあるのは「指定自立訓練（生活訓練）事業所」と読み替えるものとする。

#### 第十四章 多機能型に関する特例

(従業者に関する特例)

**第百四十一条** 条例第百十九条第一項に規定する多機能型事業所（以下単に「多機能型事業所」という。）は、一体的に事業を行う他の多機能型事業所との利用定員の合計が二十人未満である場合は、第五十五条第五項、第百条第六項及び第七項、第百七条第六項、第百十五条第四項及び第五項並びに第百二十四条第四項（第百三十四条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置かなければならない従業者（医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち一人以上の者を常勤とすれば足りる。

**2** 多機能型事業所（秋田県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年秋田県条例第六十四号）第五条第一項に規定する指定児童発達支援事業所、同条例第三十六条第一項に規定する指定医療型児童発達支援事業所及び同条例第四十二条第一項に規定する指定放課後等デイサービス事業所を多機能型として一体的に行うものを除く。以下この項において同じ。）は、第五十五条第一項第三号及び第六項、第百条第一項第二号及び第八項、第百七条第一項第三号、第二項第三号及び第七項、第百十五条第一項第三号及び第六項並びに第百二十四条第一項第二号及び第五項（これらの規定を第百三十四条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、一体的に事業を行う他の多機能型事業所のうち厚生労働大臣が定めるものを一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置かなければならないサービス管理責任者の員数を、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数とすることができる。この場合においては、当該サービス管理責任者のうち一人以上の者を常勤とすれば足りる。

- 一 当該多機能型事業所の利用者の数の合計が六十人以下の場合 一人以上
- 二 当該多機能型事業所の利用者の数の合計が六十人を超える場合 一人に、利用者の数の合計が六十人を超えて四十人又は四十人に満たない端数を増すごとに一人を加えて得た数以上

#### 第十五章 一体型指定共同生活介護事業所等に関する特例

(従業者及び設備に関する特例)

**第百四十二条** 第八十六条第一項第一号及び第三号並びに第百三十七条第一項の規定にかかわらず、条例第百二十条第一項に規定する一体型指定共同生活介護事業所等（以下単に「一体型指定共同生活介護事業所等」という。）に置かなければならない世話人及びサービス管理責任者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

- 一 世話人 当該一体型指定共同生活介護事業所等を一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所ごとに、常勤換算方法で、当該一体型指定共同生活介護事業所等の利用者の数の合計を六で除して得た数以上
  - 二 サービス管理責任者 当該一体型指定共同生活介護事業所等を一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所ごとに、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める数
    - (一) 当該一体型指定共同生活介護事業所等の利用者の数の合計が三十人以下の場合 一人以上
    - (二) 当該一体型指定共同生活介護事業所等の利用者の数の合計が三十人を超える場合 一人に、利用者の数の合計が三十人を超えて三十人又は三十人に満たない端数を増すごとに一人を加えて得た数以上
- 2** 一体型指定共同生活介護事業所等においては、これらの利用者の数の合計及び入居定員の合計をこれらの利用者の数及び入居定員とみなして第八十七条（第百四十条において準用する場合を含む。）の規定を適用する。

#### 第十六章 離島その他の地域における基準該当障害福祉サービスに関する基準

(従業者)

**第百四十三条** 条例第百二十二条第一項の規定による従業者の配置は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるところによらなければならない。

- 一 医師 利用者に対し日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数置くこと。
- 二 看護職員 一人以上置くこと。
- 三 理学療法士又は作業療法士 一人以上置くこと。
- 四 職業指導員 一人以上置くこと。
- 五 生活支援員 常勤換算方法で、(一)に掲げる利用者の数を六で除して得た数及び(二)に掲げる利用者の数を十で除して得た数を合計した数以上置くこと。
  - (一) 条例第百二十一条に規定する特定基準該当生活介護（以下単に「特定基準該当生活介護」という。）と同条に規定する特定基準該当自立訓練（機能訓練）（以下単に「特定基準該当自立訓練（機能訓練）」という。）及び同条に規定する特定基準該当自立訓練（生活訓練）（以下単に「特定基準該当自立訓練（生活訓練）」とい

う。)の利用者

- (ロ) 条例第百二十一条に規定する特定基準該当就労継続支援B型(以下単に「特定基準該当就労継続支援B型」という。)の利用者

六 サービス管理責任者 一人以上置くこと。

- 2 条例第百二十一条に規定する特定基準該当障害福祉サービス事業者(以下単に「特定基準該当障害福祉サービス事業者」という。)は、前項第三号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な条例第百二十二条第一項に規定する特定基準該当障害福祉サービス事業所(特定基準該当自立訓練(機能訓練)を提供する事業所を除く。)には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。
- 3 第一項第五号の生活支援員のうち一人以上は、常勤でなければならない。
- 4 第一項第六号のサービス管理責任者のうち一人以上は、常勤でなければならない。

(準用)

**第百四十四条** 第四条、第五条、第七条から第十条まで、第十二条、第二十五条から第二十九条まで、第四十一条から第四十三条まで、第四十九条及び第五十七条の規定は、条例第百二十一条に規定する特定基準該当障害福祉サービス(以下単に「特定基準該当障害福祉サービス」という。)の事業について準用する。この場合において、第四条及び第七条中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第八条中「介護給付費」とあるのは「特例介護給付費又は特例訓練等給付費」と、第十二条第二項中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第二十八条第一項中「条例」とあるのは「条例第百二十五条第一項において準用する条例」と、第二十九条中「指定居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計をその他の事業の会計と」とあるのは「その提供する特定基準該当障害福祉サービスの事業ごとに、その会計を」と、第四十二条の見出し、同条第一項、第二項、第四項から第七項までの規定中「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同条第八項中「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、「六月」とあるのは「六月(特定基準該当障害福祉サービス計画のうち特定基準該当自立訓練(機能訓練)に係る計画又は特定基準該当自立訓練(生活訓練)に係る計画にあつては、三月)」と、同条第十項中「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、第四十三条及び第五十七条中「条例」とあるのは「条例第百二十五条第一項において準用する条例」と読み替えるものとする。

- 2 第十三条、第十六条第二項、第四十四条、第四十八条、第五十二条、第五十三条、第五十八条、第五十九条(第四項を除く。)及び第六十条から第六十七条までの規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者(特定基準該当生活介護の事業を行う者に限る。)について準用する。この場合において、第十三条の見出し中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、同条第一項中「第十条第一項及び第二項並びに次条第一項」とあるのは「第百二十五条第二項において準用する条例第四十六条第二項の規定及び第百四十四条第二項において準用する第五十八条第一項の規定」と、「指定居宅介護の」とあるのは「特定基準該当生活介護の」と、同項及び同条第二項中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第十六条第二項中「第十条第二項」とあるのは「第百二十五条第二項において準用する条例第四十六条第二項」と、「指定居宅介護に」とあるのは「特定基準該当生活介護に」と、「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、「指定居宅介護の」とあるのは「特定基準該当生活介護の」と、第四十八条中「指定療養介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、「第二十九条から第三十四条まで及び第三十六条から第四十条まで並びに第四十一条において準用する条例第八条、第九条、第十六条及び第十七条の規定並びに第三十六条から前条まで及び次条から第五十二条まで並びに第五十四条において準用する第五条、第七条から第十条まで、第十三条、第二十五条第一項及び第二十六条から第二十八条まで」とあるのは「百二十四条並びに第百二十五条第一項において準用する条例第八条、第九条、第十三条、第十六条、第十七条、第三十条、第三十一条、第三十七条、第三十八条、第四十条及び第四十九条(第十号を除く。)&」並びに第百二十五条第二項において準用する条例第三十九条、第四十六条第二項及び第三項、第四十七条並びに第四十八条の規定並びに第百四十四条第一項において準用する第四条、第五条、第七条から第十条まで、第十二条、第二十五条から第二十九条まで、第四十一条から第四十三条まで及び第四十九条並びに第百四十四条第二項において準用する第十三条、第十六条第二項、第四十四条、第五十二条、第五十三条、第五十八条、第五十九条(第四項を除く。)&」及び第六十条から第六十七条まで」と、第五十三条中「指定療養介護の」とあるのは「特定基準該当生活介護の」と、「指定療養介護を」とあるのは「特定基準該当生活介護を」と、同条第一号中「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同条第二号中「条例」とあるのは「条例第百二十五条第二項において準用する条例」と、同条第三号中「第三十七条第一項」とあるのは「第百四十四条第一項において準用する第十二条第一項」と、同条第四号中「第四十七条」とあるのは「第百四十四条第二項において準用する第六十四条」と、同条第五号及び第六号中「次条」とあるのは「第百四十四条第一項」と、第五十八条第一項中「第四十六条第一項及び第二項」とあるのは「第百二十五条第二項において準用する条例第四十六条第二項」と、「指定生活介護に」とあるのは「特定基準該当生活介護に」と、同条第三項中「第四十六条第一項若しくは第二項」とあるのは「第百二十五条第二項において準用する条例第四

十六条第二項」と、第五十九条第三項中「条例」とあるのは「条例第二百五条第二項において準用する条例」と、同条第五項及び第六十二条第四項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第六十四条第二号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費」と、第六十五条第二項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第六十七条中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、「第四十九条各号」とあるのは「第二百五条第一項において準用する条例第四十九条各号(第十号を除く。）」と、「前条」とあるのは「第四百四十四条第二項において準用する前条」と、「指定生活介護の」とあるのは「特定基準該当生活介護の」と読み替えるものとする。

3 第十三条、第十六条第二項、第四十四条、第四十八条、第五十二条、第五十三条、第六十二条から第六十七条まで、第一百一条、第一百二条第二項及び第一百三条第二項の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者(特定基準該当自立訓練(機能訓練)の事業を行う者に限る。)について準用する。この場合において、第十三条の見出し中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、同条第一項中「第十条第一項及び第二項並びに次条第一項」とあるのは「第二百五条第三項において準用する条例第八十六条第二項の規定及び第四百四十四条第三項において準用する第一百一条第一項の規定」と、「指定居宅介護の」とあるのは「特定基準該当自立訓練(機能訓練)の」と、同項及び同条第二項中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第十六条第二項中「第十条第二項」とあるのは「第二百五条第三項において準用する条例第八十六条第二項」と、「指定居宅介護に」とあるのは「特定基準該当自立訓練(機能訓練)に」と、「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、「指定居宅介護の」とあるのは「特定基準該当自立訓練(機能訓練)の」と、第四十八条中「指定療養介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、「第二十九条から第三十四条まで及び第三十六条から第四十条まで並びに第四十一条において準用する条例第八条、第九条、第十六条及び第十七条の規定並びに第三十六条から前条まで及び次条から第五十三条まで並びに第五十四条において準用する第五条、第七条から第十条まで、第十三条、第二十五条第一項及び第二十六条から第二十八条まで」とあるのは「第二百二十四条並びに第二百五条第一項において準用する条例第八条、第九条、第十三条、第十六条、第十七条、第三十条、第三十一条、第三十七条、第三十八条、第四十条及び第四十九条(第十号を除く。）」並びに第二百五条第三項において準用する条例第三十九条、第八十六条第二項及び第三項並びに第八十七条の規定並びに第四百四十四条第一項において準用する第四条、第五条、第七条から第十条まで、第十二条、第二十五条から第二十九条まで、第四十一条から第四十三条まで及び第四十九条並びに第四百四十四条第三項において準用する第十三条、第十六条第二項、第四十四条、第五十二条、第五十三条、第六十二条から第六十七条まで、第一百一条、第一百二条第二項及び第一百三条第二項」と、第五十二条中「指定療養介護の」とあるのは「特定基準該当自立訓練(機能訓練)の」と、「指定療養介護を」とあるのは「特定基準該当自立訓練(機能訓練)を」と、同条第一号中「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同条第二号中「条例」とあるのは「条例第二百五条第三項において準用する条例」と、同条第三号中「第三十七条第一項」とあるのは「第四百四十四条第一項において準用する第十二条第一項」と、同条第四号中「第四十七条」とあるのは「第四百四十四条第三項において準用する第六十四条」と、同条第五号及び第六号中「次条」とあるのは「第四百四十四条第一項」と、第六十二条第四項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第六十四条第二号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第六十五条第二項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第六十七条中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、「第四十九条各号」とあるのは「第二百五条第一項において準用する条例第四十九条各号(第十号を除く。）」と、「前条」とあるのは「第四百四十四条第三項において準用する前条」と、「指定生活介護の」とあるのは「特定基準該当自立訓練(機能訓練)の」と、第一百一条第一項中「第八十六条第一項及び第二項」とあるのは「第二百五条第三項において準用する条例第八十六条第二項」と、「指定自立訓練(機能訓練)に」とあるのは「特定基準該当自立訓練(機能訓練)に」と、同条第三項中「第八十六条第一項若しくは第二項」とあるのは「第二百五条第三項において準用する条例第八十六条第二項」と、第一百二条第二項中「指定自立訓練(機能訓練)事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と読み替えるものとする。

4 第十三条、第十六条第二項、第四十四条、第四十八条、第五十二条、第五十三条、第六十二条から第六十七条まで、第一百二条第二項、第一百三条第二項及び第一百十条(第二項を除く。)の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者(特定基準該当自立訓練(生活訓練)の事業を行う者に限る。)について準用する。この場合において、第十三条の見出し中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、同条第一項中「第十条第一項及び第二項並びに次条第一項」とあるのは「第二百五条第四項において準用する条例第九十四条第二項の規定及び第四百四十四条第四項において準用する第一百十条第一項の規定」と、「指定居宅介護の」とあるのは「特定基準該当自立訓練(生活訓練)の」と、同項及び同条第二項中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第十六条第二項中「第十条第二項」とあるのは「第二百五条第四項において準用する条例第九十四条第二項」と、「指定居宅介護に」とあるのは「特定基準該当自立訓練(生活訓練)に」と、「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、「指定居宅介護の」とあるのは「特定基準該当自立訓練(生活訓練)の」と、第四十八条中「指定療養介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、「第二十九条から第三十四条まで及び第三十六条から第四

十条まで並びに第四十一条において準用する条例第八条、第九条、第十六条及び第十七条の規定並びに第三十六条から前条まで及び次条から第五十三条まで並びに第五十四条において準用する第五条、第七条から第十条まで、第十三条、第二十五条第一項及び第二十六条から第二十八条まで」とあるのは「第二百二十四条並びに第二百五条第一項において準用する条例第八条、第九条、第十三条、第十六条、第十七条、第三十条、第三十一条、第三十七条、第三十八条、第四十条及び第四十九条(第十号を除く。 ) 並びに第二百五条第四項において準用する条例第三十九条、第八十七条並びに第九十四条第二項及び第三項の規定並びに第四百四十四条第一項において準用する第四条、第五条、第七条から第十条まで、第十二条、第二十五条から第二十九条まで、第四十一条から第四十三条まで及び第四十九条並びに第四百四十四条第四項において準用する第十三条、第十六条第二項、第四十四条、第五十二条、第五十三条、第六十二条から第六十七条まで、第百二条第二項、第百三条第二項及び第百十条(第二項を除く。 ) 」と、第五十三条中「指定療養介護の」とあるのは「特定基準該当自立訓練(生活訓練)の」と、「指定療養介護を」とあるのは「特定基準該当自立訓練(生活訓練)を」と、同条第一号中「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同条第二号中「条例」とあるのは「条例第二百五条第四項において準用する条例」と、同条第三号中「第三十七条第一項」とあるのは「第四百四十四条第一項において準用する第十二条第一項」と、同条第四号中「第四十七条」とあるのは「第四百四十四条第四項において準用する第六十四条」と、同条第五号及び第六号中「次条」とあるのは「第四百四十四条第一項」と、第六十二条第四項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第六十四条第二号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第六十五条第二項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第六十七条中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、「第四十九条各号」とあるのは「第二百五条第一項において準用する条例第四十九条各号(第十号を除く。 ) 」と、「前条」とあるのは「第四百四十四条第四項において準用する前条」と、「指定生活介護の」とあるのは「特定基準該当自立訓練(生活訓練)の」と、第百二条第二項中「指定自立訓練(機能訓練)事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第百十条第一項中「第九十四条第一項及び第二項」とあるのは「第二百五条第四項において準用する条例第九十四条第二項」と、「から指定自立訓練(生活訓練)」とあるのは「から特定基準該当自立訓練(生活訓練)」と、同項第三号中「指定自立訓練(生活訓練)に」とあるのは「特定基準該当自立訓練(生活訓練)に」と、同条第四項中「第九十四条第一項若しくは第二項」とあるのは「第二百五条第四項において準用する条例第九十四条第二項」と読み替えるものとする。

- 5 第十三条、第十六条第二項、第四十四条、第四十八条、第五十二条、第五十三条、第六十条、第六十二条から第六十七条まで、第百一条、第百二条第二項、第二百二十八条から第三百十条まで及び第三百三十三条の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者(特定基準該当就労継続支援B型の事業を行う者に限る。 ) について準用する。この場合において、第十三条の見出し中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、同条第一項中「第十条第一項及び第二項並びに次条第一項」とあるのは「第二百五条第五項において準用する条例第八十六条第二項の規定及び第四百四十四条第五項において準用する第百一条第一項の規定」と、「指定居宅介護の」とあるのは「特定基準該当就労継続支援B型の」と、同項及び同条第二項中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第十六条第二項中「第十条第二項」とあるのは「第二百五条第五項において準用する条例第八十六条第二項」と、「指定居宅介護に」とあるのは「特定基準該当就労継続支援B型に」と、「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、「指定居宅介護の」とあるのは「特定基準該当就労継続支援B型の」と、第四十八条中「指定療養介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、「第二十九条から第三十四条まで及び第三十六条から第四十条まで並びに第四十一条において準用する条例第八条、第九条、第十六条及び第十七条の規定並びに第三十六条から前条まで及び次条から第五十三条まで並びに第五十四条において準用する第五条、第七条から第十条まで、第十三条、第二十五条第一項及び第二十六条から第二十八条まで」とあるのは「第二百二十四条並びに第二百五条第一項において準用する条例第八条、第九条、第十三条、第十六条、第十七条、第三十条、第三十一条、第三十七条、第三十八条、第四十条及び第四十九条(第十号を除く。 ) 並びに第二百五条第五項において準用する条例第三十九条、第四十八条、第八十六条第二項及び第三項並びに第八十七条の規定並びに第四百四十四条第一項において準用する第四条、第五条、第七条から第十条まで、第十二条、第二十五条から第二十九条まで、第四十一条から第四十三条まで及び第四十九条並びに第四百四十四条第五項において準用する第十三条、第十六条第二項、第四十四条、第五十二条、第五十三条、第六十条、第六十二条から第六十七条まで、第百一条、第百二条第二項、第二百二十八条から第三百十条まで及び第三百三十三条」と、第五十三条中「指定療養介護の」とあるのは「特定基準該当就労継続支援B型の」と、「指定療養介護を」とあるのは「特定基準該当就労継続支援B型を」と、同条第一号中「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同条第二号中「条例」とあるのは「条例第二百五条第五項において準用する条例」と、同条第三号中「第三十七条第一項」とあるのは「第四百四十四条第一項において準用する第十二条第一項」と、同条第四号中「第四十七条」とあるのは「第四百四十四条第五項において準用する第六十四条」と、同条第五号及び第六号中「次条」とあるのは「第四百四十四条第一項」と、第六十二条第四項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第六十四条第二号中「介護給付費又は特例介護給付費」と

あるのは「特例訓練等給付費」と、第六十五条第二項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第六十七条中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、「第四十九条各号」とあるのは「第二百五十五条第一項において準用する条例第四十九条各号（第十号を除く。）」と、「前条」とあるのは「第四百四十四条第五項において準用する前条」と、「指定生活介護」とあるのは「特定基準該当就労継続支援B型の」と、第一百一条第一項中「第八十六条第一項及び第二項」とあるのは「第二百五十五条第五項において準用する条例第八十六条第二項」と、「指定自立訓練（機能訓練）」とあるのは「特定基準該当就労継続支援B型に」と、同条第三項中「第八十六条第一項若しくは第二項」とあるのは「第二百五十五条第五項において準用する条例第八十六条第二項」と、第一百二条第二項中「指定自立訓練（機能訓練）事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第二百二十八条第二項中「第三百二十二条」とあるのは「第四百四十四条第一項」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と読み替えるものとする。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

### (経過措置)

- 2 当分の間、第一号の厚生労働大臣が定める者に対し指定生活介護を提供する指定生活介護事業所に置かなければならない看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、第五十五条第一項第二号(一)の規定にかかわらず、指定生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次に掲げる数を合計した数以上とする。

一 次に掲げる利用者（厚生労働大臣が定める者を除く。以下この号において同じ。）の平均障害程度区分の区分に応じ、それぞれ次に掲げる数

- (一) 平均障害程度区分が四未満 利用者の数を六で除して得た数
- (二) 平均障害程度区分が四以上五未満 利用者の数を五で除して得た数
- (三) 平均障害程度区分が五以上 利用者の数を三で除して得た数

二 前号の厚生労働大臣が定める者である利用者の数を十で除して得た数

- 3 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

- 4 法附則第四十八条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第四十六条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号。以下「旧精神保健福祉法」という。）第五十条の二第一項第一号に掲げる精神障害者生活訓練施設（以下「精神障害者生活訓練施設」という。）若しくは同項第二号に掲げる精神障害者授産施設（以下「精神障害者授産施設」という。）（障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成十八年厚生労働省令第百六十九号。以下「整備省令」という。）第一条の規定による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準（平成十二年厚生省令第八十七号。以下「旧精神障害者社会復帰施設基準」という。）第二十三条第一号に規定する通所施設及び同条第二号に規定する精神障害者小規模通所授産施設を除く。以下この項において同じ。）又は法附則第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号。以下「旧知的障害者福祉法」という。）第二十一条の六に規定する知的障害者更生施設のうち旧知的障害者福祉法第十五条の十一第一項の指定を受けているもの（以下「指定知的障害者更生施設」という。）（整備省令第一条の規定による廃止前の指定知的障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準（平成十四年厚生労働省令第八十一号。以下「旧指定知的障害者更生施設等指定基準」という。）第二条第一号イに掲げる指定知的障害者入所更生施設に限る。以下この項において同じ。）、旧知的障害者福祉法第二十一条の七に規定する知的障害者授産施設（以下単に「知的障害者授産施設」という。）のうち同項の指定を受けているもの（以下「指定特定知的障害者授産施設」という。）（旧指定知的障害者更生施設等指定基準第二条第二号イに掲げる指定特定知的障害者入所授産施設に限る。以下この項において同じ。）若しくは旧知的障害者福祉法第二十一条の八に規定する知的障害者通所寮のうち同項の指定を受けているもの（以下「指定知的障害者通所寮」という。）において指定宿泊型自立訓練を行う場合における第百八条第三項の規定の適用については、同項第一号(一)中「一人」とあるのは精神障害者生活訓練施設及び精神障害者授産施設（いずれも旧精神障害者社会復帰施設基準附則第三条の規定の適用を受けるものを除く。）にあつては「二人以下」と、精神障害者生活訓練施設及び精神障害者授産施設（いずれも同条の規定の適用を受けるものに限る。）、指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設並びに指定知的障害者通所寮にあつては「四人以下」と、同号(二)中「一の居室の面積」とあるのは「利用者一人当たりの床面積」と、「七・四三平方メートル」とあるのは精神障害者生活訓練施設及び精神障害者授産施設にあつては「四・四平方メートル」と、指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設及び指定知的障害者通所寮にあつては「六・六平方メートル」とする。

- 5 旧指定知的障害者更生施設等指定基準附則第四条の規定の適用を受ける指定知的障害者通所寮において指定宿泊型自立訓練を行う場合における第百八条第三項の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、同条第三項第一号(一)中「一人」とあるのは「原則として四人以下」と、同号(二)中「一の居室の面積」とあるのは「利用者一人当たりの

- 床面積」と、「七・四三平方メートル」とあるのは「三・三平方メートル」とする。
- 6 平成十八年十月一日において現に存した法附則第四十一条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされた法附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号。以下「旧身体障害者福祉法」という。）第三十一条に規定する身体障害者授産施設（以下単に「身体障害者授産施設」という。）のうち厚生労働大臣が定めるもの、精神障害者授産施設のうち厚生労働大臣が定めるもの又は知的障害者授産施設のうち厚生労働大臣が定めるもの（これらの施設のうち、基本的な設備が完成していたものを含み、同日以後に増築され、又は改築された等建物の構造を変更したものを除く。）において指定就労継続支援A型の事業を行う場合については、第百三十一条に規定する基準を満たすための計画を提出したときは、当分の間、同条の規定は、適用しない。
- 7 身体障害者授産施設のうち旧身体障害者福祉法第十七条の十第一項の指定を受けているもの（以下「指定特定身体障害者授産施設」という。）又は指定知的障害者更生施設若しくは指定特定知的障害者授産施設が、指定生活介護の事業、指定自立訓練（機能訓練）の事業、指定自立訓練（生活訓練）の事業、指定就労移行支援の事業、指定就労継続支援A型の事業又は指定就労継続支援B型の事業を行う場合において、平成十八年十月一日において現に存した分場（指定特定身体障害者授産施設と一体的に管理運営を行う通所による同項に規定する指定施設支援を提供する施設又は指定知的障害者更生施設若しくは指定特定知的障害者授産施設とそれぞれ一体的に管理運営を行う通所による旧知的障害者福祉法第十五条の十一第一項に規定する指定施設支援を提供する施設であつて、利用者又は入所者が二十人未満のものをいい、これらの施設のうち、基本的な設備が完成していたものを含み、同日以後に増築され、又は改築された等建物の構造を変更したものを除く。）を指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所又は指定就労継続支援B型事業所と一体的に管理運営を行う事業所（以下「従たる事業所」という。）として設置する場合については、当分の間、第五十六条（第百四条、第百十二条、第百二十三条第二項、第百三十二条及び第百三十四条において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。この場合において、当該従たる事業所の従業者（サービス管理責任者を除く。）のうち一人以上は、専ら当該従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。
- （平成十八年十月一日において現に指定共同生活援助の事業を行っていた事業所に係る設備に関する特例）
- 8 指定共同生活援助事業者は、平成十八年十月一日において現に存した指定共同生活援助事業所において条例第一百十条第一項に規定する指定共同生活介護の事業等（以下単に「指定共同生活介護の事業等」という。）を行う場合には、当該事業所の共同生活住居（基本的な設備が完成していたものを含み、同日以後に増築され、又は改築された等建物の構造を変更したものを除く。）が満たすべき設備に関する基準については、条例第七十六条第五項（条例第一百八条において準用する場合を含む。）の規定並びに第八十七条第三項及び第四項（これらの規定を第百四十条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号）による改正前の障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関する省令（平成十八年厚生労働省令第五十八号）第百九条第二項及び第三項に定める基準によることができる。
- （平成十八年十月一日において現に存した精神障害者生活訓練施設等に係る設備に関する特例）
- 9 平成十八年十月一日において現に存した法附則第四十一条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされた旧身体障害者福祉法第三十条の二に規定する身体障害者福祉ホーム、精神障害者生活訓練施設、指定知的障害者運動寮若しくは法附則第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされた旧知的障害者福祉法第二十一条の九に規定する知的障害者福祉ホーム又は法附則第四十八条の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされた旧精神保健福祉法第五十条の二第一項第三号に掲げる精神障害者福祉ホーム（以下「旧精神障害者福祉ホーム」という。）（これらの施設のうち、基本的な設備が完成していたものを含み、同日以後に増築され、又は改築された等建物の構造を変更したものを除く。）において指定共同生活介護の事業等を行う場合における第八十七条（第百四十条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、当分の間、第八十七条第三項中「二人以上十人以下」とあるのは「二人以上三十人以下」とし、同条第四項第一号の規定は、旧精神障害者福祉ホーム（政令附則第八条の二に規定する厚生労働大臣が定めるものを除く。）を除き、適用しない。
- （指定共同生活介護事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例）
- 10 指定共同生活介護事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であつて、区分省令第二条第四号に規定する区分四、同条第五号に規定する区分五又は同条第六号に規定する区分六に該当するものが、共同生活住居内において当該指定共同生活介護事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合については、平成二十七年三月三十一日までの間、当該利用者については、第九十四条の規定は、適用しない。
- 11 指定共同生活介護事業所の利用者のうち、区分省令第二条第四号に規定する区分四、同条第五号に規定する区分五又は同条第六号に規定する区分六に該当するものが、共同生活住居内において当該指定共同生活介護事業所の従業者

以外の者による居宅介護（身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。）の利用を希望し、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合については、平成二十七年三月三十一日までの間、当該利用者については、第九十四条の規定は、適用しない。

一 当該利用者の個別支援計画に居宅介護の利用が位置付けられていること。

二 当該利用者が居宅介護を利用することについて、市町村が必要と認めること。

12 前二項の場合において、第八十六条第一項第二号(一)から(四)までの規定中「利用者の数」とあるのは、「利用者の数（附則第十項又は附則第十一项の規定の適用を受ける者にあつては、当該利用者の数に二分の一を乗じて得た数）」とする。

（地域移行型ホームに関する特例）

13 条例附則第二項に規定する地域移行型ホーム（以下単に「地域移行型ホーム」という。）における指定共同生活介護の事業等について第九十九条又は第四百四十条において準用する第四十二条の規定を適用する場合においては、同条第二項中「営むこと」とあるのは「営み、入居の日から条例附則第三項に定める期間内に条例附則第四項に規定する住宅等に移行すること」と、同条第四項中「達成時期」とあるのは「達成時期、入所施設又は病院の敷地外における福祉サービスの利用その他の活動」とする。

14 地域移行型ホームにおいて指定共同生活介護の事業等を行う者は、指定共同生活介護又は指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者の地域への移行を推進するための関係者により構成される協議会を設置し、定期的に当該協議会に活動状況を報告し、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

（経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所に関する特例）

15 条例附則第六項に規定する経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所（以下単に「経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所」という。）における指定共同生活介護の事業については、第九十九条において準用する第四十二条及び第九十四条の規定は、適用しない。

16 経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所の管理者は、第九十九条において準用する第四十八条の規定により行う業務のほか、第九十三条各号に掲げる業務を行わなければならない。

17 条例附則第八項に規定する経過的居宅介護利用型一体型指定共同生活援助事業所（以下単に「経過的居宅介護利用型一体型指定共同生活援助事業所」という。）における指定共同生活援助の事業については、第四百四十条において準用する第四十二条の規定は、適用しない。

18 経過的居宅介護利用型一体型指定共同生活援助事業所の管理者は、第四百四十条において準用する第四十八条の規定により行う業務のほか、第四百四十条において準用する第九十三条各号に掲げる業務を行わなければならない。

19 経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所のうち指定共同生活介護の事業等を一体的に行うもの及び経過的居宅介護利用型一体型指定共同生活援助事業所における指定共同生活介護の事業等については、第十五章の規定を準用する。

秋田県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

秋田県知事 佐竹 敬 久

## 秋田県規則第二十九号

秋田県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

（趣旨）

第一条 この規則は、秋田県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年秋田県条例第六十八号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 常勤換算方法 指定障害者支援施設の従業者の勤務延べ時間数を当該指定障害者支援施設において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該指定障害者支援施設の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

二 受給者証 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第二十二條第八項に規定する受給者証をいう。

三 支給量 法第二十二條第七項に規定する支給量をいう。

四 支給決定 法第十九條第一項に規定する支給決定をいう。

五 支給決定の有効期間 法第二十三條に規定する支給決定の有効期間をいう。

六 指定障害福祉サービス等 法第二十九條第一項に規定する指定障害福祉サービス等をいう。

（従業者の配置の基準）

第三条 条例第四条第一項の規定による指定障害者支援施設が生活介護を提供する場合の同項第一号に定める従業者の

配置は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるところによらなければならない。

- 一 医師 利用者に対し日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数置くこと。
  - 二 保健師又は看護師若しくは准看護師（以下「看護職員」という。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 次に掲げる基準を満たすこと。
    - (一) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数が、生活介護の単位（生活介護であつて、その提供が同時に一又は複数の利用者に対し一体的に行われるものをいう。以下同じ。）ごとに、常勤換算方法で、次に掲げる数を合計した数以上となるように置くこと。
      - (1) 次に掲げる平均障害程度区分（厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害程度区分の平均値をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ次に定める数
        - ア 平均障害程度区分が四未満 利用者（厚生労働大臣が定める者を除く。イ及びウにおいて同じ。）の数を六で除して得た数
        - イ 平均障害程度区分が四以上五未満 利用者の数を五で除して得た数
        - ウ 平均障害程度区分が五以上 利用者の数を三で除して得た数
      - (2) (1)アの厚生労働大臣が定める者である利用者の数を十で除して得た数
    - (二) 看護職員は、生活介護の単位ごとに、一人以上置くこと。
    - (三) 理学療法士又は作業療法士は、生活介護の単位ごとに、利用者に対し日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行うために必要な数置くこと。
    - (四) 生活支援員は、生活介護の単位ごとに、一人以上置くこと。
  - 三 サービス管理責任者（条例第四条第一項第一号(五)に規定するサービス管理責任者をいう。以下同じ。） 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める数置くこと。
    - (一) 利用者の数が六十人以下の場合 一人以上
    - (二) 利用者の数が六十人を超える場合 一人に、利用者の数が六十人を超えて四十人又は四十人に満たない端数を増すごとに一人を加えて得た数以上
- 2 指定障害者支援施設は、前項第二号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。
- 3 第一項第二号の生活支援員のうち一人以上は、常勤でなければならない。
- 4 第一項第三号のサービス管理責任者のうち一人以上は、常勤でなければならない。
- 5 条例第四条第一項の規定による指定障害者支援施設が自立訓練（機能訓練）（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号。以下「省令」という。）第六条の六第一号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）を提供する場合の条例第四条第一項第二号に定める従業者の配置は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるところによらなければならない。
- 一 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 次に掲げる基準を満たすこと。
    - (一) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数が、常勤換算方法で、利用者の数を六で除して得た数以上となるように置くこと。
    - (二) 看護職員は、一人以上置くこと。
    - (三) 理学療法士又は作業療法士は、一人以上置くこと。
    - (四) 生活支援員は、一人以上置くこと。
  - 二 サービス管理責任者 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める数置くこと。
    - (一) 利用者の数が六十人以下の場合 一人以上
    - (二) 利用者の数が六十人を超える場合 一人に、利用者の数が六十人を超えて四十人又は四十人に満たない端数を増すごとに一人を加えて得た数以上
- 6 指定障害者支援施設は、当該指定障害者支援施設における自立訓練（機能訓練）に併せて、利用者の居宅を訪問して行う自立訓練（機能訓練）（以下「訪問による自立訓練（機能訓練）」という。）を提供する場合には、前項に定めるところによるほか、当該訪問による自立訓練（機能訓練）の提供に当たる生活支援員を一人以上置かなければならない。
- 7 指定障害者支援施設は、第五項第一号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。
- 8 第五項第一号の看護職員のうち一人以上は、常勤でなければならない。
- 9 第五項第一号の生活支援員のうち一人以上は、常勤でなければならない。
- 10 第五項第二号のサービス管理責任者のうち一人以上は、常勤でなければならない。
- 11 条例第四条第一項の規定による指定障害者支援施設が自立訓練（生活訓練）（省令第六条の六第二号に規定する自

立訓練(生活訓練)をいう。以下同じ。)を提供する場合の同項第三号に定める従業者の配置は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるところによらなければならない。

- 一 生活支援員 常勤換算方法で、利用者の数を六で除して得た数以上置くこと。
- 二 サービス管理責任者 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める数置くこと。
  - (一) 利用者の数が六十人以下の場合 一人以上
  - (二) 利用者の数が六十人を超える場合 一人に、利用者の数が六十人を超えて四十人又は四十人に満たない端数を増すごとに一人を加えて得た数以上

12 指定障害者支援施設は、前項に規定する場合において、健康上の管理等の必要がある利用者があるときは、条例第四十四条第一項第三号に定める従業者のほか、看護職員を置くことができる。この場合において、当該指定障害者支援施設における職員の配置は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるところによらなければならない。

- 一 生活支援員及び看護職員 次に掲げる基準を満たすこと。
  - (一) 生活支援員及び看護職員の総数が、常勤換算方法で、利用者の数を六で除して得た数以上となるように置くこと。
  - (二) 生活支援員は、一人以上置くこと。
  - (三) 看護職員は、一人以上置くこと。
- 二 サービス管理責任者 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める数置くこと。
  - (一) 利用者の数が六十人以下の場合 一人以上
  - (二) 利用者の数が六十人を超える場合 一人に、利用者の数が六十人を超えて四十人又は四十人に満たない端数を増すごとに一人を加えて得た数以上

13 指定障害者支援施設は、当該指定障害者支援施設における自立訓練(生活訓練)に併せて、利用者の居宅を訪問して行う自立訓練(生活訓練)(以下「訪問による自立訓練(生活訓練)」という。)を提供する場合には、前二項に定めるところによるほか、当該訪問による自立訓練(生活訓練)の提供に当たる生活支援員を一人以上置かなければならない。

14 第十一項第一号又は第十二項第一号の生活支援員のうち一人以上は、常勤でなければならない。

15 第十一項第二号又は第十二項第二号のサービス管理責任者のうち一人以上は、常勤でなければならない。

16 条例第四条第一項の規定による指定障害者支援施設が就労移行支援を提供する場合の同項第四号に定める従業者の配置は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるところによらなければならない。

- 一 職業指導員及び生活支援員 次に掲げる基準を満たすこと。
  - (一) 職業指導員及び生活支援員の総数が、常勤換算方法で、利用者の数を六で除して得た数以上となるように置くこと。
  - (二) 職業指導員は、一人以上置くこと。
  - (三) 生活支援員は、一人以上置くこと。
- 二 就労支援員 常勤換算方法で、利用者の数を十五で除して得た数以上置くこと。
- 三 サービス管理責任者 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める数置くこと。
  - (一) 利用者の数が六十人以下の場合 一人以上
  - (二) 利用者の数が六十人を超える場合 一人に、利用者の数が六十人を超えて四十人又は四十人に満たない端数を増すごとに一人を加えて得た数以上

17 条例第四条第一項第四号の規定にかかわらず、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和二十二年法律第二百十七号)第二条第一項又は第十八条の二第一項の規定により文部科学大臣が認定した学校又は厚生労働大臣が認定した養成施設(以下「認定学校養成施設」という。)である指定障害者支援施設(以下「認定指定障害者支援施設」という。)が就労移行支援を提供する場合には、当該認定指定障害者支援施設には、次の各号に掲げる従業者を置かなければならない。この場合において、当該認定指定障害者支援施設における従業者の配置は、当該各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるところによらなければならない。

- 一 職業指導員及び生活支援員 次に掲げる基準を満たすこと。
  - (一) 職業指導員及び生活支援員の総数が、常勤換算方法で、利用者の数を十で除して得た数以上となるように置くこと。
  - (二) 職業指導員は、一人以上置くこと。
  - (三) 生活支援員は、一人以上置くこと。
- 二 サービス管理責任者 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める数置くこと。
  - (一) 利用者の数が六十人以下の場合 一人以上
  - (二) 利用者の数が六十人を超える場合 一人に、利用者の数が六十人を超えて四十人又は四十人に満たない端数を増すごとに一人を加えて得た数以上

- 18 第十六項第一号又は前項第一号の職業指導員及び生活支援員のうちいずれか一人以上は、常勤でなければならない。
- 19 第十六項第二号の就労支援員のうち一人以上は、常勤でなければならない。
- 20 第十六項第三号又は第十七項第二号のサービス管理責任者のうち一人以上は、常勤でなければならない。
- 21 条例第四条第一項の規定による指定障害者支援施設が就労継続支援B型（省令第六条の十第二号に規定する就労継続支援B型をいう。以下同じ。）を提供する場合の同項第五号に定める従業者の配置は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるところによらなければならない。
- 一 職業指導員及び生活支援員 次に掲げる基準を満たすこと。
    - (一) 職業指導員及び生活支援員の総数が、常勤換算方法で、利用者の数を十で除して得た数以上となるように置くこと。
    - (二) 職業指導員は、一人以上置くこと。
    - (三) 生活支援員は、一人以上置くこと。
  - 二 サービス管理責任者 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める数置くこと。
    - (一) 利用者の数が六十人以下の場合 一人以上
    - (二) 利用者の数が六十人を超える場合 一人に、利用者の数が六十人を超えて四十人又は四十人に満たない端数を増すごとに一人を加えて得た数以上
- 22 前項第一号の職業指導員又は生活支援員のうちいずれか一人以上は、常勤でなければならない。
- 23 第二十一項第二号のサービス管理責任者のうち一人以上は、常勤でなければならない。
- 24 条例第四条第一項の規定による指定障害者支援施設が施設人所支援を提供する場合の同項第六号に定める従業者の配置は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるところによらなければならない。
- 一 生活支援員 施設人所支援の単位（施設人所支援であつて、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。以下同じ。）ごとに、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める数置くこと。ただし、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型を受ける利用者又は厚生労働大臣が定める者に対してのみその提供が行われる施設人所支援の単位にあつては、宿直勤務を行う生活支援員を一人以上置くこと。
    - (一) 利用者の数が六十人以下の場合 一人以上
    - (二) 利用者の数が六十人を超える場合 一人に、利用者の数が六十人を超えて四十人又は四十人に満たない端数を増すごとに一人を加えて得た数以上
  - 二 サービス管理責任者 当該指定障害者支援施設において昼間実施サービスを行う場合に配置されるサービス管理責任者が兼ねること。
- 25 第一項、第五項、第十一項、第十二項、第十六項、第十七項、第二十一項及び前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 26 第一項各号に掲げる従業者、第二項の機能訓練指導員及び第二十四項各号に掲げる従業者は、生活介護の単位又は施設人所支援の単位ごとに専ら当該生活介護又は当該施設人所支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合には、この限りでない。
- 27 第五項各号に掲げる従業者、第六項に規定する生活支援員、第七項の機能訓練指導員、第十一項各号及び第十二項各号に掲げる従業者、第十三項に規定する生活支援員並びに第十六項各号、第十七項各号及び第二十一項各号に掲げる従業者は、専ら自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合には、この限りでない。
- （複数の昼間実施サービスを提供する場合の従業者の配置の基準の特例）
- 第四条** 複数の昼間実施サービスを提供する指定障害者支援施設（当該昼間実施サービスの利用定員の合計が二十人未満であるものに限る。）は、前条第三項、第八項、第九項、第十四項、第十八項（第十七項第一号の職業指導員及び生活支援員に係る部分を除く。）、第十九項及び第二十二項の規定にかかわらず、当該指定障害者支援施設が提供する昼間実施サービスを行う場合に置かなければならない従業者（医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち、一人以上の者を常勤とすれば足りる。
- 2 複数の昼間実施サービスを提供する指定障害者支援施設は、前条第一項第三号、第五項第二号、第十一項第二号、第十二項第二号、第十六項第三号、第十七項第二号及び第二十一項第二号の規定にかかわらず、当該指定障害者支援施設に置かなければならないサービス管理責任者の員数を、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数とすることができる。この場合においては、サービス管理責任者のうち一人以上の者を常勤とすれば足りる。
- 一 当該指定障害者支援施設が提供する昼間実施サービスのうち厚生労働大臣が定めるものの利用者の数を合計した数（次号において「合計数」という。）が六十人以下の場合 一人以上
  - 二 合計数が六十人を超える場合 一人に、利用者の数の合計が六十人を超えて四十人又は四十人に満たない端数を増すごとに一人を加えて得た数以上

3 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

(従たる事業所を設置する場合の従業者の配置の基準)

**第五条** 条例第六条第一項の規定により主たる事務所と一体的に管理運営を行う事業所（以下「従たる事業所」という。）を設置する指定障害者支援施設においては、主たる事業所及び従たる事業所の従業者（サービス管理責任者を除く。）のうちそれぞれ一人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は当該従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。

(設備の基準)

**第六条** 条例第七条第一項の規則で定める設備は、洗面所、便所、廊下その他指定障害者支援施設の運営上必要な設備とする。

2 条例第七条第一項の規定による設備の設置は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるところによらなければならない。

一 訓練作業室 次に掲げる基準を満たすこと。

- (一) 専ら当該指定障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの用に供するものであること。ただし、利用者の支援に支障がない場合には、この限りでない。
- (二) 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。
- (三) 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。

二 居室 次に掲げる基準を満たすこと。

- (一) 一の居室の定員は、四人以下とすること。
- (二) 階に設けないこと。
- (三) 利用者一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、九・九平方メートル以上とすること。
- (四) 寝台又はこれに代わる設備を設けること。
- (五) 一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。
- (六) 必要に応じて利用者の身の回り品を保管することができる設備を設けること。
- (七) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

三 食堂 次に掲げる基準を満たすこと。

- (一) 食事の提供に支障がない広さを有すること。
- (二) 必要な備品を備えること。

四 浴室 利用者の特性に応じたものであること。

五 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

六 洗面所 次に掲げる基準を満たすこと。

- (一) 居室のある階ごとに設けること。
- (二) 利用者の特性に応じたものであること。

七 便所 次に掲げる基準を満たすこと。

- (一) 居室のある階ごとに設けること。
- (二) 利用者の特性に応じたものであること。

八 廊下 次に掲げる基準を満たすこと。

- (一) 幅は、一・五メートル以上（中廊下にあつては、一・八メートル以上）とすること。
- (二) 一部の幅を拡張することにより、利用者、従業者等の円滑な往来に支障がないようにすること。

3 認定指定障害者支援施設が就労移行支援を行う場合には、当該認定指定障害者支援施設は、条例第七条第一項及び第二項並びに前二項に定めるところによるほか、認定学校養成施設として必要とされる設備を設けなければならない。

(契約支給量等の記載等)

**第七条** 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスを提供するときは、当該施設障害福祉サービスの種類ごとの内容、支給決定障害者に提供することを契約した施設障害福祉サービスの種類ごとの量（以下「契約支給量」という。）その他の必要な事項（以下「受給者証記載事項」という。）を受給者証に記載しなければならない。

2 前項の契約支給量の総量は、当該支給決定障害者の支給量を超えてはならない。

3 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの利用に係る契約をしたときは、市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対し、遅滞なく、受給者証記載事項その他の必要な事項を報告しなければならない。

4 前三項の規定は、受給者証記載事項に変更があつた場合について準用する。

(連絡調整に対する協力)

**第八条** 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業（以下「一般相談支援事業等」という。）を行う者が行う連絡調整にできる限り協力しなければならない。

(サービス提供困難時の対応)

**第九条** 指定障害者支援施設は、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型に係る通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者（条例第九条第一項に規定する利用申込者をいう。以下同じ。）に対し自ら適切な生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型を提供することが困難であると認められた場合は、速やかに、適当な他の指定障害者支援施設、指定生活介護事業者（秋田県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年秋田県条例第六十六号）第四十三条第一項に規定する指定生活介護事業者をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業者（同条例第八十五条第一項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業者（同条例第九十二条第一項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者をいう。）、指定就労移行支援事業者（同条例第九十九条に規定する指定就労移行支援の事業を行う者をいう。）、指定就労継続支援B型事業者（同条例第一百十条に規定する指定就労継続支援B型の事業を行う者をいう。）等の紹介その他の必要な措置を講じなければならない。

2 指定障害者支援施設は、利用申込者が入院治療を必要とする場合その他利用申込者に対し自ら適切な便宜を供与することが困難である場合は、速やかに、適切な病院又は診療所の紹介その他の必要な措置を講じなければならない。

(受給資格の確認)

**第十条** 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供を求められた場合は、支給決定障害者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定をされたサービスの種類、支給決定の有効期間、支給量その他必要な事項を確認するものとする。

(介護給付費又は訓練等給付費の支給の申請に係る援助)

**第十一条** 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスに係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえ、速やかに介護給付費又は訓練等給付費の支給の申請が行われるように必要な援助を行わなければならない。

2 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスに係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費又は訓練等給付費の支給の申請について必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

**第十二条** 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況その他の状況の把握に努めなければならない。

(指定障害福祉サービス事業者等との連携等)

**第十三条** 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対し適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(身分を証する書類の携行)

**第十四条** 指定障害者支援施設は、訪問による自立訓練（機能訓練）又は訪問による自立訓練（生活訓練）を提供する場合には、従業員に対し、当該従業員の身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときはこれを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

**第十五条** 指定障害者支援施設は、当該指定障害者支援施設において施設入所支援を受ける者以外の者に対し施設障害福祉サービスを提供した際は、当該施設障害福祉サービスの種類ごとに、当該施設障害福祉サービスを提供した日、その内容その他必要な事項を、当該施設障害福祉サービスの提供の都度記録しなければならない。

2 指定障害者支援施設は、当該指定障害者支援施設において施設入所支援を受ける者に対し施設障害福祉サービスを提供した際は、当該施設障害福祉サービスの種類ごとに、当該施設障害福祉サービスを提供した日、その内容その他必要な事項を記録しなければならない。

3 指定障害者支援施設は、前二項の規定による記録に際しては、提供した施設障害福祉サービスの種類ごとに、施設障害福祉サービスを提供したことについて支給決定障害者の確認を受けなければならない。

(支給決定障害者に金銭の支払を求めることができる場合等)

**第十六条** 条例第十一条第一項及び第二項並びに次条第一項に定める場合のほか、指定障害者支援施設が施設障害福祉サービスを提供する支給決定障害者に対し金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接当該支給決定障害者の便益を向上させるものであつて、当該支給決定障害者に支払を求めることが適当であるものである場合に限るものとする。

2 指定障害者支援施設は、前項の規定により金銭の支払を求める場合は、当該金銭の使途及び額並びに当該支給決定障害者に金銭の支払を求める理由について、書面によって明らかにするとともに、当該支給決定障害者に説明を行

い、その同意を得なければならない。

(利用者負担額等の受領等)

**第十七条** 指定障害者支援施設は、条例第十一条第一項及び第二項に定める場合のほか、支給決定障害者から、当該指定障害者支援施設が提供する便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める費用の額の支払を受けることができる。この場合において、法第三十四条第一項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合にあつては、第三号(一)に掲げる費用は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成十八年政令第十号)第二十一条第一項第一号に規定する食費等の基準費用額(法第三十四条第二項において準用する法第二十九条第四項の規定により当該特定障害者特別給付費が利用者に代わり当該指定障害者支援施設に支払われた場合にあつては、同号に規定する食費等の負担限度額)を限度とする。

一 生活介護を提供する場合 次に掲げる費用

- (一) 食事の提供に要する費用
- (二) 創作的活動に係る材料費
- (三) 日用品費
- (四) (一)から(三)までに掲げるもののほか、生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

二 自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援又は就労継続支援B型を提供する場合 次に掲げる費用

- (一) 食事の提供に要する費用
- (二) 日用品費
- (三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援又は就労継続支援B型において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

三 施設入所支援を提供する場合 次に掲げる費用

- (一) 食事の提供に要する費用及び光熱水費
- (二) 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室(国若しくは地方公共団体の負担若しくは補助又はこれらに準ずるものを受けて建築され、買取され、又は改造されたものを除く。)の提供に伴い必要となる費用
- (三) 被服費
- (四) 日用品費
- (五) (一)から(四)までに掲げるもののほか、施設入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

2 前項第一号(一)、第二号(一)及び第三号(一)に掲げる費用については、厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

3 指定障害者支援施設は、条例第十一条第一項若しくは第二項又は第一項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に交付しなければならない。

4 指定障害者支援施設は、第一項の費用に係るサービスの提供に当たつては、当該サービスの内容及び費用について、あらかじめ、支給決定障害者に説明を行い、その同意を得なければならない。

(利用者負担額に係る管理)

**第十八条** 指定障害者支援施設は、支給決定障害者(当該指定障害者支援施設において施設入所支援を受ける者に限る。)が同一の月に当該指定障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービス及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該施設障害福祉サービス及び当該他の指定障害福祉サービス等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額から当該施設障害福祉サービス及び当該他の指定障害福祉サービス等につき法第二十九条第三項(法第三十一条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額(以下「利用者負担額合計額」という。)を算定しなければならない。この場合において、当該指定障害者支援施設は、当該利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

2 指定障害者支援施設は、支給決定障害者(当該指定障害者支援施設において施設入所支援を受ける者を除く。)が同一の月に当該指定障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービス及び他の指定障害福祉サービス等を受けた場合において、当該支給決定障害者から依頼があつたときは、当該施設障害福祉サービス及び当該他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定障害者支援施設は、当該利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

(介護給付費又は訓練等給付費の額に係る通知等)

**第十九条** 指定障害者支援施設は、法定代理受領により市町村から施設障害福祉サービスに係る介護給付費又は訓練等

給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者に対し、当該支給決定障害者に係る介護給付費又は訓練等給付費の額を通知しなければならない。

- 2 指定障害者支援施設は、条例第十一条第二項の規定により法定代理受領を行わない施設障害福祉サービスに係る費用の額の支払を受けた場合は、支給決定障害者に対し、当該施設障害福祉サービスの種類ごとの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を交付しなければならない。

(施設障害福祉サービス計画の作成等)

**第二十条** 指定障害者支援施設の管理者は、サービス管理責任者に施設障害福祉サービス計画（施設障害福祉サービスに係る条例第三条第一項に規定する個別支援計画をいう。以下同じ。）の作成に関する業務を担当させるものとする。

- 2 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活及び課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援の内容を検討しなければならない。

- 3 サービス管理責任者は、アセスメントを行うに当たっては、利用者に面接しなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を当該利用者に対し十分に説明し、その理解を得なければならない。

- 4 サービス管理責任者は、アセスメント及び支援の内容の検討を行った結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、施設障害福祉サービスごとの目標及びその達成時期、施設障害福祉サービスを提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した施設障害福祉サービス計画の原案を作成しなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、当該指定障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービス以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービスとの連携も含めて施設障害福祉サービス計画の原案に位置付けるように努めなければならない。

- 5 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に当たっては、利用者に対する施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

- 6 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に当たっては、利用者又はその家族に対し、施設障害福祉サービス計画の原案の内容を説明し、文書により当該利用者の同意を得なければならない。

- 7 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画を作成した場合には、当該施設障害福祉サービス計画を利用者に交付しなければならない。

- 8 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成後、当該施設障害福祉サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに、少なくとも六月に一回以上（自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）又は就労移行支援を提供する場合にあつては、少なくとも三月に一回以上）、当該施設障害福祉サービス計画の見直しを行い、必要に応じて、当該施設障害福祉サービス計画の変更を行うものとする。

- 9 サービス管理責任者は、モニタリングを行うに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところによらなければならない。

- 一 定期的に利用者に面接すること。
- 二 定期的にモニタリングの結果を記録すること。

- 10 第二項から第七項までの規定は、第八項の施設障害福祉サービス計画の変更について準用する。

(サービス管理責任者の業務)

**第二十一条** 条例第十三条第三号の規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。

- 一 利用申込者の利用に際し、当該利用申込者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、当該利用申込者の心身の状況、当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況その他の状況を把握すること。

- 二 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、当該利用者が自立した日常生活を営むことができるように定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し必要な援助を行うこと。

(相談等)

**第二十二条** 指定障害者支援施設は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、当該利用者又はその家族からの相談に適切に応ずるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

- 2 指定障害者支援施設は、利用者が当該指定障害者支援施設以外において生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型（省令第六条の十第一号に規定する就労継続支援A型をいう。）又は就労継続支援B型の利用を希望する場合には、他の指定障害福祉サービス事業者等との利用調整その他の必要な支援を実施しなければならない。

## (介護)

**第二十三条** 指定障害者支援施設は、施設入所支援の提供に当たっては、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきししなければならない。

2 指定障害者支援施設は、生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

3 指定障害者支援施設は、生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、おもむきを使用せざるを得ない利用者のおもむきを適切に取り替えなければならない。

4 指定障害者支援施設は、生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、利用者に対し、離床、着替え、整容等の介護その他日常生活上必要な支援を適切に行わなければならない。

5 指定障害者支援施設は、常時一人以上の従業者を介護に従事させなければならない。

6 指定障害者支援施設は、利用者に対し、当該利用者の負担により、当該指定障害者支援施設の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

## (訓練)

**第二十四条** 指定障害者支援施設は、常時一人以上の従業者を訓練に従事させなければならない。

2 指定障害者支援施設は、利用者に対し、当該利用者の負担により、当該指定障害者支援施設の従業者以外の者による訓練を受けさせてはならない。

## (生産活動の機会の提供)

**第二十五条** 指定障害者支援施設は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型における生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動の能率の向上が図られるように、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。

2 指定障害者支援施設は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型における生産活動の機会の提供に当たっては、防塵設備又は消火設備の設置その他生産活動を安全に行うために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

## (工賃の支払等)

**第二十六条** 指定障害者支援施設は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型において行われる生産活動に従事している者に、当該生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型ごとに、生産活動に係る事業の収入から当該事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

2 指定障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、前項の規定により利用者それぞれに対し支払われる一月当たりの工賃の平均額(以下単に「工賃の平均額」という。)を、三千円を下回るものとしてはならない。

3 指定障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃の水準を高めるように努めなければならない。

4 指定障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、年度ごとに、工賃の目標水準を設定するとともに、当該工賃の目標水準及び前年度に利用者に対し支払われた工賃の平均額を利用者に通知し、及び月に報告しなければならない。

## (実習の受入先の確保)

**第二十七条** 指定障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が施設障害福祉サービス計画に基づいて実習を行うことができるように、実習の受入先を確保しなければならない。

2 指定障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が施設障害福祉サービス計画に基づいて実習を行うことができるように、実習の受入先の確保に努めなければならない。

3 指定障害者支援施設は、前二項の規定による実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター(障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十三年法律第百二十三号)第二十七条第二項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。)、特別支援学校その他の関係機関と連携し、利用者の意向及び適性を踏まえて行うように努めなければならない。

## (求職活動の支援等)

**第二十八条** 指定障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動を支援しなければならない。

2 指定障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動の支援に努めなければならない。

3 指定障害者支援施設は、就労移行支援又は就労継続支援B型の提供に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校その他の関係機関と連携し、利用者の意向及び適性に応じた求人の開拓に努めなければならない。

## (職場への定着のための支援の実施)

**第二十九条** 指定障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関と連携し、利用者が就職した日から六月以上、職業生活における相談そ

の他の支援を継続しなければならない。

- 2 指定障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関と連携し、利用者が就職した日から六月以上、職業生活における相談その他の支援の継続に努めなければならない。

(就職状況の報告)

- 第三十条** 指定障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、毎年度、前年度に就職した利用者の数その他の就職に関する状況を県に報告しなければならない。

(食事)

- 第三十一条** 指定障害者支援施設(施設人所支援を提供するものに限る。)は、正当な理由がなく、食事の提供を拒んではならない。

- 2 指定障害者支援施設は、食事の提供を行う場合には、あらかじめ、利用者に対しその内容及び費用に関して説明を行い、その同意を得なければならない。

- 3 指定障害者支援施設は、食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し適切な時間に提供を行うとともに、当該利用者の年齢及び障害の特性に応じた適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため必要な栄養管理を行わなければならない。

- 4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行われなければならない。

- 5 指定障害者支援施設は、食事の提供を行う場合であつて当該指定障害者支援施設に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるように努めなければならない。

(社会生活上の便宜の供与等)

- 第三十二条** 指定障害者支援施設は、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うように努めなければならない。

- 2 指定障害者支援施設は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、当該利用者又はその家族が行うことが困難である場合は、当該利用者の同意を得て、当該利用者又はその家族に代わって行わなければならない。

- 3 指定障害者支援施設は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、当該利用者とその家族との交流等の機会を確保するように努めなければならない。

(健康管理)

- 第三十三条** 指定障害者支援施設は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じなければならない。

- 2 指定障害者支援施設は、施設人所支援を利用する利用者に対し、毎年二回以上定期的に健康診断を行わなければならない。

(施設人所支援の利用者の入院期間中の取扱い)

- 第三十四条** 指定障害者支援施設は、施設人所支援を利用する利用者が病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であつて、入院後おおむね三月以内に退院することが見込まれるときは、当該利用者の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該指定障害者支援施設の施設人所支援を円滑に利用することができるようにしなければならない。

(給付金として支給を受けた金銭の管理)

- 第三十五条** 指定障害者支援施設は、当該指定障害者支援施設の設置者が利用者に係る厚生労働大臣が定める給付金(以下単に「給付金」という。)の支給を受けたときは、当該給付金として支給を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。

- 一 当該利用者に係る当該金銭及びこれに準ずるもの(これらの運用により生じた収益を含む。以下「利用者に係る金銭」という。)をその他の財産と区分すること。
- 二 利用者に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。
- 三 利用者に係る金銭の収支の状況を明らかにする記録を整備すること。
- 四 当該利用者が退所した場合は、速やかに、利用者に係る金銭を当該利用者取得させること。

(支給決定障害者に関する市町村への通知)

- 第三十六条** 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供を受けている支給決定障害者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

- 一 正当な理由なしに施設障害福祉サービスの利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたと認められるとき。
- 二 偽りその他不正な行為によつて介護給付費又は訓練等給付費を受け、又は受けようとしたとき。

(管理者の責務)

- 第三十七条** 指定障害者支援施設の管理者は、当該指定障害者支援施設の従業者に条例第九条から第十七条まで及び第十九条から第二十五条までの規定並びに第七条から前条まで及び次条から第四十八条までの規定を遵守させるために

必要な指揮命令を行うものとする。

(勤務体制の確保等)

**第三十八条** 指定障害者支援施設は、利用者に対し適切な施設障害福祉サービスを提供することができるように、施設障害福祉サービスの種類ごとに、従業員の勤務体制を定めておかなければならない。

2 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの種類ごとに、当該指定障害者支援施設の従業員によって施設障害福祉サービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定障害者支援施設は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(衛生管理等)

**第三十九条** 指定障害者支援施設は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。

2 指定障害者支援施設は、当該指定障害者支援施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(協力医療機関等)

**第四十条** 指定障害者支援施設は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。

2 指定障害者支援施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくように努めなければならない。

(掲示)

**第四十一条** 指定障害者支援施設は、指定障害者支援施設の見やすい場所に、条例第十九条各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程の概要、従業員の勤務体制、前条の協力医療機関及び協力歯科医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(情報の提供等)

**第四十二条** 指定障害者支援施設は、当該指定障害者支援施設を利用しようとする者が適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定障害者支援施設が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うように努めなければならない。

2 指定障害者支援施設は、当該指定障害者支援施設について広告をする場合には、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

**第四十三条** 指定障害者支援施設は、一般相談支援事業等を行う者若しくは他の障害福祉サービス事業を行う者等又はその従業員に対し、利用者又はその家族に当該指定障害者支援施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 指定障害者支援施設は、一般相談支援事業等を行う者若しくは他の障害福祉サービス事業を行う者等又はその従業員から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

(苦情への対応)

**第四十四条** 指定障害者支援施設は、その提供した施設障害福祉サービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、当該苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 指定障害者支援施設は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(地域との連携等)

**第四十五条** 指定障害者支援施設は、その運営に当たっては、地域住民又は民間の団体との連携及び協力その他の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生時の対応)

**第四十六条** 指定障害者支援施設は、条例第二十四条第一項の事故の状況及び同項の規定により講じた措置について記録しなければならない。

2 指定障害者支援施設は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに、その損害の賠償をしなければならない。

(会計の区分)

**第四十七条** 指定障害者支援施設は、実施する施設障害福祉サービスの種類ごとに経理を区分するとともに、指定障害者支援施設の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備)

**第四十八条** 指定障害者支援施設は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該施設障害福祉サービスを提供した日から五年間保存しなければならない。

- 一 施設障害福祉サービス計画
- 二 条例第二十二條第二項の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他の必要な事項の記録
- 三 第十五條第一項及び第二項の規定による施設障害福祉サービスの提供の記録
- 四 第三十六條の規定による支給決定障害者に関する市町村への通知に係る記録
- 五 第四十四條第二項の規定による苦情の内容その他必要な事項の記録
- 六 第四十六條第一項の規定による事故の状況及び当該事故に際して講じた措置についての記録

## 附 則

## (施行期日)

- 1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

## (経過措置)

- 2 平成十八年十月一日において現に存した法附則第五十八條第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第五十二條の規定による改正前の知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第二十一條の六に規定する知的障害者更生施設のうち同法第十五條の十一第一項の指定を受けているもの(障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(平成十八年厚生労働省令第六十九号。以下「整備省令」という。)第一條の規定による廃止前の指定知的障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準(平成十四年厚生労働省令第八十一号。以下「旧知的障害者更生施設等指定基準」という。))第二條第一号イに規定する指定知的障害者入所更生施設に限る。以下「指定知的障害者更生施設」という。)、同法第二十一條の七に規定する知的障害者授産施設のうち同項の指定を受けているもの(旧知的障害者更生施設等指定基準第二條第二号イに規定する指定特定知的障害者入所授産施設に限る。以下「指定特定知的障害者授産施設」という。))又は同法第二十一條の八に規定する知的障害者通働寮のうち同項の指定を受けているもの(以下「指定知的障害者通働寮」という。))が施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物(基本的な設備が完成しているものを含み、同日以後に増築され、又は改築された等建物の構造を変更したものを除く。以下同じ。))について第六條第二項の規定を適用する場合においては、同項第二号(中)「四人」とあるのは、「原則として四人」とする。
- 3 平成十八年十月一日において現に存した法附則第四十一條第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第三十五條の規定による改正前の身体障害者福祉法(昭和三十四年法律第二百八十三号)第二十九條に規定する身体障害者更生施設のうち同法第十七條の十第一項の指定を受けているもの(以下「指定身体障害者更生施設」という。))、同法第三十條に規定する身体障害者療護施設のうち同項の指定を受けているもの(整備省令第一條の規定による廃止前の指定身体障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準(平成十四年厚生労働省令第七十九号。以下「旧身体障害者更生施設等指定基準」という。))附則第三條の規定の適用を受けているものに限る。以下「指定身体障害者療護施設」という。))、同法第三十一條に規定する身体障害者授産施設のうち同項の指定を受けているもの(旧身体障害者更生施設等指定基準第二條第三号イに規定する指定特定身体障害者入所授産施設に限る。以下「指定特定身体障害者授産施設」という。))、指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設又は指定知的障害者通働寮が施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について第六條第二項の規定を適用する場合においては、同項第二号(中)「九・九平方メートル」とあるのは、「六・六平方メートル」とする。
- 4 平成十八年十月一日において現に存した法附則第四十八條の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第四十六條の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和三十五年法律第百二十三号)第五十條の二第一項第一号に掲げる精神障害者生活訓練施設(以下単に「精神障害者生活訓練施設」という。))又は同項第二号に掲げる精神障害者授産施設(整備省令第一條の規定による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準(平成十二年厚生省令第八十七号)第二十三條第一号に規定する精神障害者通所授産施設及び同条第二号に規定する精神障害者小規模通所授産施設を除く。以下単に「精神障害者授産施設」という。))が施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について第六條第二項の規定を適用する場合においては、同項第二号(中)「九・九平方メートル」とあるのは、「四・四平方メートル」とする。
- 5 平成十八年十月一日において現に存した指定身体障害者更生施設若しくは指定特定身体障害者授産施設であつて旧身体障害者更生施設等指定基準附則第二條第一項若しくは第四條第一項の規定の適用を受けているもの又は指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設若しくは指定知的障害者通働寮であつて旧知的障害者更生施設等指定基準附則第一條から第四條までの規定の適用を受けているものが施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について第六條第二項の規定を適用する場合においては、附則第三項の規定にかかわらず、同条第二項第二号(中)「九・九平方メートル」とあるのは、「三・三平方メートル」とする。
- 6 平成二十四年四月一日において現に存した障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成二十二年法律第七十一号)第五條の規定による改正前の児童福祉法(昭和三十二年法律第百六十四号)第二十四條の二第一項に規定

する指定知的障害児施設等（以下「旧指定知的障害児施設等」という。）であつて同日以後指定障害者支援施設となつたものに対する第六条第二項第二号の規定の適用については、当分の間、同号(三)中「九・九平方メートル」とあるのは、「四・九五平方メートル」とする。ただし、指定障害者支援施設となつた後に増築され、改築された等建物の構造の変更をした部分については、この限りでない。

- 7 平成十八年十月一日において現に存した指定身体障害者更生施設、指定特定身体障害者授産施設、指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設、指定知的障害者通勤寮、精神障害者生活訓練施設又は精神障害者授産施設が施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については、当分の間、第六条第二項第二号(七)のブザー又はこれに代わる設備を設けないことができる。
- 8 平成二十四年四月一日において現に存した旧指定知的障害児施設等であつて同日以後指定障害者支援施設となつたものについては、当分の間、第六条第二項第二号(七)の規定は、適用しない。ただし、指定障害者支援施設となつた後に増築され、改築された等建物の構造の変更をした部分については、この限りでない。
- 9 平成十八年十月一日において現に存した指定知的障害者更生施設又は指定特定知的障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について第六条第二項の規定を適用する場合においては、同条第二項第八号(一)中「一・五メートル」とあるのは、「一・三五メートル」とする。
- 10 平成十八年十月一日において現に存した指定知的障害者通勤寮、精神障害者生活訓練施設又は精神障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については、当分の間、第六条第二項第八号の規定は、適用しない。
- 11 平成十八年十月一日において現に存した指定身体障害者更生施設、指定身体障害者療護施設、指定特定身体障害者授産施設、指定知的障害者更生施設又は指定特定知的障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については、当分の間、第六条第二項第八号の規定は、適用しない。
- 12 平成二十四年四月一日において現に存した旧指定知的障害児施設等であつて同日以後指定障害者支援施設となつたものについては、当分の間、第六条第二項第八号の規定は、適用しない。ただし、指定障害者支援施設となつた後に増築され、改築された等建物の構造の変更をした部分については、この限りでない。

秋田県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

秋田県知事 佐竹 敬久

## 秋田県規則第三十号

秋田県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

### 目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 療養介護（第三条―第二十号）
- 第三章 生活介護（第二十一条―第三十三号）
- 第四章 自立訓練（機能訓練）（第三十四号―第三十七号）
- 第五章 自立訓練（生活訓練）（第三十八号―第四十号）
- 第六章 就労移行支援（第四十一条―第四十九号）
- 第七章 就労継続支援A型（第五十条―第六十号）
- 第八章 就労継続支援B型（第六十一条・第六十二号）
- 第九章 多機能型に関する特例（第六十三号・第六十四号）

### 附則

#### 第一章 総則

##### （趣旨）

**第一条** この規則は、秋田県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年秋田県条例第六十九号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

##### （定義）

**第二条** この規則において、「常勤換算方法」とは、事業所の職員の勤務延べ時間数を当該事業所において常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。

#### 第二章 療養介護

##### （記録の整備）

**第三条** 条例第五条に規定する療養介護事業者（以下単に「療養介護事業者」という。）は、利用者に対する療養介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該療養介護を提供した日から五年間保存しなければならない。

- 一 条例第二十条第二項の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項の記録

- 二 第十条第一項に規定する療養介護計画
- 三 第十八条第二項の規定による苦情の内容その他必要な事項の記録
- 四 第二十条第一項の規定による事故の状況及び当該事故に際して講じた措置についての記録

(規模)

**第四条** 複数の療養介護の単位(療養介護であつて、その提供が同時に一又は複数の利用者に対し一体的に行われるものをいう。以下この章において同じ。)を置く条例第五条に規定する療養介護事業所(以下単に「療養介護事業所」という。)における療養介護の単位ごとの利用定員は、二十人以上とする。

(職員)

**第五条** 条例第十二条第一項の規定による職員の配置は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるところによらなければならない。

- 一 管理者 一人置くこと。
  - 二 医師 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第六十五条第四項第一号の厚生労働大臣の定める基準により算定した数以上置くこと。
  - 三 看護師、准看護師又は看護補助者(次号において「看護職員」という。) 療養介護の単位ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を二で除して得た数以上置くこと。
  - 四 生活支援員 療養介護の単位ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を四で除して得た数以上置くこと。ただし、看護職員が、常勤換算方法で、利用者の数を二で除して得た数以上置かれている療養介護の単位については、置かれている看護職員の数から利用者の数を二で除して得た数を控除して得た数を生活支援員の員数に含めることができる。
  - 五 サービス管理責任者(条例第十二条第一項第五号に規定するサービス管理責任者をいう。以下同じ。) 療養介護事業所ごとに、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める数置くこと。
    - (一) 利用者の数が六十人以下の場合 一人以上
    - (二) 利用者の数が六十人を超える場合 一人に、利用者の数が六十人を超えて四十人又は四十人に満たない端数を増すごとに一人を加えて得た数以上
- 2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。
- 3 第一項第四号及び第五号に掲げる職員は、専ら当該療養介護事業所の職務に従事する者又は療養介護の単位ごとに専ら当該療養介護の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合には、この限りでない。
- 4 第一項第四号の生活支援員のうち一人以上は、常勤でなければならない。
- 5 第一項第五号のサービス管理責任者のうち一人以上は、常勤でなければならない。

(心身の状況等の把握)

**第六条** 療養介護事業者は、療養介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況その他の状況の把握に努めなければならない。

(障害福祉サービス事業者等との連携等)

**第七条** 療養介護事業者は、療養介護の提供に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村(特別区を含む。)、他の障害福祉サービス事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 療養介護事業者は、療養介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対し適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(利用者に金銭の支払を求められることができる場合等)

**第八条** 療養介護事業者が療養介護を提供する利用者に対し金銭の支払を求められることができるのは、当該金銭の使途が直接当該利用者の便益を向上させるものであつて、当該利用者に支払を求められることが適当であるものである場合に限るものとする。

2 療養介護事業所は、前項の規定により金銭の支払を求められる場合は、当該金銭の使途及び額並びに当該利用者に金銭の支払を求める理由について、書面によつて明らかにするとともに、当該利用者に説明を行い、その同意を得なければならない。

(療養介護の提供の方針)

**第九条** 療養介護事業所の職員は、療養介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

(療養介護計画の作成等)

**第十条** 療養介護事業所の管理者は、サービス管理責任者に療養介護計画(療養介護に係る条例第三条第一項に規定する個別支援計画をいう。以下同じ。)の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能

力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活及び課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援の内容を検討しなければならない。

- 3 サービス管理責任者は、アセスメントを行うに当たっては、利用者に面接しなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を当該利用者に対し十分に説明し、その理解を得なければならない。
- 4 サービス管理責任者は、アセスメント及び支援の内容の検討を行った結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、療養介護の目標及びその達成時期、療養介護を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した療養介護計画の原案を作成しなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、当該療養介護事業所において提供する療養介護以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービスとの連携も含めて療養介護計画の原案に位置付けるように努めなければならない。
- 5 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に当たっては、利用者に対する療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。
- 6 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に当たっては、利用者又はその家族に対し、療養介護計画の原案の内容について説明し、文書により当該利用者の同意を得なければならない。
- 7 サービス管理責任者は、療養介護計画を作成した際には、当該療養介護計画を利用者に交付しなければならない。
- 8 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成後、当該療養介護計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに、少なくとも六月に一回以上、当該療養介護計画の見直しを行い、必要に応じて、当該療養介護計画の変更を行うものとする。
- 9 サービス管理責任者は、モニタリングを行うに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところによらなければならない。
  - 一 定期的に利用者に面接すること。
  - 二 定期的にモニタリングの結果を記録すること。
- 10 第二項から第七項までの規定は、第八項の療養介護計画の変更について準用する。  
（サービス管理責任者の業務）

**第十一条** 条例第十四条第三号の規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。

- 一 療養介護の利用の申込みを行った者の利用に際し、その者に係る障害福祉サービス事業を行う者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該療養介護事業所以外における障害福祉サービス等の利用状況その他の状況を把握すること。
- 二 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、当該利用者が自立した日常生活を営むことができるように定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し必要な支援を行うこと。

（相談及び援助）

**第十二条** 療養介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、当該利用者又はその家族からの相談に適切に応ずるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

（看護及び医学的管理の下における介護）

**第十三条** 療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

- 2 療養介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。
- 3 療養介護事業者は、条例第十六条第一項及び前二項に定めるもののほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の支援を適切に行わなければならない。
- 4 療養介護事業者は、利用者に対し、当該利用者の負担により、当該療養介護事業所の職員以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

（その他のサービスの提供）

**第十四条** 療養介護事業者は、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うように努めなければならない。

- 2 療養介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、当該利用者とその家族との交流等の機会を確保するように努めなければならない。

（管理者の責務）

**第十五条** 療養介護事業所の管理者は、当該療養介護事業所の職員に条例第七条から第九条まで、第十三条から第十七条まで及び第十九条から第二十二条までの規定並びに第三条、第六条から前条まで及び次条から第二十条までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

（勤務体制の確保等）

**第十六条** 療養介護事業者は、利用者に対し適切な療養介護を提供することができるように、療養介護事業所ごとに、職員の勤務体制を定めておかななければならない。

- 2 療養介護事業者は、療養介護事業所ごとに、当該療養介護事業者の職員によって療養介護を提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 療養介護事業者は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
- (衛生管理等)
- 第十七条** 療養介護事業者は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。
- 2 療養介護事業者は、療養介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるように努めなければならない。
- (苦情への対応)
- 第十八条** 療養介護事業者は、その提供した療養介護に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、当該苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。
- 2 療養介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容その他必要な事項を記録しなければならない。
- (地域との連携等)
- 第十九条** 療養介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又は民間の団体との連携及び協力その他の地域との交流に努めなければならない。
- (事故発生時の対応)
- 第二十条** 療養介護事業者は、条例第二十二條第一項の事故の状況及び同項の規定により講じた措置について記録しなければならない。
- 2 療養介護事業者は、利用者に対する療養介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに、その損害の賠償をしなければならない。
- 第三章 生活介護**
- (規模)
- 第二十一条** 複数の生活介護の単位(生活介護であつて、その提供が同時に一又は複数の利用者に対し一体的に行われるものをいう。以下同じ。)を置く条例第二十四條に規定する生活介護事業所(以下単に「生活介護事業所」という。)における生活介護の単位ごとの利用定員は、二十人以上とする。
- (設備)
- 第二十二条** 条例第二十八條第一項の規則で定める設備は、洗面所、便所その他生活介護の事業の運営上必要な設備とする。
- 2 条例第二十八條第一項の規定による設備の設置は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるところによらなければならない。
- 一 訓練作業室 次に掲げる基準を満たすこと。
    - (一) 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。
    - (二) 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。
  - 二 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。
  - 三 洗面所 利用者の特性に応じたものであること。
  - 四 便所 利用者の特性に応じたものであること。
- (職員)
- 第二十三条** 条例第二十九條第一項の規定による職員の配置は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるところによらなければならない。
- 一 管理者 一人置くこと。
  - 二 医師 利用者に対し日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数置くこと。
  - 三 保健師又は看護師若しくは准看護師(以下「看護職員」という。)、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員
    - 次に掲げる基準を満たすこと。
      - (一) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数が、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次に掲げる利用者の平均障害程度区分(厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害程度区分の平均値をいう。以下同じ。)の区分に応じ、それぞれ次に定める数となるように置くこと。
        - (1) 平均障害程度区分が四未満 利用者の数を六で除して得た数以上
        - (2) 平均障害程度区分が四以上五未満 利用者の数を五で除して得た数以上
        - (3) 平均障害程度区分が五以上 利用者の数を三で除して得た数以上
      - (二) 看護職員は、生活介護の単位ごとに、一人以上置くこと。
      - (三) 理学療法士又は作業療法士は、生活介護の単位ごとに、利用者に対し日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行うために必要な数置くこと。

四 生活支援員は、生活介護の単位ごとに、一人以上置くこと。

四 サービス管理責任者 生活介護事業所ごとに、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める数置くこと。

(一) 利用者の数が六十人以下の場合 一人以上

(二) 利用者の数が六十人を超える場合 一人に、利用者の数が六十人を超えて四十人又は四十人に満たない端数を増すごとに一人を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。

3 条例第二十四条に規定する生活介護事業者（以下単に「生活介護事業者」という。）は、第一項第三号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な生活介護事業所には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

4 第一項第二号から第四号までに掲げる職員及び前項の機能訓練指導員は、専ら当該生活介護事業所の職務に従事する者又は生活介護の単位ごとに専ら当該生活介護の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合には、この限りでない。

5 第一項第三号の生活支援員のうち一人以上は、常勤でなければならない。

6 第一項第四号のサービス管理責任者のうち一人以上は、常勤でなければならない。

（従たる事業所を設置する場合の職員の配置の基準）

**第二十四条** 条例第三十条第一項の規定により主たる事業所と一体的に管理運営を行う事業所（以下この条において「従たる事業所」という。）を設置する生活介護事業所においては、主たる事業所及び従たる事業所の職員（管理者及びサービス管理責任者を除く。）のうちそれぞれ一人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は当該従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。

（サービス提供困難時の対応）

**第二十五条** 生活介護事業者は、当該生活介護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、生活介護の利用の申込みを行った者に対し自ら適切な生活介護を提供することが困難であると認めた場合は、速やかに、適当な他の生活介護事業者等の紹介その他の必要な措置を講じなければならない。

（介護）

**第二十六条** 生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

2 生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。

3 生活介護事業者は、条例第三十一条第一項及び前二項に定めるもののほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活に必要な支援を適切に行わなければならない。

4 生活介護事業者は、常時一人以上の職員を介護に従事させなければならない。

5 生活介護事業者は、利用者に対し、当該利用者の負担により、当該生活介護事業所の職員以外の者による介護を受けさせてはならない。

（生産活動の機会の提供）

**第二十七条** 生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動の能率の向上が図られるように、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。

2 生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、防塵設備又は消火設備の設置その他生産活動を安全に行うために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（工賃の支払）

**第二十八条** 生活介護事業者は、生産活動に従事している者に、生産活動に係る事業の収入から当該事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

（食事）

**第二十九条** 生活介護事業者は、あらかじめ、利用者に対し食事の提供の有無を説明し、提供を行う場合には、その内容及び費用に関して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

2 生活介護事業者は、食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し適切な時間に提供を行うとともに、利用者の年齢及び障害の特性に応じた適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため必要な栄養管理を行わなければならない。

3 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行われなければならない。

4 生活介護事業者は、食事の提供を行う場合であつて生活介護事業所に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるように努めなければならない。

（健康管理）

**第三十条** 生活介護事業者は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じなければならない。

（衛生管理等）

**第三十一条** 生活介護事業者は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。

2 生活介護事業者は、生活介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(協力医療機関)

**第三十二条** 生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。

(準用)

**第三十三条** 第三条、第六条から第十二条まで、第十五条、第十六条及び第十八条から第二十条までの規定は、生活介護の事業について準用する。この場合において、第三条第一号中「条例」とあるのは「条例第三十四条において準用する条例」と、同条第二号中「第十条第一項」とあるのは「第三十三条において準用する第十条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、同条第三号中「第十八条第二項」とあるのは「第三十三条において準用する第十八条第二項」と、同条第四号中「第二十条第一項」とあるのは「第三十三条において準用する第二十条第一項」と、第十条の見出し、同条第一項、第二項、第四項から第八項まで及び第十項中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第十一条中「条例」とあるのは「条例第三十四条において準用する条例」と、第十五条中「第七条から第九条まで、第十三条から第十七条まで及び第十九条から第二十二条までの規定並びに第三条、第六条から前条まで及び次条」とあるのは「第二十六条及び第三十一条から第三十三条まで並びに第三十四条において準用する条例第八条、第九条、第十三条、第十四条及び第十九条から第二十二条までの規定並びに第二十五条から第三十二条まで並びに第三十三条において準用する第三条、第六条から第十二条まで、次条及び第十八条」と、第二十条第一項中「条例」とあるのは「条例第三十四条において準用する条例」と読み替えるものとする。

**第四章 自立訓練 (機能訓練)**

(職員)

**第三十四条** 条例第三十六条第一項の規定による職員の配置は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるところによらなければならない。

一 管理者 一人置くこと。

二 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 次に掲げる基準を満たすこと。

(一) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数が、条例第三十六条第一項に規定する自立訓練(機能訓練)事業所(以下単に「自立訓練(機能訓練)事業所」という。)ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を六で除して得た数以上となるように置くこと。

(二) 看護職員は、自立訓練(機能訓練)事業所ごとに、一人以上置くこと。

(三) 理学療法士又は作業療法士は、自立訓練(機能訓練)事業所ごとに、一人以上置くこと。

(四) 生活支援員は、自立訓練(機能訓練)事業所ごとに、一人以上置くこと。

三 サービス管理責任者 自立訓練(機能訓練)事業所ごとに、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める数置くこと。

(一) 利用者の数が六十人以下の場合 一人以上

(二) 利用者の数が六十人を超える場合 一人に、利用者の数が六十人を超えて四十人又は四十人に満たない端数を増すごとに一人を加えて得た数以上

2 条例第三十六条第一項に規定する自立訓練(機能訓練)事業者(以下単に「自立訓練(機能訓練)事業者」という。)は、自立訓練(機能訓練)事業所における自立訓練(機能訓練)(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成十八年厚生労働省令第十九号。以下「省令」という。)第六条の六第一号に規定する自立訓練(機能訓練)をいう。以下同じ。)に併せて、利用者の居宅を訪問して行う自立訓練(機能訓練)(以下「訪問による自立訓練(機能訓練)」という。)を提供する場合には、前項に定めるところによるほか、自立訓練(機能訓練)事業所ごとに、当該訪問による自立訓練(機能訓練)の提供に当たる生活支援員を一人以上置かなければならない。

3 第一項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。

4 自立訓練(機能訓練)事業者は、第一項第二号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な自立訓練(機能訓練)事業所には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

5 第一項第二号及び第三号に掲げる職員、第二項に規定する生活支援員並びに前項の機能訓練指導員は、専ら当該自立訓練(機能訓練)事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合には、この限りでない。

6 第一項第二号の看護職員のうち一人以上は、常勤でなければならない。

7 第一項第二号の生活支援員のうち一人以上は、常勤でなければならない。

8 第一項第三号のサービス管理責任者のうち一人以上は、常勤でなければならない。

(訓練)

**第三十五条** 自立訓練(機能訓練)事業者は、常時一人以上の職員を訓練に従事させなければならない。

2 自立訓練(機能訓練)事業者は、利用者に対し、当該利用者の負担により、当該自立訓練(機能訓練)事業所の職員以外の者による訓練を受けさせてはならない。

(地域生活への移行のための支援)

**第三十六条** 自立訓練(機能訓練)事業者は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、条例第四十五条第一項に規定する就労移行支援事業者(以下単に「就労移行支援事業者」という。)その他の障害福祉サービス事業を行う者等と連携し、必要な調整を行わなければならない。

2 自立訓練(機能訓練)事業者は、利用者が地域において安心した日常生活又は社会生活を営むことができるように、当該利用者が住宅等における生活に移行した後も、一定期間、定期的な連絡、相談等を行わなければならない。

(準用)

**第三十七条** 第三条、第六条から第十二条まで、第十五条、第十六条、第十八条から第二十条まで、第二十二條、第二十四條、第二十五条及び第二十九条から第三十二条までの規定は、自立訓練(機能訓練)の事業について準用する。この場合において、第三条第一号中「条例」とあるのは「条例第三十八条において準用する条例」と、同条第二号中「第十条第一項」とあるのは「第三十七条において準用する第十条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、同条第三号中「第十八条第二項」とあるのは「第三十七条において準用する第十八条第二項」と、同条第四号中「第二十条第一項」とあるのは「第三十七条において準用する第二十条第一項」と、第十条の見出し、同条第一項、第二項及び第四項から第七項までの規定中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、同条第八項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、「六月」とあるのは「三月」と、同条第十項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、第十一条中「条例」とあるのは「条例第三十八条において準用する条例」と、第十五条中「第七条から第九条まで、第十三条から第十七条まで及び第十九条から第二十二條までの規定並びに第三条、第六条から前条まで及び次条から第二十条まで」とあるのは「第三十七条並びに第三十八条において準用する条例第八条、第九条、第十三条、第十四条、第十九条から第二十二條まで、第二十六条及び第三十三條の規定並びに第三十五条及び第三十六条並びに第三十七条において準用する第三条、第六条から第十二條まで、次条、第十八条から第二十条まで、第二十五条及び第二十九条から第三十二條まで」と、第二十条第一項、第二十二條及び第二十四條中「条例」とあるのは「条例第三十八条において準用する条例」と読み替えるものとする。

## 第五章 自立訓練(生活訓練)

(設備)

**第三十八条** 条例第四十一条第一項の規則で定める設備は、洗面所、便所その他自立訓練(生活訓練)(省令第六条の六第二号に規定する自立訓練(生活訓練)をいう。以下同じ。)の事業の運営上必要な設備とする。

2 条例第四十一条第一項の規定による設備の設置は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるところによらなければならない。

一 訓練作業室 次に掲げる基準を満たすこと。

- (一) 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。
- (二) 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。

二 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

三 洗面所 利用者の特性に応じたものであること。

四 便所 利用者の特性に応じたものであること。

3 条例第四十一条第二項の規定による居室及び浴室の設置は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるところによらなければならない。

一 居室 次に掲げる基準を満たすこと。

- (一) 一の居室の定員は、一人とすること。
- (二) 一の居室の面積は、収納設備等を除き、七・四三平方メートル以上とすること。

二 浴室 利用者の特性に応じたものであること。

4 条例第四十一条第六項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮された構造であること。

二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なおであること。

三 避難口の増設、搬送を容易に行うための十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能なお構造であり、かつ、避難訓練の頻繁な実施、配置人員の増員等により、火災の際の円滑な避難が可能なおであること。

## (職員)

**第三十九条** 条例第四十二条第一項の規定による職員の配置は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるところによらなければならない。

- 一 管理者 一人置くこと。
  - 二 生活支援員 条例第四十条第一項に規定する自立訓練(生活訓練)事業所(以下単に「自立訓練(生活訓練)事業所」という。)ごとに、常勤換算方法で、(一)に掲げる利用者の数を六で除して得た数及び(二)に掲げる利用者の数を十で除して得た数を合計した数以上置くこと。
    - (一) (二)に掲げる利用者以外の利用者
    - (二) 省令第二十五条第六号に規定する宿泊型自立訓練(以下単に「宿泊型自立訓練」という。)の利用者
  - 三 地域移行支援員 自立訓練(生活訓練)事業所ごとに、一人以上置くこと。
  - 四 サービス管理責任者 自立訓練(生活訓練)事業所ごとに、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める数置くこと。
    - (一) 利用者の数が六十人以下の場合 一人以上
    - (二) 利用者の数が六十人を超える場合 一人に、利用者の数が六十人を超えて四十人又は四十人に満たない端数を増すごとに一人を加えて得た数以上
- 2** 条例第四十条第一項に規定する自立訓練(生活訓練)事業者(以下単に「自立訓練(生活訓練)事業者」という。)は、健康上の管理等の必要がある利用者がある自立訓練(生活訓練)事業所には、条例第四十二条第一項各号に掲げる職員のほか、看護職員を置くことができる。この場合において、当該自立訓練(生活訓練)事業所における職員の配置は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるところによらなければならない。
- 一 管理者 一人置くこと。
  - 二 生活支援員及び看護職員 次に掲げる基準を満たすこと。
    - (一) 生活支援員及び看護職員の総数が、自立訓練(生活訓練)事業所ごとに、常勤換算方法で、(1)に掲げる利用者の数を六で除して得た数及び(2)に掲げる利用者の数を十で除して得た数を合計した数以上となるように置くこと。
      - (1) (2)に掲げる利用者以外の利用者
      - (2) 宿泊型自立訓練の利用者
    - (二) 生活支援員は、一人以上置くこと。
    - (三) 看護職員は、一人以上置くこと。
  - 三 地域移行支援員 自立訓練(生活訓練)事業所ごとに、一人以上置くこと。
  - 四 サービス管理責任者 自立訓練(生活訓練)事業所ごとに、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める数置くこと。
    - (一) 利用者の数が六十人以下の場合 一人以上
    - (二) 利用者の数が六十人を超える場合 一人に、利用者の数が六十人を超えて四十人又は四十人に満たない端数を増すごとに一人を加えて得た数以上
- 3** 自立訓練(生活訓練)事業者は、自立訓練(生活訓練)事業所における自立訓練(生活訓練)に併せて、利用者の居宅を訪問して行う自立訓練(生活訓練)(以下「訪問による自立訓練(生活訓練)」という。)を提供する場合には、前二項に定めるところによるほか、当該訪問による自立訓練(生活訓練)の提供に当たる生活支援員を一人以上置かなければならない。
- 4** 第一項及び第二項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。
- 5** 第一項第二号から第四号まで及び第二項第二号から第四号までに掲げる職員は、専ら当該自立訓練(生活訓練)事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合には、この限りでない。
- 6** 第一項第二号又は第二項第二号の生活支援員のうち一人以上は、常勤でなければならない。
- 7** 第一項第四号又は第二項第四号のサービス管理責任者のうち一人以上は、常勤でなければならない。

## (準用)

**第四十条** 第三条、第六条から第十二条まで、第十五条、第十六条、第十八条から第二十条まで、第二十四条、第二十五条、第二十九条から第三十二条まで、第三十五条及び第三十六条の規定は、自立訓練(生活訓練)の事業について準用する。この場合において、第三条第一号中「条例」とあるのは「条例第四十三条において準用する条例」と、同条第二号中「第十条第一項」とあるのは「第四十条において準用する第十条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(生活訓練)計画」と、同条第三号中「第十八条第二項」とあるのは「第四十条において準用する第十八条第二項」と、同条第四号中「第二十条第一項」とあるのは「第四十条において準用する第二十条第一項」と、第十条の見出し、同条第一項、第二項及び第四項から第七項までの規定中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(生活訓練)計画」と、同条第八項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(生活訓練)計画」と、「六月」とあるのは

は「三月」と、同条第十項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(生活訓練)計画」と、第十一条中「条例」とあるのは「条例第四十三条において準用する条例」と、第十五条中「第七条から第九条まで、第十三条から第十七条まで及び第十九条から第二十二條までの規定並びに第三条、第六条から前条まで及び次条から第二十條まで」とあるのは「第四十三条において準用する条例第八条、第九条、第十三条、第十四条、第十九条から第二十二條まで、第二十六條、第三十三條及び第三十七條の規定並びに第四十條において準用する第三条、第六条から第十二條まで、次条、第十八條から第二十條まで、第二十五條、第二十九條から第三十二條まで、第三十五條及び第三十六條」と、第二十條第一項及び第二十四條中「条例」とあるのは「条例第四十三條において準用する条例」と読み替えるものとする。

## 第六章 就労移行支援

### (設備)

**第四十一条** 第二十二條の規定は、条例第四十五條第一項に規定する就労移行支援事業所(以下単に「就労移行支援事業所」という。)の設備について準用する。この場合において、第二十二條中「条例」とあるのは、「条例第四十五條第一項において準用する条例」と読み替えるものとする。

### (認定就労移行支援事業所の設備)

**第四十二条** 条例第四十五條第一項において準用する条例第二十八條の規定にかかわらず、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和二十二年法律第二百七十七号)第二条第一項又は第十八條の二第一項の規定により文部科学大臣が認定した学校又は厚生労働大臣が認定した養成施設である就労移行支援事業所(以下「認定就労移行支援事業所」という。)には、当該学校又は当該養成施設として必要とされる設備を設けなければならない。

### (職員)

**第四十三条** 条例第四十六條第一項の規定による職員の配置は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるところによらなければならない。

- 一 管理者 一人置くこと。
- 二 職業指導員及び生活支援員 次に掲げる基準を満たすこと。
  - (一) 職業指導員及び生活支援員の総数が、就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を六で除して得た数以上となるように置くこと。
  - (二) 職業指導員は、就労移行支援事業所ごとに、一人以上置くこと。
  - (三) 生活支援員は、就労移行支援事業所ごとに、一人以上置くこと。
- 三 就労支援員 就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を十五で除して得た数以上置くこと。
- 四 サービス管理責任者 就労移行支援事業所ごとに、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める数置くこと。
  - (一) 利用者の数が六十人以下の場合 一人以上
  - (二) 利用者の数が六十人を超える場合 一人に、利用者の数が六十人を超えて四十人又は四十人に満たない端数を増すごとに一人を加えて得た数以上
- 2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。
- 3 第一項第二号から第四号までに掲げる職員は、専ら当該就労移行支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合には、この限りでない。
- 4 第一項第二号の職業指導員及び生活支援員のうちいずれか一人以上は、常勤でなければならない。
- 5 第一項第三号の就労支援員のうち一人以上は、常勤でなければならない。
- 6 第一項第四号のサービス管理責任者のうち一人以上は、常勤でなければならない。

### (認定就労移行支援事業所の職員)

**第四十四条** 条例第四十六條第一項の規定にかかわらず、就労移行支援事業者は、認定就労移行支援事業所には、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。この場合において、当該認定就労移行支援事業所における職員の配置は、当該各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるところによらなければならない。

- 一 管理者 一人置くこと。
- 二 職業指導員及び生活支援員 次に掲げる基準を満たすこと。
  - (一) 職業指導員及び生活支援員の総数が、就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を十で除して得た数以上となるように置くこと。
  - (二) 職業指導員は、就労移行支援事業所ごとに、一人以上置くこと。
  - (三) 生活支援員は、就労移行支援事業所ごとに、一人以上置くこと。
- 三 サービス管理責任者 就労移行支援事業所ごとに、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める数置くこと。
  - (一) 利用者の数が六十人以下の場合 一人以上
  - (二) 利用者の数が六十人を超える場合 一人に、利用者の数が六十人を超えて四十人又は四十人に満たない端数を

増すごとに一人を加えて得た数以上

2 条例第四十六条第二項並びに前条第二項から第四項まで及び第六項の規定は、前項各号に掲げる職員について準用する。

(実習の受入先の確保)

**第四十五条** 就労移行支援事業者は、利用者が第四十九条第二項において準用する第十条の規定により作成する就労移行支援計画に基づいて実習を行うことができるように、実習の受入先を確保しなければならない。

2 就労移行支援事業者は、前項の規定による実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第二十七条第二項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。）、特別支援学校その他の関係機関と連携し、利用者の意向及び適性を踏まえて行うように努めなければならない。

(求職活動の支援等の実施)

**第四十六条** 就労移行支援事業者は、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動を支援しなければならない。

2 就労移行支援事業者は、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校その他の関係機関と連携し、利用者の意向及び適性に応じた求人の開拓に努めなければならない。

(職場への定着のための支援の実施)

**第四十七条** 就労移行支援事業者は、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関と連携し、利用者が就職した日から六月以上、職業生活における相談その他の支援を継続しなければならない。

(就職状況の報告)

**第四十八条** 就労移行支援事業者は、毎年度、前年度に就職した利用者の数その他の就職に関する状況を県に報告しなければならない。

(準用)

**第四十九条** 条例第四十七条後段の規則で定める就労移行支援事業所は、認定就労移行支援事業所とする。

2 第三条、第六条から第十二条まで、第十五条、第十六条、第十八条から第二十条まで、第二十四条、第二十五条、第二十七条から第三十二条まで及び第三十五条の規定は、就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第三条第一号中「条例」とあるのは「条例第四十七条において準用する条例」と、同条第二号中「第十条第一項」とあるのは「第四十九条第二項において準用する第十条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第三号中「第十八条第二項」とあるのは「第四十九条第二項において準用する第十八条第二項」と、同条第四号中「第二十条第一項」とあるのは「第四十九条第二項において準用する第二十条第一項」と、第十条の見出し、同条第二項、第二項及び第四項から第七項までの規定中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第八項中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、「六月」とあるのは「三月」と、同条第十項中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第十一条中「条例」とあるのは「条例第四十七条において準用する条例」と、第十五条中「第七条から第九条まで、第十三条から第十七条まで及び第十九条から第二十一条までの規定並びに第三条、第六条から前条まで及び次条から第二十条まで」とあるのは「第四十七条において準用する条例第八条、第九条、第十三条、第十四条、第十九条から第二十二條まで、第二十六条、第三十二条、第三十三條及び第三十七條の規定並びに第四十五条から第四十八条まで並びに第四十九条第二項において準用する第三条、第六条から第十二条まで、次条、第十八条から第二十条まで、第二十五条、第二十七条から第三十二条まで及び第三十五条」と、第二十条第一項中「条例」とあるのは「条例第四十七条において準用する条例」と、第二十四条中「条例」とあるのは「条例第四十七条において準用する条例」と、「生活介護事業所」とあるのは「就労移行支援事業所（認定就労移行支援事業所を除く。）」と読み替えるものとする。

**第七章 就労継続支援A型**

(規模)

**第五十条** 条例第四十九条に規定する就労継続支援A型事業者（以下単に「就労継続支援A型事業者」という。）が条例第五十五条第二項の規定により利用者に対し雇用契約を締結せずに就労継続支援A型（省令第六条の十第一号に規定する就労継続支援A型をいう。以下同じ。）を提供する場合における条例第五十五条第一項の規定により雇用契約を締結した利用者に係る利用定員は、十人以上としなければならない。

2 条例第四十九条に規定する就労継続支援A型事業所（以下単に「就労継続支援A型事業所」という。）における条例第五十五条第二項の規定に基づき雇用契約を締結せずに就労継続支援A型の提供を受けている者（以下「雇用契約を締結していない利用者」という。）に係る利用定員は、当該就労継続支援A型事業所の利用定員に百分の五十を乗じて得た数又は九人のいずれか少ない数を超えてはならない。

(設備)

**第五十一条** 条例第五十一条第一項の規則で定める設備は、洗面所、便所その他就労継続支援A型の事業の運営上必要

な設備とする。

2 条例第五十一条第一項の規定による設備の設置は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるところによらなければならない。

- 一 訓練作業室 次に掲げる基準を満たすこと。
  - (一) 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。
  - (二) 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。
- 二 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。
- 三 洗面所 利用者の特性に応じたものであること。
- 四 便所 利用者の特性に応じたものであること。

(職員)

第五十二条 条例第五十二条第一項の規定による職員の配置は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるところによらなければならない。

- 一 管理者 一人置くこと。
- 二 職業指導員及び生活支援員 次に掲げる基準を満たすこと。
  - (一) 職業指導員及び生活支援員の総数が、就労継続支援A型事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を十で除して得た数以上となるように置くこと。
  - (二) 職業指導員は、就労継続支援A型事業所ごとに、一人以上置くこと。
  - (三) 生活支援員は、就労継続支援A型事業所ごとに、一人以上置くこと。
- 三 サービス管理責任者 就労継続支援A型事業所ごとに、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める数量置くこと。
  - (一) 利用者の数が六十人以下の場合 一人以上
  - (二) 利用者の数が六十人を超える場合 一人に、利用者の数が六十人を超えて四十人又は四十人に満たない端数を増すごとに一人を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。

3 第一項第二号及び第三号に掲げる職員は、専ら当該就労継続支援A型事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合には、この限りでない。

4 第一項第二号の職業指導員及び生活支援員のうちいずれか一人以上は、常勤でなければならない。

5 第一項第三号のサービス管理責任者のうち一人以上は、常勤でなければならない。

(従たる事業所を設置する場合の職員の配置の基準)

第五十三条 条例第五十三条第一項の規定により主たる事業所と一体的に管理運営を行う事業所(以下この条において「従たる事業所」という。)を設置する就労継続支援A型事業所においては、主たる事業所及び従たる事業所の職員(管理者及びサービス管理責任者を除く。)のうちそれぞれ一人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は当該従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。

(就労の機会の提供)

第五十四条 就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、作業の能率の向上が図られるように、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。

(賃金及び工賃)

第五十五条 就労継続支援A型事業者は、条例第五十五条第一項の規定により雇用契約を締結した利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、賃金の水準を高めるように努めなければならない。

2 就労継続支援A型事業者は、雇用契約を締結していない利用者に、生産活動に係る事業の収入から当該事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

3 就労継続支援A型事業者は、前項の規定により雇用契約を締結していない利用者それぞれに対し支払われる一月当たりの工賃の平均額を、三千円を下回るものとしてはならない。

4 就労継続支援A型事業者は、雇用契約を締結していない利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、第二項の規定により支払われる工賃の水準を高めるように努めなければならない。

(実習の受入先の確保)

第五十六条 就労継続支援A型事業者は、利用者が第六十条において準用する第十条の規定により作成する就労継続支援A型計画に基づいて実習を行うことができるように、実習の受入先の確保に努めなければならない。

2 就労継続支援A型事業者は、前項の規定による実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校その他の関係機関と連携し、利用者の意回及び適性を踏まえて行うように努めなければならない。

(求職活動の支援等の実施)

第五十七条 就労継続支援A型事業者は、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動の支援に努め

なければならない。

- 2 就労継続支援A型事業者は、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校その他の関係機関と連携し、利用者の意向及び適性に応じた求人の開拓に努めなければならない。

(職場への定着のための支援の実施)

**第五十八条** 就労継続支援A型事業者は、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関と連携し、利用者が就職した日から六月以上、職業生活における相談その他の支援の継続に努めなければならない。

(利用者及び職員以外の者の雇用)

**第五十九条** 就労継続支援A型事業者は、利用者及び職員以外の者を就労継続支援A型の事業に従事する作業員として雇う場合は、次の各号に掲げる利用定員の区分に応じ、当該各号に定める数を超えて雇用してはならない。

- 一 利用定員が十人以上二十人以下 利用定員に百分の五十を乗じて得た数
- 二 利用定員が二十一人以上三十人以下 利用定員に百分の四十を乗じて得た数又は十人のいずれか多い数
- 三 利用定員が三十一人以上 利用定員に百分の三十を乗じて得た数又は十二人のいずれか多い数

(準用)

**第六十条** 第三条、第六条から第十二条まで、第十五条、第十六条、第十八条から第二十条まで、第二十五条、第二十九條から第三十二条まで及び第三十五条の規定は、就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第三条第一号中「条例」とあるのは「条例第五十七条において準用する条例」と、同条第二号中「第十条第一項」とあるのは「第六十条において準用する第十条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同条第三号中「第十八条第二項」とあるのは「第六十条において準用する第十八条第二項」と、同条第四号中「第二十条第一項」とあるのは「第六十条において準用する第二十条第一項」と、第十条の見出し、同条第一項、第二項、第四項から第八項まで及び第十項中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第十一条中「条例」とあるのは「条例第五十七条において準用する条例」と、第十五条中「第七条から第九条まで、第十三条から第十七条まで及び第十九条から第二十二條までの規定並びに第三条、第六条から前条まで及び次条から第二十条まで」とあるのは「第五十四条から第五十六条まで並びに第五十七条において準用する条例第八条、第九条、第十三条、第十四条、第十九条から第二十二條まで、第二十六条、第三十三條及び第三十七條の規定並びに第五十四条から第五十九条まで並びに第六十条において準用する第三条、第六条から第十二条まで、次条、第十八条から第二十条まで、第二十五条、第二十九條から第三十二條まで及び第三十五条」と、第二十条第一項中「条例」とあるのは「条例第五十七条において準用する条例」と読み替えるものとする。

**第八章 就労継続支援B型**

(工賃の支払等)

**第六十一条** 就労継続支援B型(省令第六条の十第二号に規定する就労継続支援B型をいう。以下同じ。)の事業を行う者は、利用者に、生産活動に係る事業の取入から当該事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

- 2 就労継続支援B型の事業を行う者は、前項の規定により利用者それぞれに対し支払われる一月当たりの工賃の平均額(以下単に「工賃の平均額」という。)を、三千円を下回るものとしてはならない。
- 3 就労継続支援B型の事業を行う者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃の水準を高めるように努めなければならない。
- 4 就労継続支援B型の事業を行う者は、年度ごとに、工賃の目標水準を設定するとともに、当該工賃の目標水準及び前年度に利用者に対し支払われた工賃の平均額を利用者に通知し、及び県に報告しなければならない。

(準用)

**第六十二条** 第三条、第六条から第十二条まで、第十五条、第十六条、第十八条から第二十条まで、第二十五条、第二十七條、第二十九條から第三十二條まで、第三十五条、第五十一条から第五十三條まで及び第五十六条から第五十八條までの規定は、就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第三条第一号中「条例」とあるのは「条例第五十九条において準用する条例」と、同条第二号中「第十条第一項」とあるのは「第六十二条において準用する第十条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同条第三号中「第十八条第二項」とあるのは「第六十二条において準用する第十八条第二項」と、同条第四号中「第二十条第一項」とあるのは「第六十二条において準用する第二十条第一項」と、第十条の見出し、同条第一項、第二項、第四項から第八項まで及び第十項中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第十一条中「条例」とあるのは「条例第五十九条において準用する条例」と、第十五条中「第七条から第九条まで、第十三条から第十七條まで及び第十九條から第二十二條までの規定並びに第三条、第六条から前条まで及び次条から第二十条まで」とあるのは「第五十九条において準用する条例第八条、第九条、第十三條、第十四條、第十九條から第二十二條まで、第二十六條、第三十二條、第三十三條及び第三十七條の規定並びに第六十一条並びに第六十二条において準用する第三条、第六条から第十二條まで、次条、第十八條から第二十条まで、第二十五條、第二十七條、第二十九條から第三十二條まで、第三十五

条及び第五十六条から第五十八条まで」と、第二十条第一項、第五十一条、第五十二条第一項及び第五十三条中「条例」とあるのは「条例第五十九条において準用する条例」と、第五十六条第一項中「第六十条」とあるのは「第六十二条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

### 第九章 多機能型に関する特例

(規模に関する特例)

**第六十三条** 条例第六十条第一項第一号の規則で定める就労移行支援事業所は、認定就労移行支援事業所とする。

(職員に関する特例)

**第六十四条** 条例第六十条第一項に規定する多機能型事業所(以下単に「多機能型事業所」という。)は、一体的に事業を行う他の多機能型事業所との利用定員(同項に規定する多機能型指定児童発達支援事業等(以下単に「多機能型指定児童発達支援事業等」という。))を一体的に行う場合にあつては、当該事業を行う事業所の利用定員を含む。)の合計が二十人未満である場合は、第二十三条第五項、第三十四条第六項及び第七項、第三十九条第六項、第四十三条第四項及び第五項並びに第五十二条第四項(第六十二条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置かなければならない職員(多機能型指定児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあつては、秋田県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年秋田県条例第六十四号)の規定により当該事業を行う事業所に置かなければならないこととされる従業者(同条例第五条第一項第二号の児童発達支援管理責任者を除く。))を含むものとし、管理者、医師及びサービス管理責任者を除く。)のうち一人以上の者を常勤とすれば足りる。

2 多機能型事業所は、第二十三条第一項第四号及び第六項、第三十四条第一項第三号及び第八項、第三十九条第一項第四号、第二項第四号及び第七項、第四十三条第一項第四号及び第六項並びに第五十二条第一項第三号及び第五項(これらの規定を第六十二条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、一体的に事業を行う他の多機能型事業所のうち厚生労働大臣が定めるものを一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置かなければならないサービス管理責任者の員数を、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数とすることができる。この場合においては、当該サービス管理責任者のうち一人以上の者を常勤とすれば足りる。

- 1 当該多機能型事業所の利用者の数の合計が六十人以下の場合 一人以上
- 2 当該多機能型事業所の利用者の数の合計が六十人を超える場合 一人に、利用者の数の合計が六十人を超えて四十人又は四十人に満たない端数を増すごとに一人を加えて得た数以上

3 条例第六十条第四項後段の規定により多機能型事業所の規模を一人以上の人員を利用させることができるものとすることができることとされた多機能型事業所は、第二十三条第一項第三号四及び第五項、第三十四条第一項第二号(一)及び(四)、第六項並びに第七項、第三十九条第一項第二号、第二項第二号及び第六項並びに第六十二条において準用する第五十二条第一項第二号(二)及び第四項の規定にかかわらず、一体的に事業を行う他の多機能型事業所を一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置かなければならない生活支援員の員数を、常勤換算方法で、第一号に掲げる利用者の数を六で除して得た数及び第二号に掲げる利用者の数を十で除して得た数を合計した数以上とすることができる。この場合においては、当該生活支援員のうち一人以上の者を常勤としなければならない。

- 1 生活介護、自立訓練(機能訓練)及び自立訓練(生活訓練)の利用者
- 2 就労継続支援B型の利用者

### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 当分の間、第一号の厚生労働大臣が定める者に対し生活介護を提供する生活介護事業所に置かなければならない看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、第二十三条第一項第三号(一)の規定にかかわらず、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次に掲げる数を合計した数以上とする。

- 1 次に掲げる利用者(厚生労働大臣が定める者を除く。以下この号において同じ。)の平均障害程度区分の区分に応じ、それぞれ次に定める数
  - (一) 平均障害程度区分が四未満 利用者の数を六で除して得た数
  - (二) 平均障害程度区分が四以上五未満 利用者の数を五で除して得た数
  - (三) 平均障害程度区分が五以上 利用者の数を三で除して得た数
- 2 前号の厚生労働大臣が定める者である利用者の数を十で除して得た数

3 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。

4 法附則第四十八条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第四十六条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和三十五年法律第百二十三号)第五十条の二第一項第一号に掲げる精神障害者生活訓練施設(以下「精神障害者生活訓練施設」という。)若しくは同項第二号に掲げる精神障害者授産施設(以下「精神障害者授産施設」という。)(障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係

省令の整備等に関する省令（平成十八年厚生労働省令第百六十九号。以下「整備省令」という。）第一条の規定による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準（平成十二年厚生省令第八十七号。以下「旧精神障害者社会復帰施設基準」という。）第二十三条第一号に規定する通所施設及び同条第二号に規定する精神障害者小規模通所授産施設を除く。以下この項において同じ。）又は法附則第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第二十一条の六に規定する知的障害者更生施設（以下「知的障害者更生施設」という。）（整備省令第一条の規定による廃止前の知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準（平成十五年厚生労働省令第二十二号。以下「旧知的障害者援護施設最低基準」という。）第二十一条第一号に規定する知的障害者入所更生施設に限る。以下この項において同じ。）、同法第二十一条の七に規定する知的障害者授産施設（以下単に「知的障害者授産施設」という。）（旧知的障害者援護施設最低基準第四十六条第一号に規定する知的障害者入所授産施設に限る。以下この項において同じ。）若しくは同法第二十一条の八に規定する知的障害者通所寮（以下単に「知的障害者通所寮」という。）において宿泊型自立訓練を行う場合における第三十八条第三項の規定の適用については、同項第一号（中「一人」とあるのは精神障害者生活訓練施設及び精神障害者授産施設（いずれも旧精神障害者社会復帰施設基準附則第三条の規定の適用を受けるものを除く。）にあつては「二人以下」と、精神障害者生活訓練施設及び精神障害者授産施設（いずれも同条の規定の適用を受けるものに限る。）、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設並びに知的障害者通所寮にあつては「四人以下」と、同号（中「一の居室の面積」とあるのは「利用者一人当たりの床面積」と、「七・四三平方メートル」とあるのは精神障害者生活訓練施設及び精神障害者授産施設にあつては「四・四平方メートル」と、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設及び知的障害者通所寮にあつては「六・六平方メートル」とする。

- 5 旧知的障害者援護施設最低基準附則第四条の適用を受ける知的障害者通所寮において宿泊型自立訓練を行う場合における第三十八条第三項の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、同条第三項第一号（中「一人」とあるのは「原則として四人以下」と、同号（中「一の居室の面積」とあるのは「利用者一人当たりの床面積」と、「七・四三平方メートル」とあるのは「三・三平方メートル」とする。
- 6 平成十八年十月一日において現に存した法附則第四十一条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和三十四年法律第二百八十三号）第三十一条に規定する身体障害者授産施設（以下単に「身体障害者授産施設」という。）のうち厚生労働大臣が定めるもの、精神障害者授産施設のうち厚生労働大臣が定めるもの又は知的障害者授産施設のうち厚生労働大臣が定めるもの（これらの施設のうち、基本的な設備が完成していたものを含み、同日以後に増築され、又は改築された等建物の構造を変更したものを除く。）において就労継続支援A型の事業を行う場合については、第五十九条に規定する基準を満たすための計画を提出したときは、当分の間、同条の規定は、適用しない。
- 7 身体障害者授産施設又は知的障害者更生施設若しくは知的障害者授産施設が、生活介護の事業、自立訓練（機能訓練）の事業、自立訓練（生活訓練）の事業、就労移行支援の事業、就労継続支援A型の事業又は就労継続支援B型の事業を行う場合において、平成十八年十月一日において現に存した分場（身体障害者授産施設（通所による入所者のみを対象とする身体障害者授産施設であつて、常時利用する者が二十人未満であるものを除く。）、知的障害者更生施設又は知的障害者授産施設（通所による入所者のみを対象とする知的障害者授産施設であつて、常時利用する者が二十人未満であるものを除く。）とそれぞれ一体的に管理運営を行う通所による入所者の支援を行う施設であつて、入所者が二十人未満のものをいい、これらの施設のうち、基本的な設備が完成していたものを含み、同日以後に増築され、又は改築された等建物の構造を変更したものを除く。）を生活介護事業所、自立訓練（機能訓練）事業所、自立訓練（生活訓練）事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援A型事業所又は条例第六十条第一項に規定する就労継続支援B型事業所と一体的に管理運営を行う事業所（以下「従たる事業所」という。）として設置する場合については、当分の間、第二十四条（第三十七条、第四十条及び第四十九条第二項において準用する場合を含む。）及び第五十三条（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。この場合において、当該従たる事業所の職員（管理者及びサービス管理責任者を除く。）のうち一人以上は、専ら当該従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。

秋田県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

秋田県知事 佐竹 敬久

## 秋田県規則第三十一号

秋田県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

（趣旨）

**第一条** この規則は、秋田県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年秋田県条例第七十二号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(耐火建築物等とすることを要しない建物の要件)

**第二条** 条例第三条第三項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮された構造であること。
- 二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なおものであること。
- 三 避難口の増設、搬送を容易に行うための十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能なお構造であり、かつ、避難訓練の頻繁な実施、配置人員の増員等により、火災の際の円滑な避難が可能なおものであること。

(記録の整備)

**第三条** 障害者支援施設は、利用者(障害福祉サービスを利用する障害者をいう。以下同じ。)に対する施設障害福祉サービス(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。)第五条第一項に規定する施設障害福祉サービスをいう。以下同じ。)の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該施設障害福祉サービスを提供した日から五年間保存しなければならない。

- 一 条例第二十条第二項の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項の記録
- 二 第十四条第一項に規定する施設障害福祉サービス計画
- 三 第三十四条第二項の規定による苦情の内容その他必要な事項の記録
- 四 第三十六条第一項の規定による事故の状況及び当該事故に際して講じた措置についての記録

(条例第八条第一項第一号の規則で定める障害者支援施設)

**第四条** 条例第八条第一項第一号の規則で定める障害者支援施設は、第六条第三項に規定する認定障害者支援施設とする。

(規模)

**第五条** 複数の生活介護の単位(生活介護であつて、その提供が同時に一又は複数の利用者に対し一体的に行われるものをいう。以下同じ。)を置く障害者支援施設における生活介護の単位ごとの利用定員は、二十人以上とする。

2 複数の施設入所支援の単位(施設入所支援であつて、その提供が同時に一又は複数の利用者に対し一体的に行われるものをいう。以下同じ。)を置く障害者支援施設における施設入所支援の単位ごとの利用定員は、三十人以上とする。

(設備の基準)

**第六条** 条例第九条第一項第七号の規則で定める設備は、洗面所、便所、廊下その他障害者支援施設の運営上必要な設備とする。

2 条例第九条第一項の規定による設備の設置は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるところによらなければならない。

- 一 訓練作業室 次に掲げる基準を満たすこと。
  - (一) 専ら当該障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの用に供するものであること。ただし、利用者の支援に支障がない場合には、この限りでない。
  - (二) 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。
  - (三) 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。
- 二 居室 次に掲げる基準を満たすこと。
  - (一) 一の居室の定員は、四人以下とすること。
  - (二) 地階に設けないこと。
  - (三) 利用者一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、九・九平方メートル以上とすること。
  - (四) 寝台又はこれに代わる設備を設けること。
  - (五) 一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。
  - (六) 必要に応じて利用者の身の回り品を保管することができる設備を設けること。
  - (七) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。
- 三 食堂 次に掲げる基準を満たすこと。
  - (一) 食事の提供に支障がない広さを有すること。
  - (二) 必要な備品を備えること。
- 四 浴室 利用者の特性に応じたものであること。
- 五 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。
- 六 洗面所 次に掲げる基準を満たすこと。
  - (一) 居室のある階ごとに設けること。
  - (二) 利用者の特性に応じたものであること。

七 便所 次に掲げる基準を満たすこと。

- (一) 居室のある階ごとに設けること。
- (二) 利用者の特性に応じたものであること。

八 廊下 次に掲げる基準を満たすこと。

- (一) 幅は、一・五メートル以上(中廊下にあつては、一・八メートル以上)とすること。
- (二) 一部の幅を拡張することにより、利用者、職員等の円滑な往来に支障がないようにすること。

3 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和三十二年法律第二百十七号)第二条第一項又は第十八条の二第一項の規定により文部科学大臣が認定した学校又は厚生労働大臣が認定した養成施設である障害者支援施設(以下「認定障害者支援施設」という。)が就労移行支援を行う場合には、当該認定障害者支援施設は、条例第九条第一項及び第二項並びに前二項に定めるところによるほか、当該学校又は当該養成施設として必要とされる設備を設けなければならない。

(職員の配置の基準)

**第七条** 条例第十条第一項の施設長は、一人置かなければならない。

2 条例第十条第一項の規定による障害者支援施設が生活介護を提供する場合の同項第一号に定める職員の配置は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるところによらなければならない。

- 一 医師 利用者に対し日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数置くこと。
- 二 保健師又は看護師若しくは准看護師(以下「看護職員」という。)、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 次に掲げる基準を満たすこと。

- (一) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数が、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法(障害者支援施設の職員の勤務延べ時間数を当該障害者支援施設において常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該障害者支援施設の職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。以下同じ。)で、次に掲げる数を合計した数以上となるように置くこと。

- (1) 次に掲げる平均障害程度区分(厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害程度区分の平均値をいう。以下同じ。)の区分に応じ、それぞれ次に定める数

ア 平均障害程度区分が四未満 利用者(厚生労働大臣が定める者を除く。イ及びウにおいて同じ。)の数を六で除して得た数

イ 平均障害程度区分が四以上五未満 利用者の数を五で除して得た数

ウ 平均障害程度区分が五以上 利用者の数を三で除して得た数

- (2) (1)アの厚生労働大臣が定める者である利用者の数を十で除して得た数

- (二) 看護職員は、生活介護の単位ごとに、一人以上置くこと。
- (三) 理学療法士又は作業療法士は、生活介護の単位ごとに、利用者に対し日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行うために必要な数置くこと。
- (四) 生活支援員は、生活介護の単位ごとに、一人以上置くこと。

三 サービス管理責任者(条例第十条第一項第一号(四)に規定するサービス管理責任者をいう。以下同じ。) 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める数置くこと。

- (一) 利用者の数が六十人以下の場合 一人以上
- (二) 利用者の数が六十人を超える場合 一人に、利用者の数が六十人を超えて四十人又は四十人に満たない端数を増すごとに一人を加えて得た数以上

3 障害者支援施設は、前項第二号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

4 第二項第二号の生活支援員のうち一人以上は、常勤でなければならない。

5 第二項第三号のサービス管理責任者のうち一人以上は、常勤でなければならない。

6 条例第十条第一項の規定による障害者支援施設が自立訓練(機能訓練)(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成十八年厚生労働省令第十九号。以下「省令」という。)第六条の六第一号に規定する自立訓練(機能訓練)をいう。以下同じ。)を提供する場合の条例第十条第一項第二号に定める職員の配置は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるところによらなければならない。

- 一 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 次に掲げる基準を満たすこと。
  - (一) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数が、常勤換算方法で、利用者の数を六で除して得た数以上となるように置くこと。
  - (二) 看護職員は、一人以上置くこと。
  - (三) 理学療法士又は作業療法士は、一人以上置くこと。
  - (四) 生活支援員は、一人以上置くこと。

- 一 サービス管理責任者 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める数置くこと。
- (一) 利用者の数が六十人以下の場合 一人以上
- (二) 利用者の数が六十人を超える場合 一人に、利用者の数が六十人を超えて四十人又は四十人に満たない端数を増すごとに一人を加えて得た数以上
- 7 障害者支援施設は、当該障害者支援施設における自立訓練（機能訓練）に併せて、利用者の居宅を訪問して行う自立訓練（機能訓練）（以下「訪問による自立訓練（機能訓練）」という。）を提供する場合には、前項に定めるところによるほか、当該訪問による自立訓練（機能訓練）の提供に当たる生活支援員を一人以上置かなければならない。
- 8 障害者支援施設は、第六項第一号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。
- 9 第六項第一号の看護職員のうち一人以上は、常勤でなければならない。
- 10 第六項第一号の生活支援員のうち一人以上は、常勤でなければならない。
- 11 第六項第二号のサービス管理責任者のうち一人以上は、常勤でなければならない。
- 12 条例第十条第一項の規定による障害者支援施設が自立訓練（生活訓練）（省令第六条の六第三号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）を提供する場合の同項第三号に定める職員の配置は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるところによらなければならない。
- 一 生活支援員 常勤換算方法で、利用者の数を六で除して得た数以上置くこと。
- 二 サービス管理責任者 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める数置くこと。
- (一) 利用者の数が六十人以下の場合 一人以上
- (二) 利用者の数が六十人を超える場合 一人に、利用者の数が六十人を超えて四十人又は四十人に満たない端数を増すごとに一人を加えて得た数以上
- 13 障害者支援施設は、前項に規定する場合において、健康上の管理等の必要がある利用者がいるときは、条例第十条第一項第三号に定める職員のほか、看護職員を置くことができる。この場合において、当該障害者支援施設における職員の配置は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるところによらなければならない。
- 一 生活支援員及び看護職員 次に掲げる基準を満たすこと。
- (一) 生活支援員及び看護職員の総数が、常勤換算方法で、利用者の数を六で除して得た数以上となるように置くこと。
- (二) 生活支援員は、一人以上置くこと。
- (三) 看護職員は、一人以上置くこと。
- 二 サービス管理責任者 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める数置くこと。
- (一) 利用者の数が六十人以下の場合 一人以上
- (二) 利用者の数が六十人を超える場合 一人に、利用者の数が六十人を超えて四十人又は四十人に満たない端数を増すごとに一人を加えて得た数以上
- 14 障害者支援施設は、当該障害者支援施設における自立訓練（生活訓練）に併せて、利用者の居宅を訪問して行う自立訓練（生活訓練）（以下「訪問による自立訓練（生活訓練）」という。）を提供する場合には、前二項に定めるところによるほか、当該訪問による自立訓練（生活訓練）の提供に当たる生活支援員を一人以上置かなければならない。
- 15 第十二項第一号又は第十三項第一号の生活支援員のうち一人以上は、常勤でなければならない。
- 16 第十二項第二号又は第十三項第二号のサービス管理責任者のうち一人以上は、常勤でなければならない。
- 17 条例第十条第一項の規定による障害者支援施設が就労移行支援を提供する場合の同項第四号に定める職員の配置は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるところによらなければならない。
- 一 職業指導員及び生活支援員 次に掲げる基準を満たすこと。
- (一) 職業指導員及び生活支援員の総数が、常勤換算方法で、利用者の数を六で除して得た数以上となるように置くこと。
- (二) 職業指導員は、一人以上置くこと。
- (三) 生活支援員は、一人以上置くこと。
- 二 就労支援員 常勤換算方法で、利用者の数を十五で除して得た数以上置くこと。
- 三 サービス管理責任者 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める数置くこと。
- (一) 利用者の数が六十人以下の場合 一人以上
- (二) 利用者の数が六十人を超える場合 一人に、利用者の数が六十人を超えて四十人又は四十人に満たない端数を増すごとに一人を加えて得た数以上
- 18 条例第十条第一項第四号の規定にかかわらず、就労移行支援を提供する認定障害者支援施設には、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。この場合において、当該認定障害者支援施設における職員の配置は、当該各号に掲

げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるところによらなければならない。

一 職業指導員及び生活支援員 次に掲げる基準を満たすこと。

- (一) 職業指導員及び生活支援員の総数が、常勤換算方法で、利用者の数を十で除して得た数以上となるように置くこと。
- (二) 職業指導員は、一人以上置くこと。
- (三) 生活支援員は、一人以上置くこと。

二 サービス管理責任者 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める数置くこと。

- (一) 利用者の数が六十人以下の場合 一人以上
- (二) 利用者の数が六十人を超える場合 一人に、利用者の数が六十人を超えて四十人又は四十人に満たない端数を増すごとに一人を加えて得た数以上

19 第十七項第一号又は前項第一号の職業指導員及び生活支援員のうちいずれか一人以上は、常勤でなければならない。

20 第十七項第二号の就労支援員のうち一人以上は、常勤でなければならない。

21 第十七項第三号又は第十八項第二号のサービス管理責任者のうち一人以上は、常勤でなければならない。

22 条例第十条第一項の規定による障害者支援施設が就労継続支援B型(省令第六条の十第二号に規定する就労継続支援B型をいう。以下同じ。)を提供する場合の同項第五号に定める職員の配置は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるところによらなければならない。

一 職業指導員及び生活支援員 次に掲げる基準を満たすこと。

- (一) 職業指導員及び生活支援員の総数が、常勤換算方法で、利用者の数を十で除して得た数以上となるように置くこと。
- (二) 職業指導員は、一人以上置くこと。
- (三) 生活支援員は、一人以上置くこと。

二 サービス管理責任者 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める数置くこと。

- (一) 利用者の数が六十人以下の場合 一人以上
- (二) 利用者の数が六十人を超える場合 一人に、利用者の数が六十人を超えて四十人又は四十人に満たない端数を増すごとに一人を加えて得た数以上

23 前項第一号の職業指導員及び生活支援員のうちいずれか一人以上は、常勤でなければならない。

24 第二十二項第二号のサービス管理責任者のうち一人以上は、常勤でなければならない。

25 条例第十条第一項の規定による障害者支援施設が施設入所支援を提供する場合の同項第六号に定める職員の配置は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるところによらなければならない。

一 生活支援員 施設入所支援の単位ごとに、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める数置くこと。ただし、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援又は就労継続支援B型の提供を受ける利用者又は厚生労働大臣が定める者に対してのみその提供が行われる施設入所支援の単位にあつては、宿直勤務を行う生活支援員を一人以上置くこと。

- (一) 利用者の数が六十人以下の場合 一人以上
- (二) 利用者の数が六十人を超える場合 一人に、利用者の数が六十人を超えて四十人又は四十人に満たない端数を増すごとに一人を加えて得た数以上

二 サービス管理責任者 当該障害者支援施設において昼間実施サービス(条例第五条第四号に規定する昼間実施サービスをいう。以下同じ。)を行う場合に配置されるサービス管理責任者が兼ねること。

26 第二項、第六項、第十二項、第十三項、第十七項、第十八項、第二十二項及び前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。

27 第二項各号に掲げる職員、第三項の機能訓練指導員及び第二十五項各号に掲げる職員は、生活介護の単位又は施設入所支援の単位ごとに専ら当該生活介護又は当該施設入所支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合には、この限りでない。

28 第六項各号に掲げる職員、第七項に規定する生活支援員、第八項の機能訓練指導員、第十二項各号及び第十三項各号に掲げる職員、第十四項に規定する生活支援員並びに第十七項各号、第十八項各号及び第二十二項各号に掲げる職員は、専ら自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援又は就労継続支援B型の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合には、この限りでない。

(複数の昼間実施サービスを行う場合の職員の配置の基準の特例)

**第八条** 複数の昼間実施サービスを提供する障害者支援施設(当該昼間実施サービスの利用定員の合計が二十人未満であるものに限る。)は、前条第四項、第九項、第十項、第十五項、第十九項(第十八項第一号の職業指導員及び生活支援員に係る部分を除く。)、第二十項及び第二十三項の規定にかかわらず、当該障害者支援施設が提供する昼間実施サービスを行う場合に置かなければならない職員(施設長、医師及びサービス管理責任者を除く。)のうち、一人

以上の者を常勤とすれば足りる。

2 複数の居間実施サービスを提供する障害者支援施設は、前条第二項第三号、第六項第二号、第十二項第二号、第十三項第二号、第十七項第三号、第十八項第二号及び第二十二項第二号の規定にかかわらず、当該障害者支援施設に置かなければならないサービス管理責任者の員数を、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数とすることができる。この場合においては、サービス管理責任者のうち一人以上の者を常勤とすれば足りる。

一 当該障害者支援施設が提供する居間実施サービスのうち厚生労働大臣が定めるものの利用者の数を合計した数(次号において「合計数」という。)が六十人以下の場合 一人以上

二 合計数が六十人を超える場合 一人に、利用者の数の合計が六十人を超えて四十人又は四十人に満たない端数を増すごとに一人を加えて得た数以上

3 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。

(従たる事業所を設置する場合の職員の配置の基準)

**第九条** 条例第十一条第一項の規定により主たる事業所と一体的に管理運営を行う事業所(以下「従たる事業所」という。)を設置する障害者支援施設においては、主たる事業所及び従たる事業所の職員(施設長及びサービス管理責任者を除く。)のうちそれぞれ一人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は当該従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。

(サービス提供困難時の対応)

**第十条** 障害者支援施設は、生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援又は就労継続支援B型に係る通常の事業の実施地域等を勘案し、施設障害福祉サービスの利用の申込みを行った者(以下「利用申込者」という。)に対し自ら適切な生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援又は就労継続支援B型を提供することが困難であると認めた場合は、速やかに、適当な他の障害者支援施設の紹介その他の必要な措置を講じなければならない。

2 障害者支援施設は、利用申込者が入院治療を必要とする場合その他利用申込者に対し自ら適切な便宜を供与することが困難である場合は、速やかに、適切な病院又は診療所の紹介その他の必要な措置を講じなければならない。

(心身の状況等の把握)

**第十一条** 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況その他の状況の把握に努めなければならない。

(障害福祉サービス事業者等との連携等)

**第十二条** 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村(特別区を含む。)、他の障害者支援施設、障害福祉サービス事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対し適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(利用者に金銭の支払を求めることができる場合等)

**第十三条** 障害者支援施設が施設障害福祉サービスを提供する利用者に対し金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の用途が直接当該利用者の便益を向上させるものであって、当該利用者に支払を求めることが適当であるものである場合に限るものとする。

2 障害者支援施設は、前項の規定により金銭の支払を求める場合は、当該金銭の用途及び額並びに当該利用者に金銭の支払を求める理由について、書面によつて明らかにするとともに、当該利用者に説明を行い、その同意を得なければならない。

(施設障害福祉サービス計画の作成等)

**第十四条** 障害者支援施設の施設長は、サービス管理責任者に施設障害福祉サービス計画(施設障害福祉サービスに係る条例第二条第一項に規定する個別支援計画をいう。以下同じ。)の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活及び課題等の把握(以下「アセスメント」という。)を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援の内容を検討しなければならない。

3 サービス管理責任者は、アセスメントを行うに当たっては、利用者に面接しなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を当該利用者に対し十分に説明し、その理解を得なければならない。

4 サービス管理責任者は、アセスメント及び支援の内容の検討を行った結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、施設障害福祉サービスごとの目標及びその達成時期、施設障害福祉サービスを提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した施設障害福祉サービス計画の原案を作成しなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、当該障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービス以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービスとの連携も含めて施設障害福祉サービス計画

の原案に位置付けるように努めなければならない。

- 5 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に当たっては、利用者に対する施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。
- 6 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に当たっては、利用者又はその家族に対し、施設障害福祉サービス計画の原案の内容について説明し、文書により当該利用者の同意を得なければならない。
- 7 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画を作成した際には、当該施設障害福祉サービス計画を利用者に交付しなければならない。
- 8 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成後、当該施設障害福祉サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに、少なくとも六月に一回以上、当該施設障害福祉サービス計画の見直しを行い、必要に応じて、当該施設障害福祉サービス計画の変更を行うものとする。
- 9 サービス管理責任者は、モニタリングを行うに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところによらなければならない。
  - 一 定期的に利用者面接すること。
  - 二 定期的にモニタリングの結果を記録すること。
- 10 第二項から第七項までの規定は、第八項の施設障害福祉サービス計画の変更について準用する。  
(サービス管理責任者の業務)

**第十五条** 条例第十三条第三号の規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。

- 一 利用申込者の利用に際し、当該利用申込者が現に利用している障害福祉サービス事業を行う者等に対する照会等により、当該利用申込者の心身の状況、当該障害者支援施設以外における障害福祉サービス等の利用状況その他の状況を把握すること。
- 二 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、当該利用者が自立した日常生活を営むことができるように定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し必要な援助を行うこと。  
(相談等)

**第十六条** 障害者支援施設は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、当該利用者又はその家族からの相談に適切に応ずるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

- 2 障害者支援施設は、利用者が当該障害者支援施設以外において生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型（省令第六条の十第一号に規定する就労継続支援A型をいう。）又は就労継続支援B型の利用を希望する場合には、他のサービス事業所（法第三十六条第一項に規定するサービス事業所をいう。）等との利用調整その他の必要な支援を実施しなければならない。  
(介護)

**第十七条** 障害者支援施設は、施設人所支援の提供に当たっては、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきしなければならない。

- 2 障害者支援施設は、生活介護又は施設人所支援の提供に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。
- 3 障害者支援施設は、生活介護又は施設人所支援の提供に当たっては、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。
- 4 障害者支援施設は、生活介護又は施設人所支援の提供に当たっては、利用者に対し、離床、着替え、整容等の介護その他日常生活上必要な支援を適切に行わなければならない。
- 5 障害者支援施設は、常時一人以上の職員を介護に従事させなければならない。
- 6 障害者支援施設は、利用者に対し、当該利用者の負担により、当該障害者支援施設の職員以外の者による介護を受けさせてはならない。

(訓練)

**第十八条** 障害者支援施設は、常時一人以上の職員を訓練に従事させなければならない。

- 2 障害者支援施設は、利用者に対し、当該利用者の負担により、当該障害者支援施設の職員以外の者による訓練を受けさせてはならない。

(生産活動の機会の提供)

**第十九条** 障害者支援施設は、生活介護又は就労移行支援における生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動の能率の向上が図られるように、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。

- 2 障害者支援施設は、生活介護又は就労移行支援における生産活動の機会の提供に当たっては、防塵設備又は消火設備の設置その他生産活動を安全に行うために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

## (工賃の支払等)

**第二十条** 障害者支援施設は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型において行われる生産活動に従事している者に、当該生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型ごとに、生産活動に係る事業の収入から当該事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

2 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、前項の規定により利用者それぞれに対し支払われる一月当たりの工賃の平均額(以下単に「工賃の平均額」という。)を、三千円を下回るものとしてはならない。

3 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃の水準を高めるように努めなければならない。

4 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、年度ごとに、工賃の目標水準を設定するとともに、当該工賃の目標水準及び前年度に利用者に対し支払われた工賃の平均額を利用者に通知し、及び県に報告しなければならない。

## (実習の受入先の確保)

**第二十一条** 障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が施設障害福祉サービス計画に基づいて実習を行うことができるように、実習の受入先を確保しなければならない。

2 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が施設障害福祉サービス計画に基づいて実習を行うことができるように、実習の受入先の確保に努めなければならない。

3 障害者支援施設は、前二項の規定による実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター(障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第百二十三号)第二十七条第二項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。)、特別支援学校その他の関係機関と連携し、利用者の意向及び適性を踏まえて行うように努めなければならない。

## (求職活動の支援等の実施)

**第二十二条** 障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動を支援しなければならない。

2 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動の支援に努めなければならない。

3 障害者支援施設は、就労移行支援又は就労継続支援B型の提供に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校その他の関係機関と連携し、利用者の意向及び適性に応じた求人の開拓に努めなければならない。

## (職場への定着のための支援の実施)

**第二十三条** 障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関と連携し、利用者が就職した日から六月以上、職業生活における相談その他の支援を継続しなければならない。

2 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関と連携し、利用者が就職した日から六月以上、職業生活における相談その他の支援の継続に努めなければならない。

## (就職状況の報告)

**第二十四条** 障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、毎年度、前年度に就職した利用者の数その他の就職に関する状況を県に報告しなければならない。

## (食事)

**第二十五条** 障害者支援施設(施設入所支援を提供するものに限る。)は、正当な理由がなく、食事の提供を拒んではならない。

2 障害者支援施設は、食事の提供を行う場合には、あらかじめ、利用者に対しその内容及び費用に関して説明を行い、その同意を得なければならない。

3 障害者支援施設は、食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し適切な時間に提供を行うとともに、利用者の年齢及び障害の特性に応じた適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため必要な栄養管理を行わなければならない。

4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行われなければならない。

5 障害者支援施設は、食事の提供を行う場合であつて当該障害者支援施設に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるように努めなければならない。

## (社会生活上の便宜の供与等)

**第二十六条** 障害者支援施設は、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うように努めなければならない。

2 障害者支援施設は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、当該利用者又はその家族が行うことが困難である場合は、当該利用者の同意を得て、当該利用者又はその家族に代わって行わなければならない。

ない。

3 障害者支援施設は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、当該利用者とその家族との交流等の機会を確保するように努めなければならない。

(健康管理)

**第二十七条** 障害者支援施設は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じなければならない。

2 障害者支援施設は、施設入所支援を利用する利用者に対し、毎年二回以上定期的に健康診断を行わなければならない。

(施設入所支援の利用者の入院期間中の取扱い)

**第二十八条** 障害者支援施設は、施設入所支援を利用する利用者が病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であつて、入院後おおむね三月以内に退院することが見込まれるときは、当該利用者の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該障害者支援施設の施設入所支援を円滑に利用することができるようにしなければならない。

(給付金として支給を受けた金銭の管理)

**第二十九条** 障害者支援施設は、当該障害者支援施設の設置者が利用者に係る厚生労働大臣が定める給付金(以下単に「給付金」という。)の支給を受けたときは、当該給付金として支給を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。

- 一 当該利用者に係る当該金銭及びこれに準ずるもの(これらの運用により生じた収益を含む。以下「利用者に係る金銭」という。)をその他の財産と区分すること。
- 二 利用者に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従つて用いること。
- 三 利用者に係る金銭の収支の状況を明らかにする記録を整備すること。
- 四 当該利用者が退所した場合は、速やかに、利用者に係る金銭を当該利用者取得させること。

(施設長の責務)

**第三十条** 障害者支援施設の施設長は、当該障害者支援施設の職員に条例第五条から第七条まで、第十二条から第十七条まで及び第十九条から第二十二條までの規定並びに第三条、第十条から前条まで及び次条から第三十六條までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(勤務体制の確保等)

**第三十一条** 障害者支援施設は、利用者に対し適切な施設障害福祉サービスを提供することができるように、施設障害福祉サービスの種類ごとに、職員の勤務体制を定めておかななければならない。

2 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの種類ごとに、当該障害者支援施設の職員によつて施設障害福祉サービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 障害者支援施設は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(衛生管理等)

**第三十二条** 障害者支援施設は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。

2 障害者支援施設は、当該障害者支援施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(協力医療機関等)

**第三十三条** 障害者支援施設は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかななければならない。

2 障害者支援施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくように努めなければならない。

(苦情への対応)

**第三十四条** 障害者支援施設は、その提供した施設障害福祉サービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、当該苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 障害者支援施設は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(地域との連携等)

**第三十五条** 障害者支援施設は、その運営に当たっては、地域住民又は民間の団体との連携及び協力その他の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生時の対応)

**第三十六条** 障害者支援施設は、条例第二十二條第一項の事故の状況及び同項の規定により講じた措置について記録しなければならない。

2 障害者支援施設は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やか

に、その損害の賠償をしなければならない。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

##### (経過措置)

2 平成十八年十月一日において現に存した法附則第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第二十一条の六に規定する知的障害者更生施設（障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成十八年厚生労働省令第百六十九号。以下「整備省令」という。）第一条の規定による廃止前の知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準（平成十五年厚生労働省令第二十二号。以下「旧知的障害者援護施設最低基準」という。）第二十二条第一号に規定する知的障害者入所更生施設に限る。以下単に「知的障害者更生施設」という。）、同法第二十一条の七に規定する知的障害者授産施設（旧知的障害者援護施設最低基準第四十六条第一号に規定する知的障害者入所授産施設に限る。以下単に「知的障害者授産施設」という。）又は同法第二十一条の八に規定する知的障害者通勤寮（以下単に「知的障害者通勤寮」という。）が施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物（基本的な設備が完成していたものを含み、同日以後に増築され、又は改築された等建物の構造の変更をしたものを除く。以下同じ。）について第六条第二項の規定を適用する場合においては、同項第二号(一)中「四人」とあるのは、「原則として四人」とする。

3 平成十八年十月一日において現に存した法附則第四十一条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和三十四年法律第二百八十三号。以下「旧身体障害者福祉法」という。）第二十九条に規定する身体障害者更生施設（以下単に「身体障害者更生施設」という。）、旧身体障害者福祉法第三十一条に規定する身体障害者授産施設（整備省令第三十一条の規定による改正前の身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準（平成十五年厚生労働省令第二十一号。以下「旧身体障害者更生援護施設最低基準」という。）第五十条第一号に規定する身体障害者入所授産施設に限る。以下単に「身体障害者授産施設」という。）、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設又は知的障害者通勤寮が施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について第六条第二項の規定を適用する場合においては、同項第二号(三)中「九・九平方メートル」とあるのは、「六・六平方メートル」とする。

4 平成十八年十月一日において現に存した法附則第四十八条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第四十六条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第五十条の二第一項第一号に掲げる精神障害者生活訓練施設（以下単に「精神障害者生活訓練施設」という。）又は同項第二号に掲げる精神障害者授産施設（整備省令第一条の規定による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準（平成十二年厚生省令第八十七号）第二十三条第一号に規定する精神障害者通所授産施設及び同条第二号に規定する精神障害者小規模通所授産施設を除く。以下単に「精神障害者授産施設」という。）が施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について第六条第二項の規定を適用する場合においては、同項第二号(三)中「九・九平方メートル」とあるのは、「四・四平方メートル」とする。

5 平成十八年十月一日において現に存した身体障害者更生施設若しくは身体障害者授産施設であつて旧身体障害者更生援護施設最低基準附則第二条若しくは第四条の規定の適用を受けているもの又は知的障害者更生施設、知的障害者授産施設若しくは知的障害者通勤寮であつて旧知的障害者援護施設最低基準附則第二条から第四条までの規定の適用を受けているものが施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について第六条第二項の規定を適用する場合においては、附則第三項の規定にかかわらず、同条第二項第二号(三)中「九・九平方メートル」とあるのは、「三・三平方メートル」とする。

6 平成十八年十月一日において現に存した法附則第四十一条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた旧身体障害者福祉法第三十条に規定する身体障害者療護施設（以下単に「身体障害者療護施設」という。）であつて旧身体障害者更生援護施設最低基準附則第三条の規定の適用を受けているものが施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこの施設の建物について第六条第二項の規定を適用する場合においては、同項第二号(三)中「九・九平方メートル」とあるのは、「六・六平方メートル」とする。

7 平成十八年十月一日において現に存した身体障害者更生施設、身体障害者授産施設、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通勤寮、精神障害者生活訓練施設又は精神障害者授産施設が施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については、当分の間、第六条第二項第二号(七)のプザー又はこれに代わる設備を設けないことができる。

8 平成十八年十月一日において現に存した知的障害者更生施設又は知的障害者授産施設が施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について第六条第二項の規定を適用する場合においては、同項第八号(一)中「一・五メートル」とあるのは、「一・三五メートル」とする。

9 平成十八年十月一日において現に存した知的障害者通勤寮、精神障害者生活訓練施設又は精神障害者授産施設が施

設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については、第六条第二項第八号の規定は、当分の間、適用しない。

- 10 平成十八年十月一日において現に存した身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、知的障害者更生施設又は知的障害者授産施設が施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については、第六条第二項第八号(二)の規定は、当分の間、適用しない。